

目次

計画の基本的な考え

| | |
|----------|---|
| 1 . はじめに | 3 |
| 2 . 基本理念 | 3 |
| 3 . 計画期間 | 5 |
| 4 . 基本目標 | 5 |

| | |
|-----|---|
| 体系図 | 6 |
|-----|---|

| | |
|-------------------|---|
| 男女共同参画社会に向けた意識づくり | 9 |
|-------------------|---|

| | | |
|------|-----------------------|----|
| 主要課題 | 家庭・地域社会での男女共同参画の意識づくり | 12 |
| 主要課題 | 男女の差別意識のない職場づくり | 14 |
| 主要課題 | 男女平等を基本とする教育と学習の推進 | 15 |

| | |
|---------------|----|
| 就業と家庭の両立施策の充実 | 16 |
|---------------|----|

| | | |
|------|-------------|----|
| 主要課題 | 仕事と子育ての両立支援 | 18 |
| 主要課題 | 仕事と介護の両立支援 | 20 |
| 主要課題 | 職場復帰・再就職の支援 | 21 |

| | |
|---------------------|----|
| 地域づくり・政策決定への女性参画の推進 | 23 |
|---------------------|----|

| | | |
|------|----------------------|----|
| 主要課題 | 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 | 26 |
| 主要課題 | 市民と行政の協働による地域づくり | 27 |
| 主要課題 | 計画の推進 | 28 |

= 資料 =

| | |
|--|----|
| 「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」のまとめ .. | 29 |
| 男女共同参画に関する国内外の動き | 77 |
| 山県市男女共同参画プラン策定の経過 | 81 |
| 山県市男女共同参画推進懇話会委員名簿 | 82 |
| 山県市男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム名簿 .. | 83 |
| 山県市男女共同参画プラン(案)パブリックコメントに 対する市の考え | 84 |
| 山県市男女共同参画推進組織設置要綱 | 89 |
| 男女共同参画社会基本法 | 91 |
| 岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画 社会づくり条例 | 95 |

計画の基本的な考え

1 . はじめに

本計画は、「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」¹の結果及び、男女共同参画推進懇話会の提言等をもとに、男女が互いに人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現にむけて、行政機関が率先して取り組むべき施策を中心に策定しました。

2 . 基本理念

国の男女共同参画社会基本法では、5つの基本理念として、

- 1 . 男女の人権の尊重
- 2 . 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 . 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 . 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 . 国際的協調

を定めています。

山縣市では、男女共同参画社会を実現するため、国の「男女共同参画社会基本法」や岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画」を踏まえ、基本理念を次のように掲げます。

基本理念

男女共同参画で新たな活力ある山県市の創造

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化、国際化や情報化など著しく変化しています。このような社会情勢の中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野でともに参画できる社会を築いていくことを通じて、活力ある山県市を目指します。

1 「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」

実施方法

- ・ 調査対象：山県市内に住所を有する18歳以上75歳未満の市民
1,500人
- ・ 抽出方法：住民基本台帳から無作為に抽出
- ・ 実施方法：郵送配布、郵送回収
- ・ 調査期間：平成18年4月1日から平成18年4月21日まで

配布回収状況

- ・ 実施配布数：1,491（配達不能数 9）

| | | |
|-------|-----|-----------|
| 高富地域 | 901 | （配達不能数 6） |
| 伊自良地域 | 176 | （配達不能数 1） |
| 美山地域 | 423 | （配達不能数 2） |
- ・ 回収数：510
- ・ 回収率：34.2%

3 . 計画期間

計画期間

2007年度(平成19年度)から
2011年度(平成23年度)までの5年間

男女をとりまく社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 . 基本目標

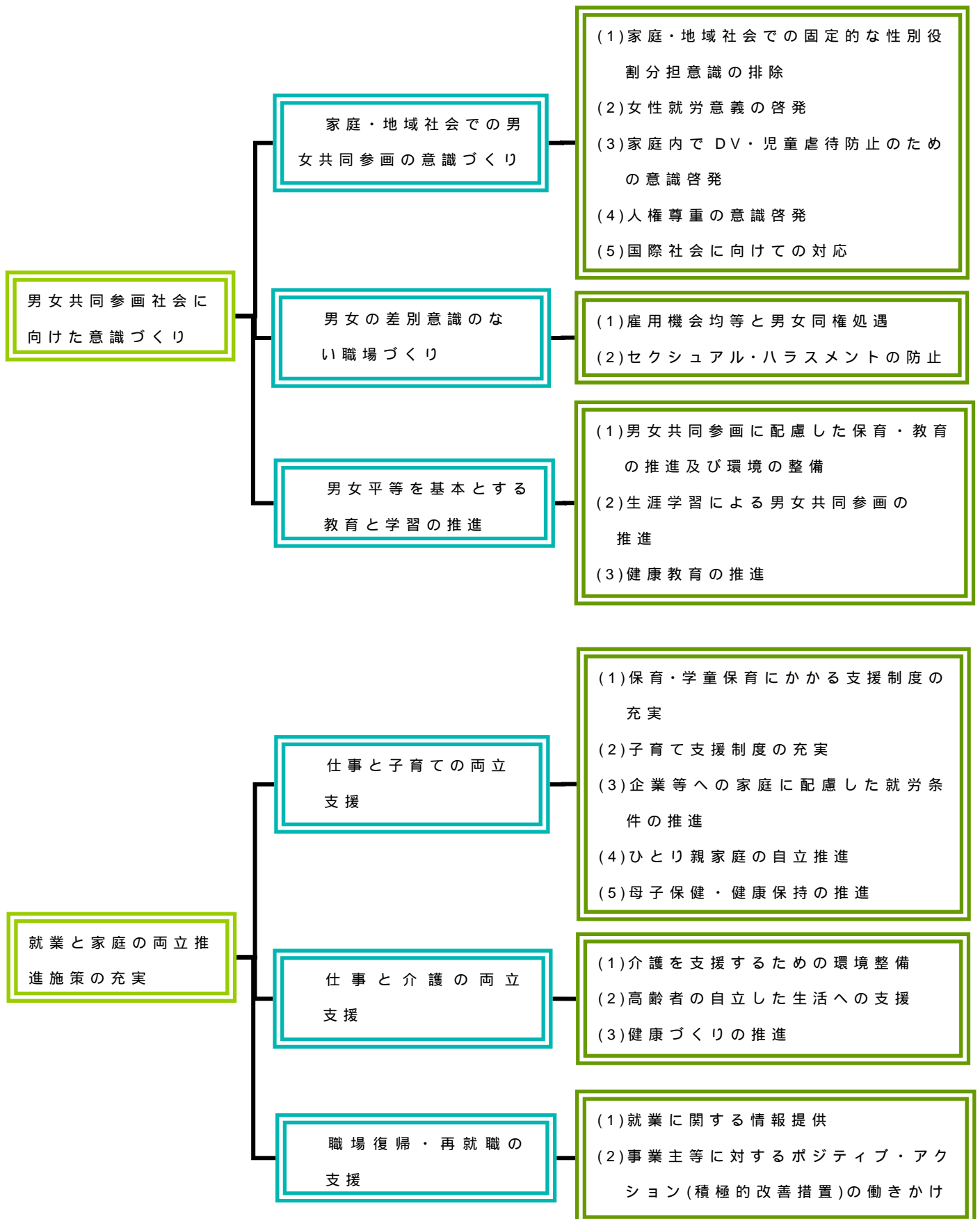
男女共同参画社会の実現のため、3つの基本目標を掲げて各種施策を推進します。

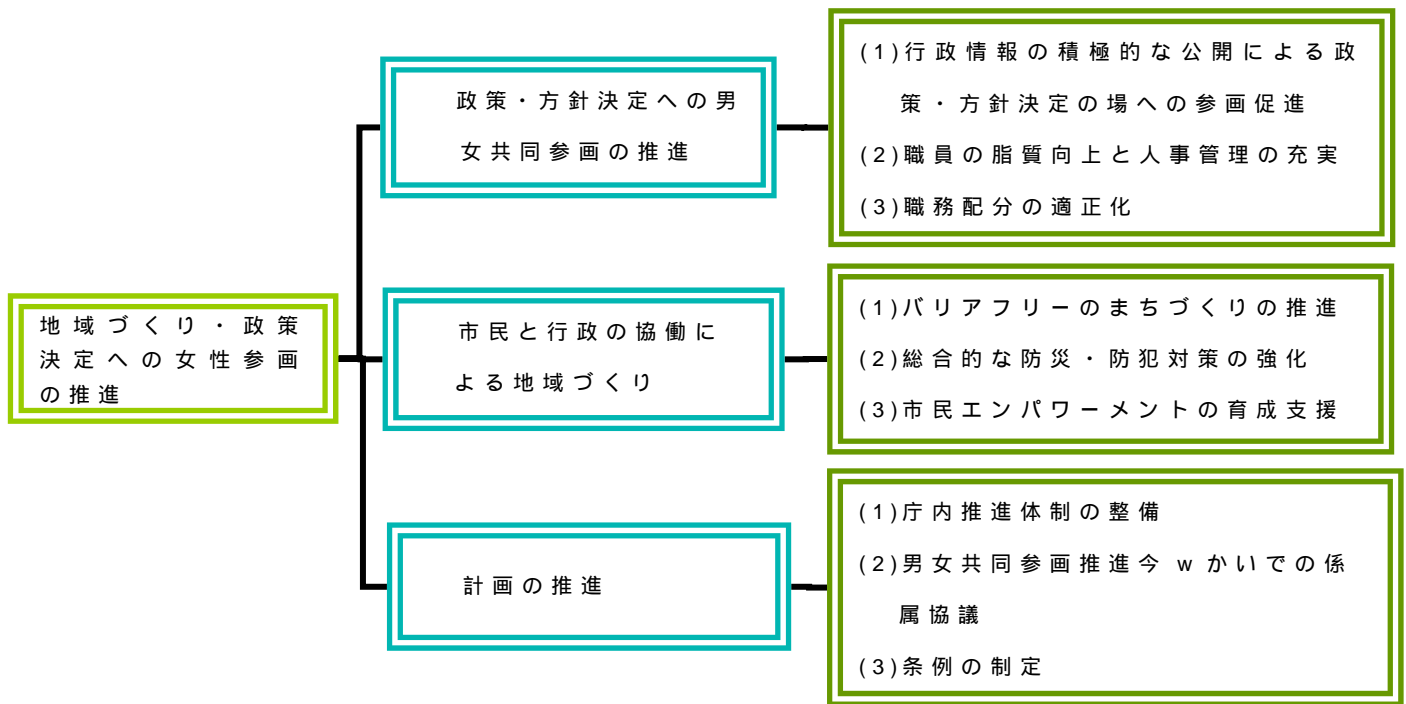
男女共同参画社会に向けた意識づくり

就業と家庭の両立推進施策の充実

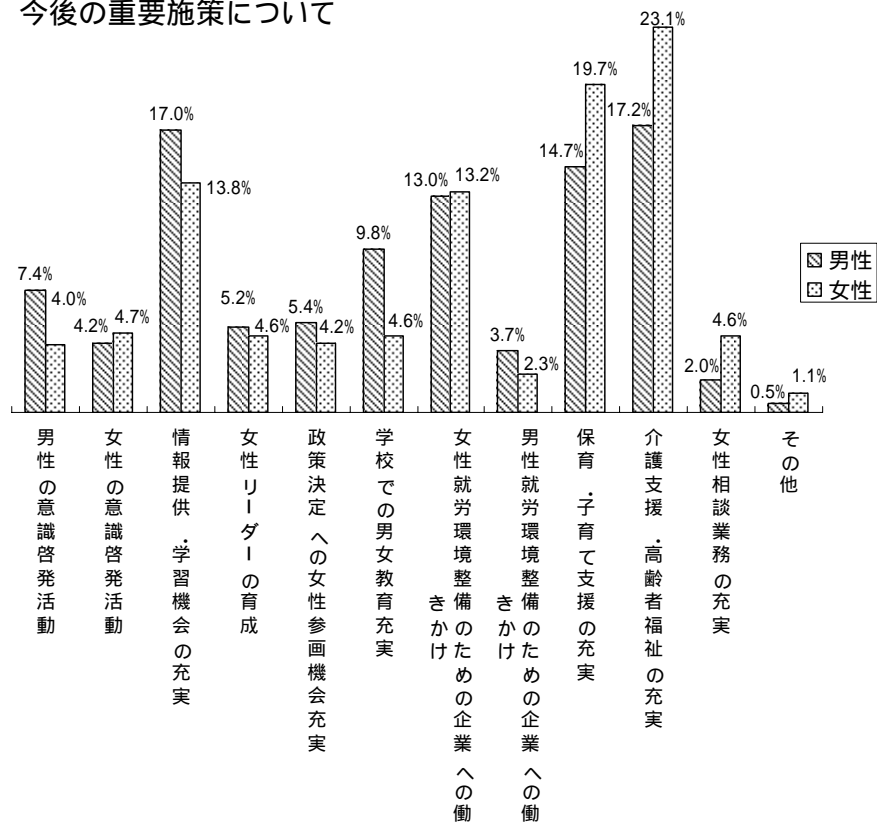
地域づくり・政策決定への女性参画の推進

山県市男女共同参画プラン 体系図





今後の重要施策について



「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成18年4月)より

～男女共同参画社会に向けた意識づくり～

現状と課題

「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から、家庭生活、職場、政治の場や職業の選択、社会通念・習慣・しきたりといった社会全体において、「男性が優遇されている」と感じている人が、国内全体の状況よりも相対的に多いことが明らかになりました。

さらに、「家庭での具体的な役割分担について」尋ねた質問では、「近所や親せき等との付き合い」を除き、家事・育児・介護の割合が女性に多く偏っており、固定的な性別役割分担意識が、根強く存続している状況がわかります。

このような固定的な性別役割分担意識は、女性の生き方を制限してしまい、不利益な状況を生み出してきたと同時に、男性自身に対してもさまざまな場面で無理を強いてきました。男女共同参画社会の実現に向けて、男性の意識改革が必要であり、それと同時に女性の意識改革も重要です。

このことから、一人ひとりが日常生活を見直し、生まれてから成長していく環境の中で形づくられてきた固定的役割分担意識をなくし、お互いに人権を尊重し合い、あらゆる場面において男女の人権が保障されるような社会を実現するために、意識啓発や情報提供を行い、男女共同参画の視点に立った学習・教育機会などを充実させ、男女平等の意識づくりを図っていくことが大切です。

また、男女間のあらゆる暴力を根絶し、DV（ドメスティック・バイオレンス）²やセクシュアル・ハラスメント³による被害者の支援体制の整備、さらには、国際化に対応して外国人との共生も進めなければなりません。

2 DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫や恋人など親密関係にある、また、あった男性から女性に対してふるわれる身体的・精神的・性的な暴力など

3 セクシュアル・ハラスメント

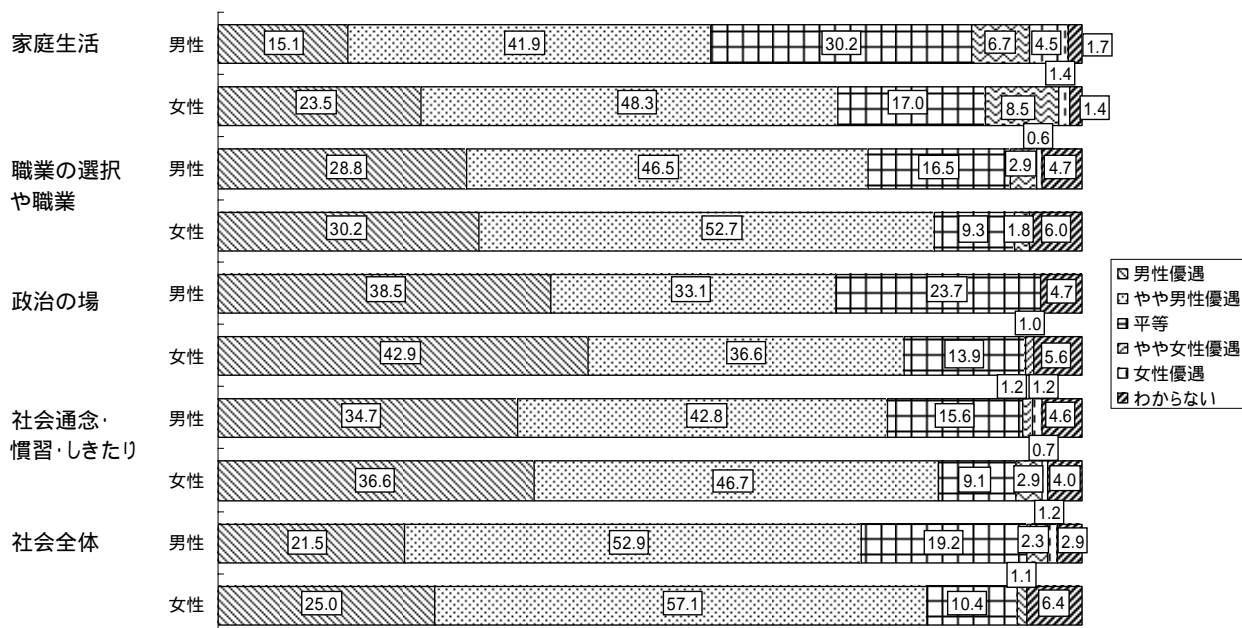
相手の意志に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為

[図表 2]

山縣市と国との比較

= 山縣市 =

現状の男女の地位について(男女平等意識)

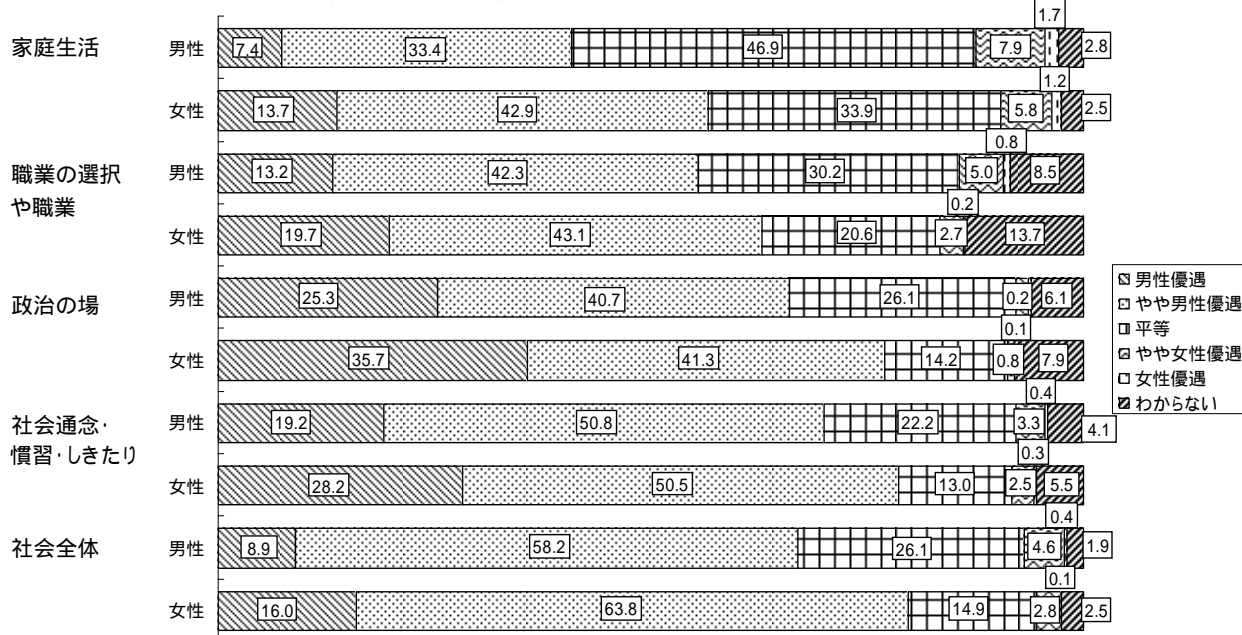


「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成18年4月)より

[図表 3]

= 国 =

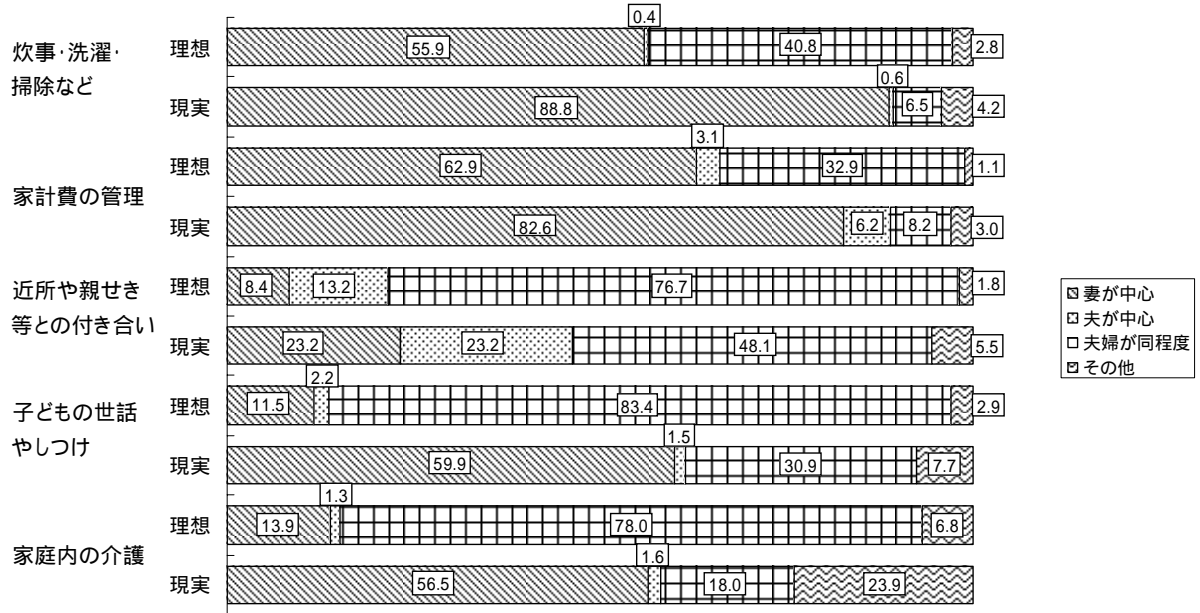
現状の男女の地位について(男女平等意識)



【内閣府男女共同参画局】「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年11月)より

[図表 4]

具体的な役割分担【現実・理想】



「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成18年4月)より

主要課題

《 家庭・地域社会での男女共同参画の意識づくり》

男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法など、女性を取り巻く制度は整えられつつありますが、依然として男性の家庭での家事分担比率は低くなっています。

さらに、DV(ドメスティック・バイオレンス)・児童虐待といった人としての人権が尊重されない事例は、現在の社会生活で多く発生しているのが現状です。

また、急速に進む国際社会の中で、身近な地域社会においても外国人との共生が求められています。

こういった状況を解消するために、制度のさらなる見直しをはかるとともに、固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画に関する法制度の周知徹底をはじめとする施策の展開や、広報紙・CCY(市営有線テレビ)、市のホームページを活用した人権啓発活動の充実を図り、人権尊重の意識づくりを目指します。

| 施策の方向 | 具体的施策 | 主な担当課 |
|-----------------------------|---|------------------------|
| (1)家庭・地域社会での固定的な性別役割分担意識の排除 | 広報紙・市のホームページ・CCY(市営有線テレビ)等による男女共同参画意識の啓発 自治会等への男女共同参画意識の啓発 | 総務課 秘書広報課 有線テレビ局 |
| (2)女性就労意義の啓発 | 女性が生涯をとおして就労できるような意識づくりのための啓発 家族経営協定 ⁴ の推進 | 総務課 産業振興課 農林課 |
| (3)家庭内でのDV・児童虐待防止のための意識啓発 | DV(ドメスティック・バイオレンス)の問題を未然に防ぐための啓発 要保護児童対策地域協議会の充実 | 子ども家庭課 |
| (4)人権尊重の意識啓発 | 人権尊重の意識啓発につながる図書等の充実 人権相談・法律相談・心配ごと相談の充実 | 社会福祉課 生涯学習課 総務課 |

| | | |
|---------------------|----------------------------|--------------|
| (5) 国際社会に 向けての対応 | 外国人に対する情報提供の推進、国 際交流の推進 | 総務課 生涯学習課 |
|---------------------|----------------------------|--------------|

4 家族経営協定

農業経営に携わる家族員間で給与や休日等の就業条件、役割分担等を話し合い取決めを行うこと

《 男女の差別意識のない職場づくり》

少子・高齢化の進展により男女を問わず、労働力が求められる中、性別により差別されることなく、男性も女性も個人の能力が発揮される職場づくりが大切です。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメントは、男女の働く権利や人権を侵害するだけでなく、企業の社会的評価を落とし、職場環境を悪化させるものです。このようなセクシュアル・ハラスメントを防止するため、啓発活動・情報提供を行います。

| 施策の方向 | 具体的施策 | 主な担当課 |
|---------------------|--|------------------------|
| (1)雇用機会均等と男女同権処遇 | 商工会との連携による男女共同参画促進の事業者への啓発 企業、団体、事業主等への男女平等処遇、労働同一原則の働きかけ | 総務課 産業振興課 |
| (2)セクシュアル・ハラスメントの防止 | セクシュアル・ハラスメント防止の情報の広報紙や市のホームページ・CCY(市営有線テレビ)等での提供 | 総務課 秘書広報課 有線テレビ局 |

《 男女平等を基本とする教育と学習の推進 》

男女共同参画社会を実現するためには、子どものころからの意識づくりが大切です。保育所・学校において男女共同参画の視点に立った教育・学習環境の整備を進めます。

また、健康教育をとおして、男女がともにそれぞれの性に対する理解と、お互いを尊重することを学び、性別役割分担意識に束縛されない社会生活を送れるよう学習環境を充実します。

さらに、生涯学習の中で、家庭や地域社会における固定的な性別役割分担意識を見直し、子どもの可能性や個性を大切にした家庭教育の重要性をまわりのおとなに普及します。

| 施策の方向 | 具体的施策 | 主な担当課 |
|-------------------------------|---|--------------------------|
| (1)男女共同参画に配慮した保育・教育の推進及び環境の整備 | 保育所・学校において性別にとらわれない、個性を尊重した能力や適性を生かした指導 人権教育推進のための市内小中学校の教職員を対象にした研修会の実施 人権教育をとおした子どもたちへの男女平等意識の定着化 P T A 組織での方針決定の場への共同参画推進の啓発 授業参観や三者懇談会への父親参加の呼びかけ | 学校教育課 生涯学習課 子ども家庭課 |
| (2)生涯学習による男女共同参画の推進 | 男女平等意識の生涯学習の充実 男女共同参画社会推進に係る出前講座の充実 人権感覚を豊かにするための研修や大会の実施 | 生涯学習課 総務課 |
| (3)健康教育の推進 | 性教育、喫煙、薬物乱用等学校での取組の支援 | 学校教育課 子ども家庭課 |

～就業と家庭の両立推進施策の充実～

現状と課題

男女共同参画社会とは、これまでの固定的な性別による役割分担社会から、男女がともに性別によって生き方を制限されることがなく、その意志によって個性と能力を発揮することができる社会です。

しかし、とりわけ就業環境には、大きな課題があります。既婚女性は、炊事、洗濯、子育てや介護といった家事労働と職業生活の両方を担うことが多いため、職場で労働者として期待されにくく、働き続けることが困難な状況にあります。

「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から、「子どもが成長後に女性は再就職する形態が望ましい」という考えが全体の5割を占めており、結婚や出産で仕事を退職した女性にも、新たな仕事にチャレンジできるよう情報提供や支援制度が必要です。

一方、内閣府が実施した世論調査では「子育てしながら職業を続けた方がよい」が最も多いことがわかります。この世論調査を時系列に見てみると、過去において実施された調査結果に山県市は近い傾向があり、今後子育てしながら職業を続けた方がよいと思う人が増えると考えられることもできます。

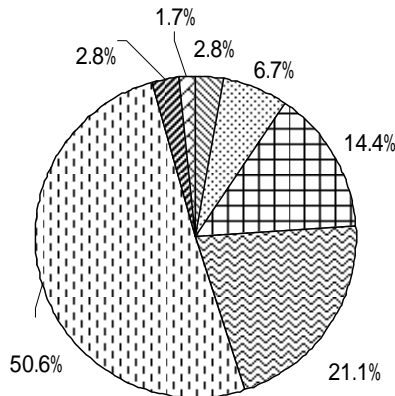
こうした中で、女性が結婚・出産後も働き続けるために男女がともに育児・介護休業を取りやすい職場環境づくり、保育施設、学童施設などの整備を充実させる必要があります。また、「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」でも「行政の取組として重要な施策は何か」という問いに対して「介護支援・高齢者福祉の充実」が高い割合となり、高齢社会が進む現在、介護環境の整備も重要な課題と言えます。

[図表 5]

女性が職業を持つことについて

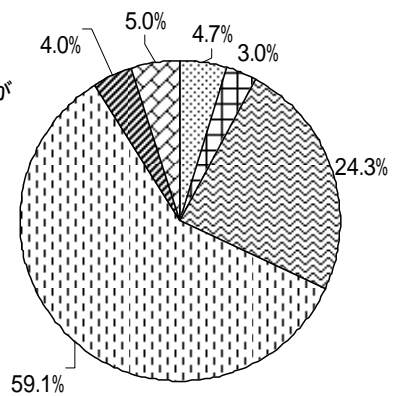
= 山 県 市 =

【 男 性 】



【 女 性 】

女性は職業を持たない方がよい
結婚するまでは、職業を持つ方がよい
子供ができるまでは、職業をもつほうがよい
子供ができて、子育てをしながらずっと職業を続けた方がよい
子供ができたなら職業をやめ、子供が成長したら再び職業をもつ要がよい
わからない
その他

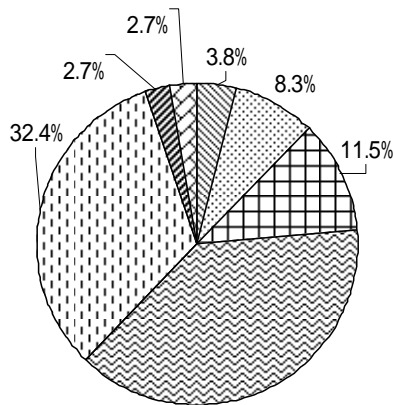


[図表 6] 「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 18 年 4 月)より

女性が職業を持つことについて

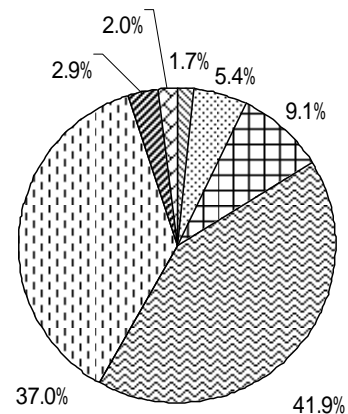
= 国 =

【 男 性 】



【 女 性 】

女性は職業を持たない方がよい
結婚するまでは、職業を持つ方がよい
子供ができるまでは、職業をもつほうがよい
子供ができて、子育てをしながらずっと職業を続けた方がよい
子供ができたなら職業をやめ、子供が成長したら再び職業をもつ要がよい
わからない
その他



[図表 6] 38.6%

単位：%

| 内閣府 世論調査 | 女性は 職業を持 たない方 がよい | 結 婚 す るまでは、 職 業 を も つ 方 が よ い | 子 供 が で き る ま で は、 職 業 を も つ 方 が よ い | 子 供 が でき ても、 子 育 て を し な が ら ず っ と 職 業 を 続 け た 方 が よ い | 子 供 が でき たら 職 業 を や め、 子 供 が 成 長 し た ら 再 び 職 業 を も つ 方 が よ い | わ か ら な い | そ の 他 |
|-------------|----------------------------|---|--|---|---|-----------------------|-------------|
| H4.11 調査 | 4.1 | 12.5 | 12.9 | 23.4 | 42.7 | 2.9 | 1.5 |
| H7.7 調査 | 4.3 | 9.0 | 11.7 | 30.2 | 38.7 | 3.4 | 2.8 |
| H12.2 調査 | 4.1 | 7.8 | 10.4 | 33.1 | 37.6 | 4.3 | 2.7 |
| H14.7 調査 | 4.4 | 6.2 | 9.9 | 37.6 | 36.6 | 4.2 | 1.1 |
| H16.11 調査 | 2.7 | 6.7 | 10.2 | 40.4 | 34.9 | 2.8 | 2.3 |

【内閣府男女共同参画局】「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 16 年 11 月)より

主要課題

《 仕事と子育ての両立支援 》

共働き世帯が増加している現在、男女がともに家事や育児といった家事労働を行いながら子育てをしていかなければなりません。安心して仕事ができるように、育児休業制度をはじめ、さまざまな支援制度の普及と啓発を行い、仕事と育児の両立ができる社会を目指します。

さらに、価値観の多様化する現在、単身世帯やひとり親世帯など家庭の形態もさまざまです。どのような生き方を選択した場合でも、女性が自立し、社会で対等な構成員として生活できるよう支援します。

また、これまで女性が当然として行ってきた家事労働を男女が協力し合って担っていくという意識を持つことで、家庭の中から意識を改革し、社会全体を変えていくことを目指します。

| 施策の方向 | 具体的施策 | 主な担当課 |
|-------------------------|--|-----------------|
| (1) 保育・学童保育にかかる支援制度の充実 | 低年齢児保育・一時保育・特定保育（柔軟な保育時間に対応する保育）・延長保育等の充実 学童保育の充実 | 子ども家庭課 |
| (2) 子育て支援制度の充実 | 家庭教育支援・子育て支援センター事業の充実 子育てネットワーク事業の充実 ファミリーサポートセンター事業の充実 育児や生活などのさまざまな分野の相談窓口の充実 | 子ども家庭課 生涯学習課 |
| (3) 企業等への家庭に配慮した就労条件の推進 | 事業主や市民に対する、男女雇用機会均等法などの普及、就労環境の改善の促進 | 総務課 産業振興課 |

| | | |
|-----------------|--|--------------------------|
| | <p>事業主に対する、育児休業制度の啓発、制度の普及</p> <p>男性の育児休業取得の推進</p> | |
| (4)ひとり親家庭の自立促進 | <p>母子家庭自立支援教育訓練給付金等の給付によるひとり親家庭支援の充実</p> <p>市営住宅入居審査の際のひとり親家庭の優先的選考の配慮</p> | <p>子ども家庭課</p> <p>建設課</p> |
| (5)母子保健・健康保持の推進 | <p>妊婦健診、乳幼児健診の充実</p> <p>妊婦相談、訪問による順調な妊娠出産の支援</p> <p>『ママパパクラス』⁴の充実</p> <p>食育推進ボランティア養成講習会の開催</p> <p>保育時間への食育カリキュラム⁵の組入れ</p> | <p>子ども家庭課</p> |

4 ママパパクラス

日曜開催で実施し、夫婦で親になる心構えを学び、育児体験や乳幼児の生活安全上の説明などを行う講座

5 食育カリキュラム

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てるために行う教育

《 仕事と介護の両立支援 》

介護休暇制度については、制度として整備されていますが、「職場で休暇が取れる雰囲気でない」などの理由で断念することがあるようです。

しかし、性差に限らず、育児や介護といった家庭の状況に合わせて、多様な働き方を認め合えるような職場づくりが大切です。そのため、家庭と仕事を両立するには、意識改革に加え、職場における制度の運用、介護予防や健康づくりを推進します。

| 施策の方向 | 具体的施策 | 主な担当課 |
|--------------------|--|----------------|
| (1) 介護を支援するための環境整備 | 介護保険制度の情報提供 介護保険制度・介護サービスの促進 事業主に対する介護休暇制度の啓発、普及 | 社会福祉課 産業振興課 |
| (2) 高齢者の自立した生活への支援 | 高齢者福祉サービスの充実、高齢者の自立の支援 老人クラブ等高齢者組織の育成支援 シルバー人材センターの就労機会の拡大 『いこいの広場』 ⁶ の充実 住宅改修支援の充実 | 健康課 |
| (3) 健康づくりの推進 | 学校施設開放、生涯スポーツの推進 がん健診、骨粗しょう症等健診の充実 個別健康教育や訪問指導など個別指導・相談の実施 | 生涯学習課 健康課 |

6 いこいの広場

要介護状態になるおそれのある人や閉じこもりがちな人を対象に、健康・生きがいづくり、介護予防や疾病予防を目的とし、日常生活動作訓練・健康相談等を行う事業

《 職場復帰・再就職の支援 》

「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、「女性は子どもができたら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい」という意見が男女ともに5割を超えています。

子育てを終え、職場復帰を目指す女性に対し再就職の情報提供をし、職場復帰が円滑に図られるよう支援に努めます。

また、企業や事業主に対しても職場復帰や再雇用制度について啓発するとともに、男女がともに働きがいのある就労環境、家庭生活等と両立しながら安心して働くことのできる就労環境の整備を目指します。

| 施策の方向 | 具体的施策 | 主な担当課 |
|--------------------------------------|---|----------------|
| (1)就業に関する情報提供 | 関係機関との連絡強化による、情報の積極的な提供((財)21世紀職業財団・ハローワーク・商工会等) 雇用に関する相談の充実 企業誘致による雇用機会の拡大 | 産業振興課 企画財政課 |
| (2)事業主等に対するポジティブ・アクション(積極的改善措置)の働きかけ | 企業や事業主等への職場復帰・再雇用制度の働きかけ 男女共同参画社会推進優良企業の顕彰 | 産業振興課 総務課 |

～地域づくり・政策決定への女性参画の推進～

現状と課題

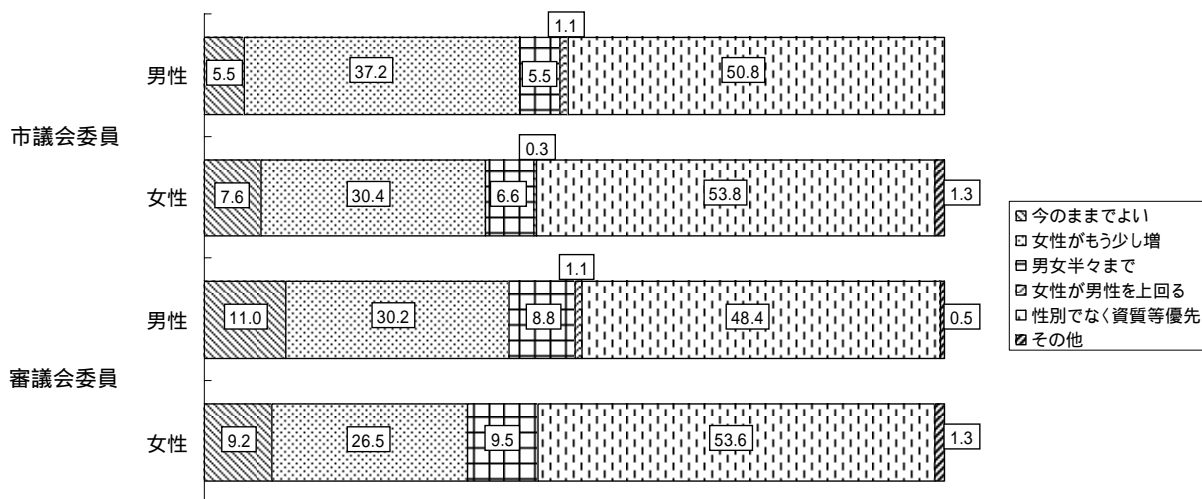
「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果でも、計画作成に男女の意見を取り入れるべきと考えている人が多くいるにもかかわらず、施策・方針決定過程の一つである委員会・審議会等の女性の参画が不十分な現状が見受けられます。

地域を取り巻く環境が変化し、地域社会のあり方が変わりつつある中で、男女共同参画社会を実現するためには、女性の意見や考え方が方針・施策に反映されることが必要です。人口の半分以上を占める女性の意見や考え方が反映されない社会は、真に豊かな社会とは言えません。

重要な意思決定や企画立案などの政策・方針決定過程において、男女が平等に参画できる機会を確保するため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）についても視野に入れた女性の参画促進を進めていかなければなりません。

[図表 7]

女性比率の考え方について

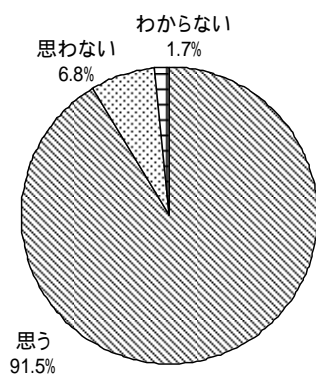


「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成18年4月)より

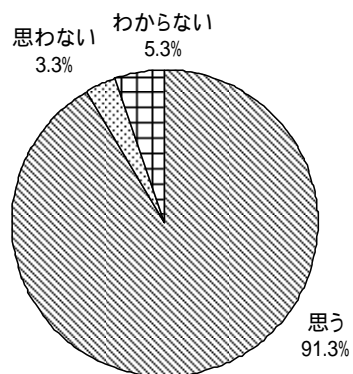
[図表 8]

計画作成に男女の意見を取り入れるべき

【男性】



【女性】

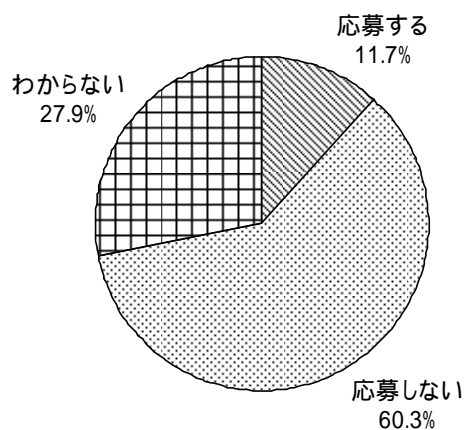


「山縣市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成18年4月)より

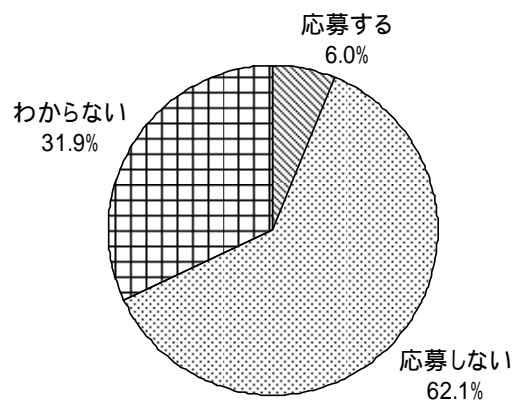
[図表 9]

公募に対する応募意志について

【男性】



【女性】

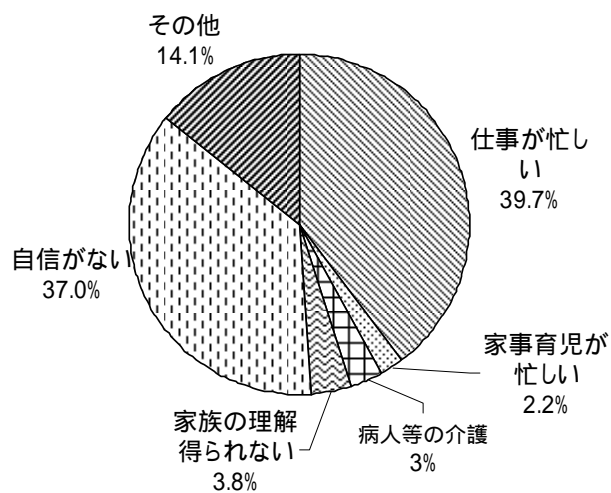


「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 18 年 4 月)より

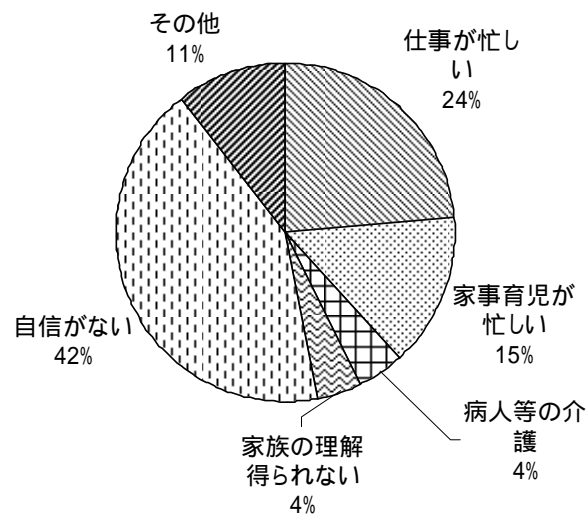
[図表 10]

応募しない理由について

【男性】



【女性】



「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 18 年 4 月)より

主要課題

《 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 》

男女が喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を形成する上では、政策決定や社会のあらゆる分野での方針決定の場に男性、女性双方の意思を反映させることは男女共同参画社会の拡大にはとても重要なことです。

そこで、これまでの政策決定の場に参画する機会が少なかった女性に対し、市政への参画機会を提供し、まちづくりについて女性の視点から提案を行い、さらに多くの市民が地域づくりや市政について、より一層関心を深めてもらうよう努めます。また、審議会、委員会等への女性の参画をはかるため、人材リストを作成し各分野で活躍する女性の人材発掘に努めます。

さらに、男女共同参画社会の実現にむけて、行政が率先して総合的かつ積極的な取組を進めるとともに、施策の推進体制をより一層強化します。

| 施策の方向 | 具体的施策 | 主な担当課 |
|----------------------------------|--|--------------------|
| (1)行政情報の積極的な公開による政策・方針決定の場への参画促進 | 男女各委員の登用率目標30%、男性委員・女性委員不存在審議会・委員会等の解消 各官公庁などの発行物、新聞や情報誌などからの情報収集と発信 行政情報の簡明化による行政参加意欲の促進 審議会、委員会等への女性の参画をはかるため、要請に応じた人材情報の提供(女性のリーダーバンクの充実と活用) | 各課 総務課 生涯学習課 |
| (2)職員の資質向上と人事管理の充実 | 男女共同参画の意識啓発と資質向上を目指す、職員の研修機会の拡充 | 秘書広報課 総務課 |
| (3)職務配分の適正化 | 職員の適性に応じた配置の推進 | 秘書広報課 |

《 市民と行政の協働による地域づくり》

地域社会の中で、すべての人がいきいきと暮らし、積極的に社会参加できるまちづくりを実現するためには、人々のニーズにあった柔軟な政策の充実をはかるとともに、市民と行政が一体となった取組が必要不可欠です。

また、ノーマライゼーション⁷の理念に基づき、高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人にとって優しい環境づくりに努めます。

| 施策の方向 | 具体的施策 | 主な担当課 |
|-----------------------------------|---|--------------------|
| (1) バリアフリー ⁸ のまちづくりの推進 | 歩道の段差解消・公共施設等のバリアフリー化 | 建設課 都市計画課 各課 |
| (2) 総合的な防災・防犯対策の強化 | 男女共同参画の視点に立った、地域防災計画の見直し 女性消防団員の確保 男女協働が主体となった防犯活動団体の支援 | 総務課 消防本部 |
| (3) 市民エンパワーメント ⁹ の育成支援 | 女性リーダー等の養成 女性のリーダーバンクの充実 男女共同参画社会推進に係るNPOの育成支援 | 総務課 生涯学習課 |

7 ノーマライゼーション

障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

8 バリアフリー

障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態

9 エンパワーメント

潜在能力を引き出し、政治的・経済的・社会的及び文化的に力をつけること

《 計画の推進 》

男女共同参画社会の実現のためには、市行政内部での総合的な取組や各課の積極的な取組が必要です。

また、市内の男女共同参画の推進体制を強化し、男女共同参画推進懇話会とともにプランの進ちょく状況の把握と見直しを行います。

さらに、男女共同参画意識の浸透のために、市男女共同参画条例（仮称）を制定し、市民の意識の向上に努めます。

| 施策の方向 | 具体的施策 | 主な担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| (1) 市内推進体制の整備 | 男女共同参画推進本部（市長を本部長とする市内会議）の設置 男女共同参画プランの進行管理 | 総務課 |
| (2) 男女共同参画推進懇話会での継続協議 | 男女共同参画推進懇話会への報告・公表、意見聴取 | 総務課 |
| (3) 条例の制定 | 市男女共同参画条例(仮称)の制定 | 総務課 |

「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」のまとめ

実施方法

- ・ 調査対象：山県市内に住所を有する 18 歳以上 75 歳未満の市民
1,500 人
- ・ 抽出方法：住民基本台帳から無作為に抽出
- ・ 実施方法：郵送配布、郵送回収
- ・ 調査期間：平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 4 月 21 日

配布回収状況

- ・ 実施配布数：1,491（配達不能数 9）
 - 高富地域 901（配達不能数 6）
 - 伊自良地域 176（配達不能数 1）
 - 美山地域 423（配達不能数 2）
- ・ 回収数：510
- ・ 回収率：34.2%

《参考》山県市総合計画での回収率：44.3%

回答率（単位：%）は、小数点第二位を四捨五入したため、合計が 100%にならない場合があります。

1.【問1】から【問5】については、回答者の属性についての質問

回答率が本市の他調査より比較的低い割合になっている。

関心が低いことがうかがわれる。

女性の回答率が高く、回答者の年齢は市民全体の構成よりも若干高めとなっている。

こうした傾向は本市の他調査においても同様の傾向があり、回答率の高さが「男女共同参画」に対する関心度の高さを示すとは言えない。

平成17年10月1日現在の住民基本台帳の数値によると、抽出前の調査対象者の男女の内訳は、男性が48.9%、女性が51.1%であるのに対し、回答者の内訳は、男性が37.5%、女性が62.5%となっている。また、抽出前の調査対象者の平均年齢は、51.8歳（推定）であるのに対し、回答者平均年齢は、54.2歳（推定）となっている。

ちなみに、本市総合計画策定時の「市民まちづくり意向調査」においては、男性が41.2%、女性が58.8%で、抽出前の調査対象者の平均年齢は、54.0歳（推定）であった。

年齢構成をみると、青年層「10歳代から30歳代」が2割強を占め、壮年層「40歳代から50歳代」が4割、高齢層「60歳代から70歳代」が3割強を占めている。全体の6割弱が50歳以上となっている。

配偶関係では、「既婚」が全体の70%を超え、「未婚」の割合は13.8%となっている。

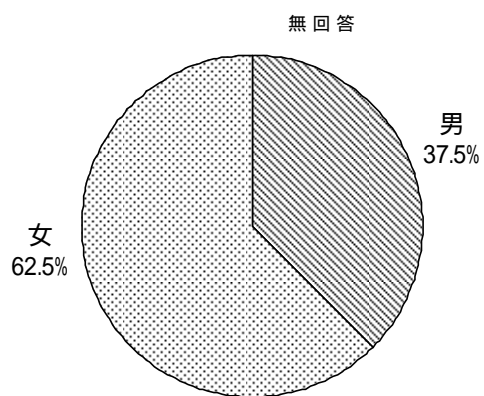
世帯状況では、「1世代世帯」と「2世代世帯」が全体の4分の3を占め、「1世代世帯」だけでも、4割を超えている。

職業では、全体でみると「会社員」が22.8%となり、次いで「専業主婦（夫）」が16.2%となっている。

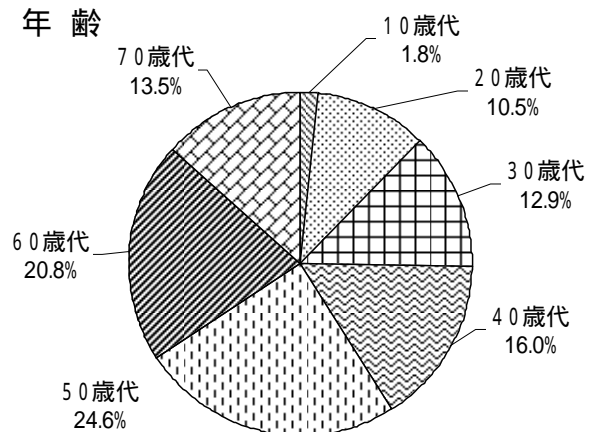
男性で多かったのは「会社員」が38.7%、次いで「無職」が20.4%となっている。また、「専業主婦（夫）」は0%となっている。年齢別でみると、「20歳代から50歳代」が「会社員」が50%を超え、「60歳代から70歳代」になると「無職」が多くなっている。

女性でみると、「専業主婦（夫）」が26.3%と高く、次いで「パート・アルバイト（非常勤職員を含む）」が21.1%となっている。年齢別でみると、「20歳代」では「会社員」が多いが、「30歳代」になると「専業主婦（夫）」が多くなっている。また、「40歳代から50歳代」になると「パート・アルバイト（非常勤を含む）」が多くなっている。

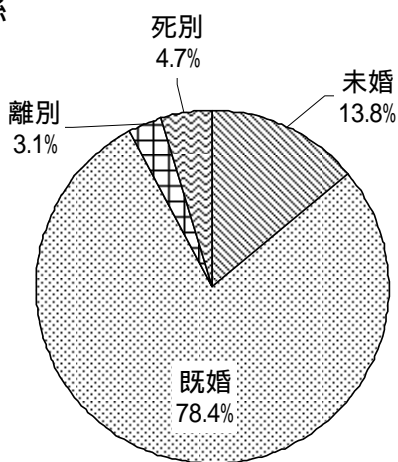
性別



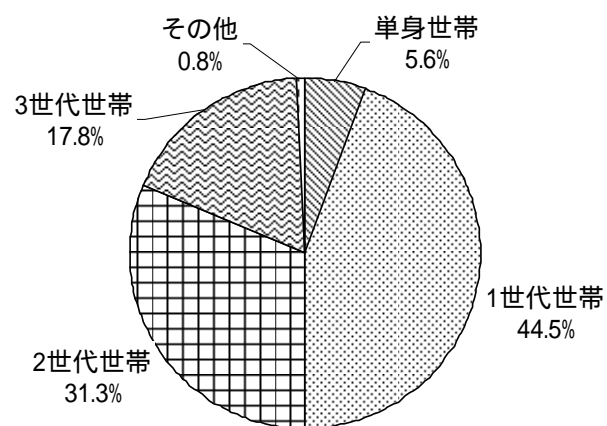
年齢



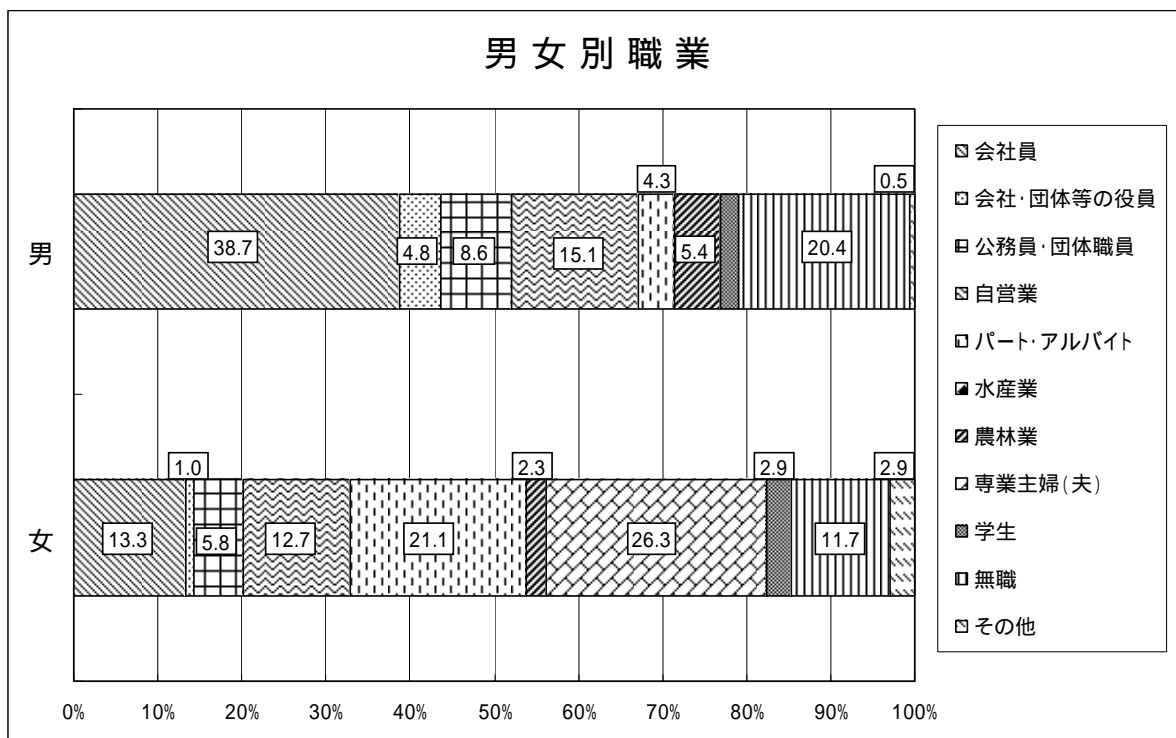
配偶関係



世帯状況



男女別職業



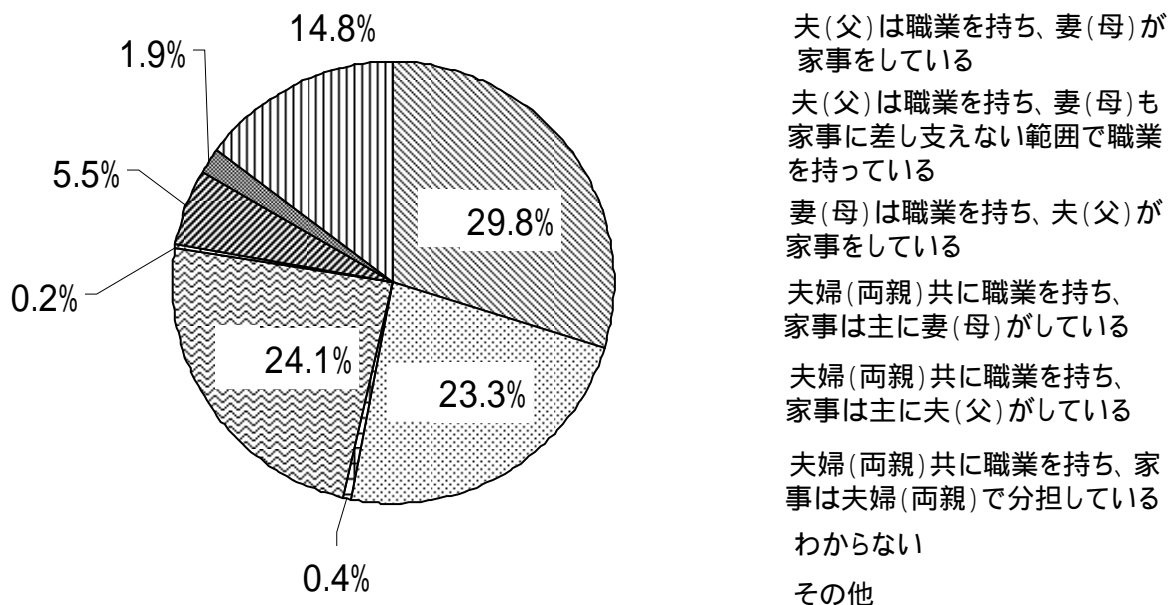
2 . 家庭生活における男女の役割について

女性就労の有無にかかわらず、女性の役割が大きくなっている。各種家事は、いずれ「夫婦同程度」を理想としながら、女性の役割が大きくなっている実情にある。特に、家事の内容では「子育て・介護関係」において、年代別では20歳代において、そのかい離が顕著となっている。子供のしつけは、30・40歳代では、「夫婦同程度」の割合が比較的高いものの、若年層では「女性の役割」が大きくなっている。

【問6】家庭での家事（育児を含む）の役割についての質問

全体で見ると「夫（父）は職業を持ち、妻（母）が家事をしている」が29.8%ともっとも多く、次いで「夫婦（両親）共に職業を持ち、家事は主に妻（母）がしている」が、24.1%となっている。また、「妻（母）は職業を持ち、夫（父）が家事をしている」及び「夫婦（両親）共に職業を持ち、家事は主に夫（父）がしている」については、1%にも達していない。また、「夫婦（両親）共に職業を持ち、家事は夫婦（両親）で分担している」については、5.5%にとどまっている。

家事の役割の実態

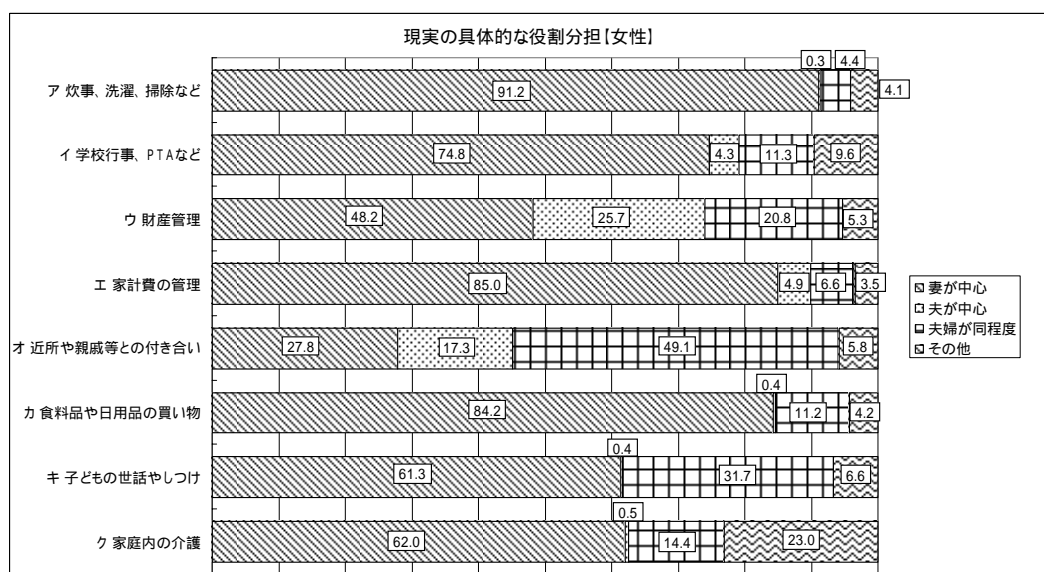
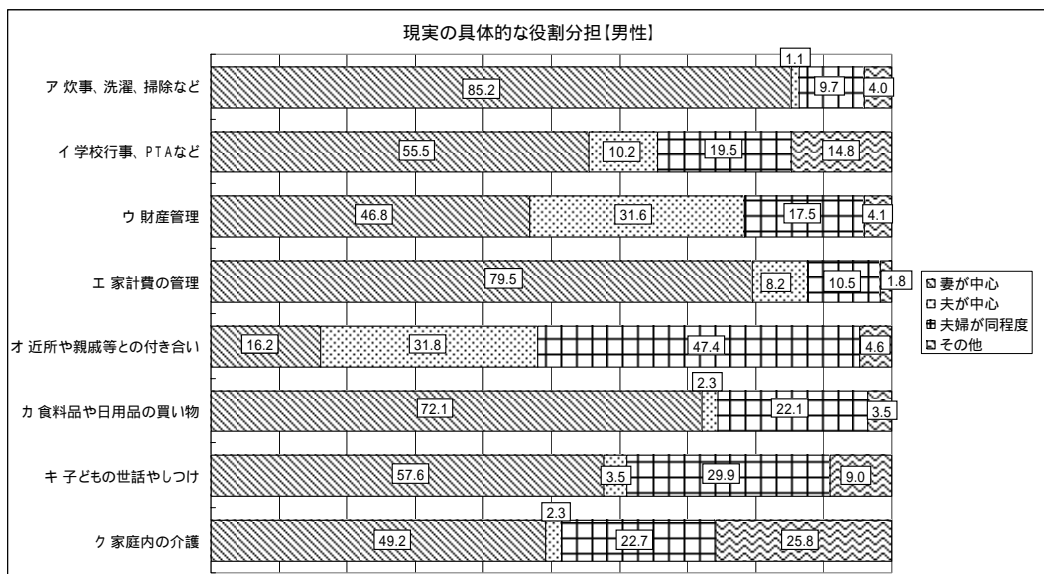


【問 7】現実の具体的な役割分担についての質問

- | | |
|-----------------|--------------|
| ア 炊事、洗濯、掃除など | イ 学校行事、PTAなど |
| ウ 財産管理 | エ 家計費の管理 |
| オ 近所や親戚などとの付き合い | カ 食料品や日用品の買物 |
| キ 子どもの世話やしつけ | ク 家庭内の介護 |

すべての項目のうち「オ 近所や親戚などとの付き合い」を除き、「妻（母）が中心」が一番多くなっている。「ア 炊事、洗濯、掃除など」については、8割を超えている。

また、男女で差が大きいのは「イ 学校行事、PTAなど」と「カ 食料品や日用品の買物」で、前者では19.3ポイント後者では12.1ポイント、女性が男性を上回っている。



同じ項目について、理想を尋ねた。

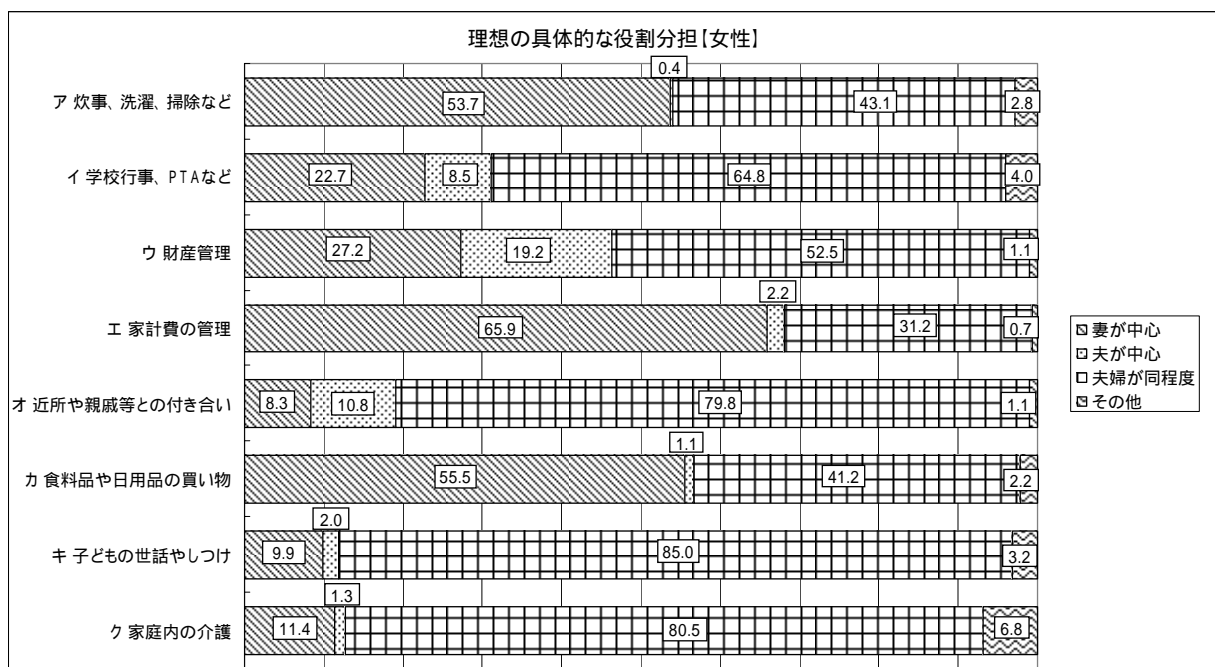
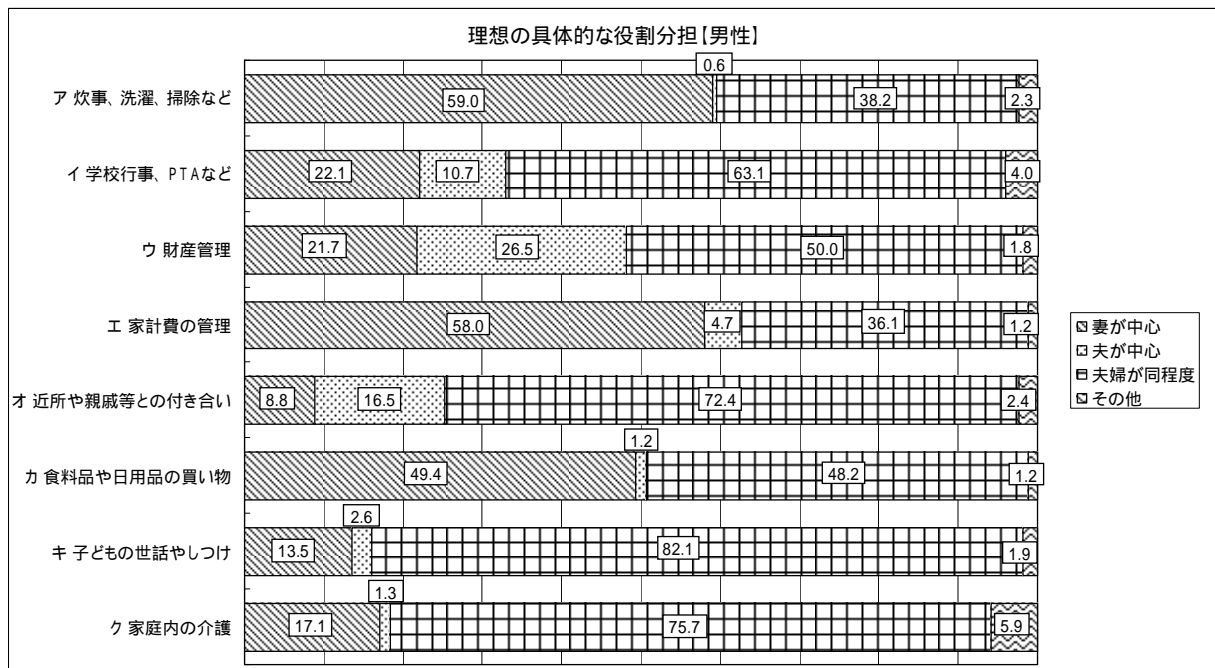
「ア 炊事、洗濯、掃除など」の男性については、「10歳代」以外の年代すべてで「妻（母）が中心」が最も多く、次いで「妻と夫（両親）が同程度」となっている。

女性については、「10歳代から30歳代」で「妻と夫（両親）が同程度」が一番多く、「40歳代から70歳代」については「妻（母）が中心」が多くなっている。男女によって違いはあるが、年代が若い方が「ア 炊事、洗濯、掃除など」については、夫婦同程度と考える傾向となっている。

「イ 学校行事、PTAなど」「ウ 財産管理」「オ 近所や親戚などの付き合い」「キ 子どもの世話やしつけ」「ク 家庭内の介護」については、「妻と夫（両親）が同程度」が一番多くなっている。

「エ 家計費の管理」については、男女とも50%を超える割合で「妻（母）が中心」となっている。

「カ 食料品や日用品の買物」については男女で多少の差はあるが、年齢が若い方が「妻と夫（両親）が同程度」の割合が高くなっている。



3 . 女性が働くことについて

子どもの成長後に女性は再就職する形態が望ましいとする考え方が最も多くなっている。

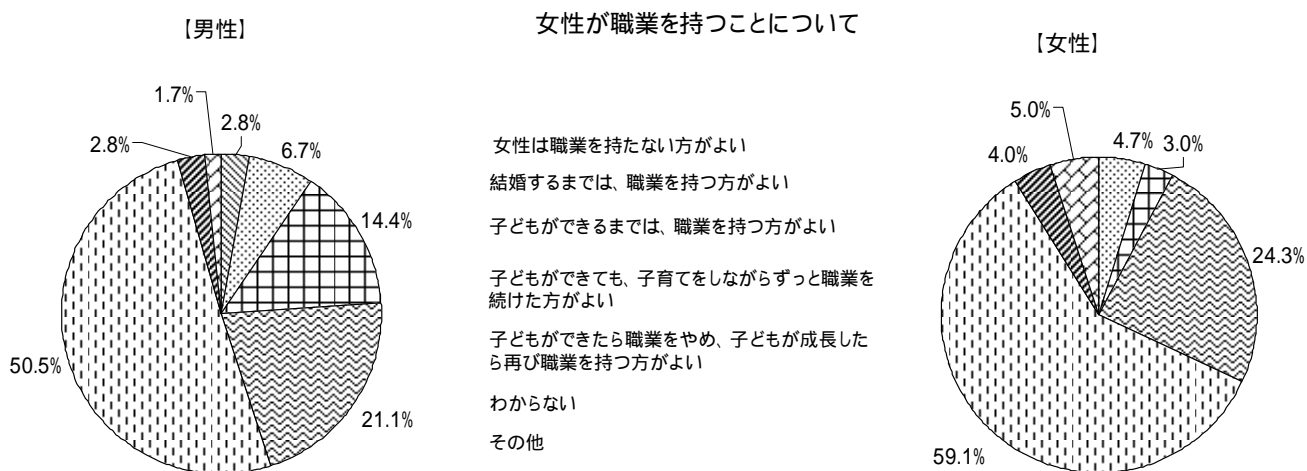
女性が働く利点は、経済的な豊かさが多いが、生きがいや視野の拡大とする考え方も多くなっている。一方、障害としては、制度の不充実、現実に働く時間がないなど、要因は多種であり、中には特に障害はないとする回答も若干あった。

性的嫌がらせでは、「言葉によるセクハラ」が4人に1人が、被害の当事者又は目撃者となっている。

【問8】女性が職業を持つことについてどう考えるかという質問

「子どもができて、子育てをしながらずっと職業を続けた方がよい」と「子どもができたなら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい」の割合が全体の7割を占める。「子どもができたなら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい」については、女性が59.1%であるのに対し、男性は50.6%と8.5ポイント低い割合となっている。

また「女性は職業を持たない方がよい」については、女性が0%であるのに対し、男性は2.8%となっている。



《参考》

女性が職業を持つことについて、本調査では「子どもができたなら離職し成長後再就職がよい」が最も多いが、内閣府が実施した平成16年11月の世論調査では「子育てしながら職業を続けた方がよい」が最も多く、この世論調査を時系列に見てみると、過去に実施された調査結果に近い傾向がある。

なお、岐阜県が平成17年7月に実施した調査では「子育てしながら職業を続けた方がよい」が最も多く、男性回答の場合に顕著である。また、同調査では、性的嫌がらせについても、本調査と同様な結果（4人に1人）となっている。

| 内閣府世論調査 | 女性は職業を持たない方がよい | 結婚するまでは職業をもつ方がよい | 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい | 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい | 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい | その他 | わからない |
|-----------|----------------|------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------------------|----------|----------|
| H4.11 調査 | % 4.1 | % 12.5 | % 12.9 | % 23.4 | % 42.7 | % 1.5 | % 2.9 |
| H7.7 調査 | 4.3 | 9.0 | 11.7 | 30.2 | 38.7 | 2.8 | 3.4 |
| H12.2 調査 | 4.1 | 7.8 | 10.4 | 33.1 | 37.6 | 2.7 | 4.3 |
| H14.7 調査 | 4.4 | 6.2 | 9.9 | 37.6 | 36.6 | 1.1 | 4.2 |
| H16.11 調査 | 2.7 | 6.7 | 10.2 | 40.4 | 34.9 | 2.3 | 2.8 |

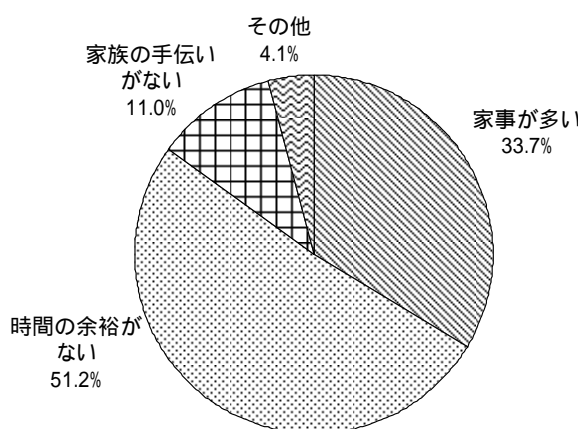
【問9】女性が職業を続ける上でどんな障害があるかという質問

A 家事

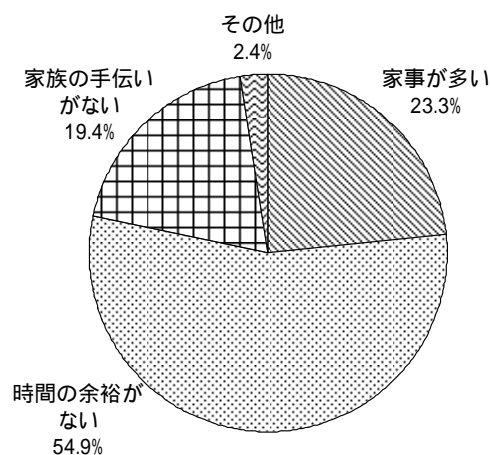
男女共に「時間に余裕がない」が一番多くなっている。

「家事が多い」については、男性が33.7%で女性が23.3%と10.4ポイントの差で男性が高くなっている。「家族が手伝ってくれない」については、男性が11.0%、女性が19.4%と女性の方が8.4ポイント高くなっている。

女性の就業の障害(家事)【男性】



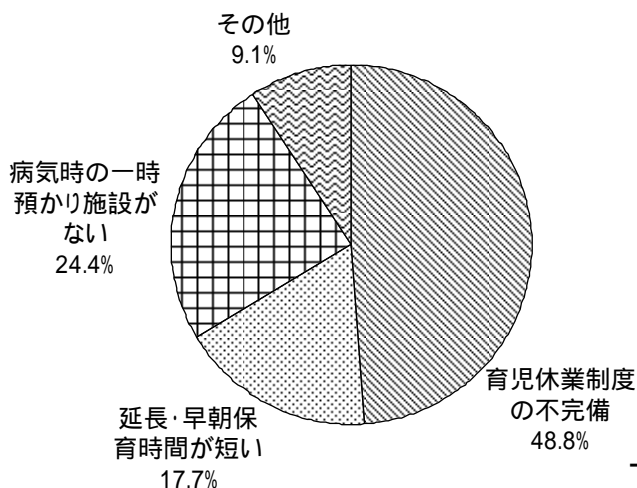
女性の就業の障害(家事)【女性】



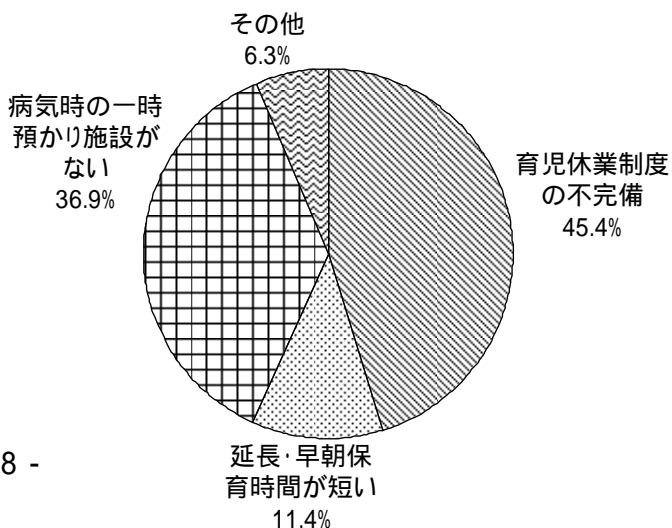
B 子育て

男女共に「育児休業制度が完備されていない」が4割を超えている。次いで「病気の時などの一時預かり施設がない」が2割を超えているが、女性の場合36.9%と男性より高い割合となっている。

女性就業の障害(子育て)【男性】



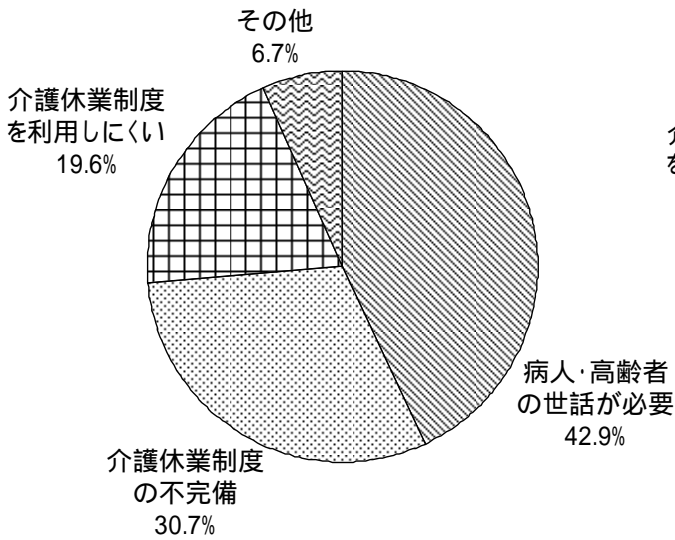
女性就業の障害(子育て)【女性】



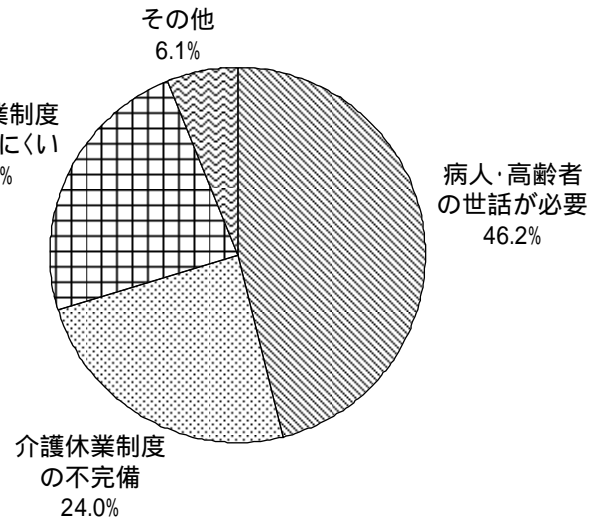
C 介護

男女共に「病人や高齢者の世話をしなければならない」が4割を超え、次いで「介護休業制度が完備されていない」が多くなっている。

女性就業の障害(介護)【男性】



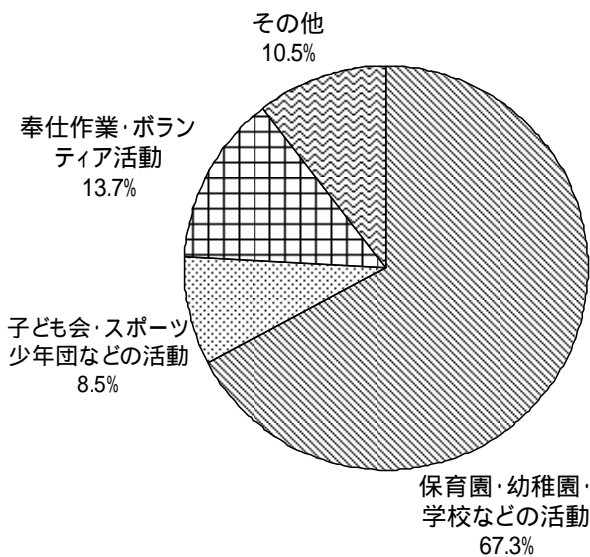
女性就業の障害(介護)【女性】



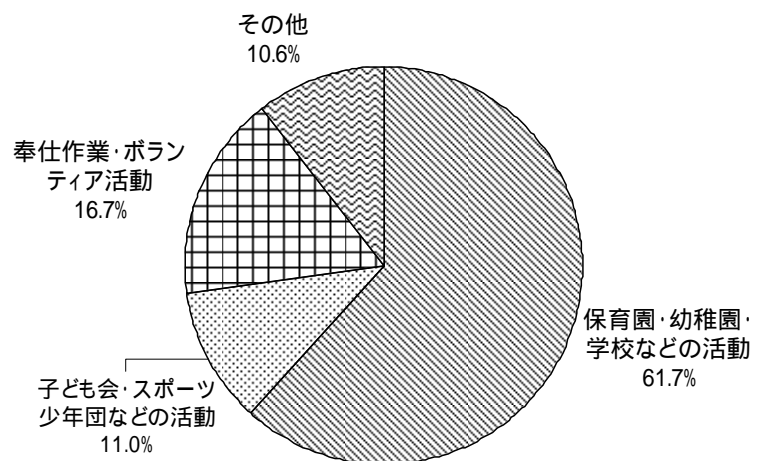
D 地域活動

男女共に「保育園・幼稚園・学校などの活動がある」が6割を超えている。次いで、「奉仕活動・ボランティア活動がある」が多くなっている。

女性就業の障害(地域活動)【男性】



女性就業の障害(地域活動)【女性】

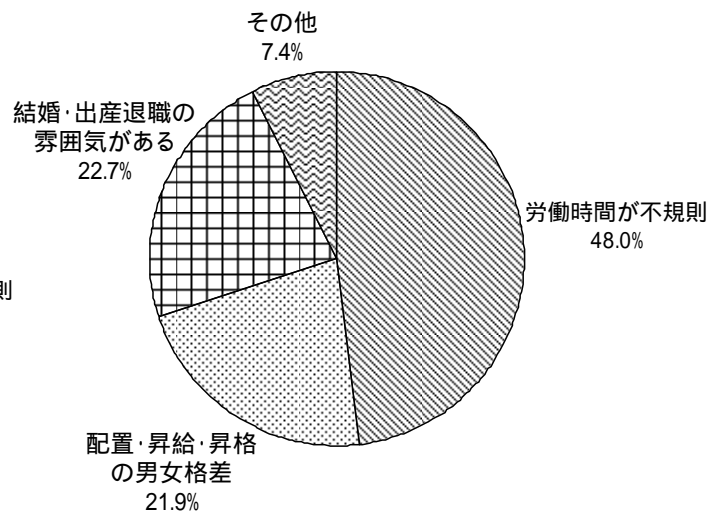
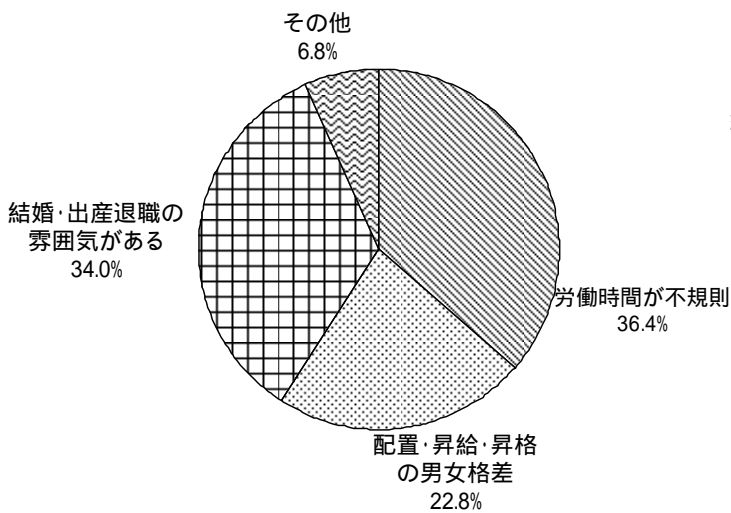


E 就労条件

男女共に「労働時間が不規則な場合がある」が3割を超えている。男女で比較すると、男性が36.4%、女性が48.0%と11.6ポイントの差で女性が高くなっている。次いで、「結婚・出産の際、退職しなければならない雰囲気がある」が20%を超えている。男女で比較すると、男性が34.0%、女性が22.7%と11.3ポイントの差で男性が高くなっている。

女性就業の障害(就労条件)【男性】

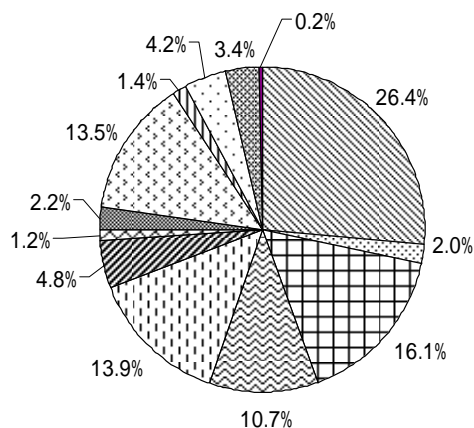
女性就業の障害(就労条件)【女性】



【問10】女性が職業を持つことでどのような利点があるかという質問

年代別、男女別でも「 生計を担うことができ、経済的に豊になる」が20%を超え、次いで「 生きがいを持つことができる」「 自分自身が成長し、広い視野で物事を見られるようになる」が15%程度となっている。

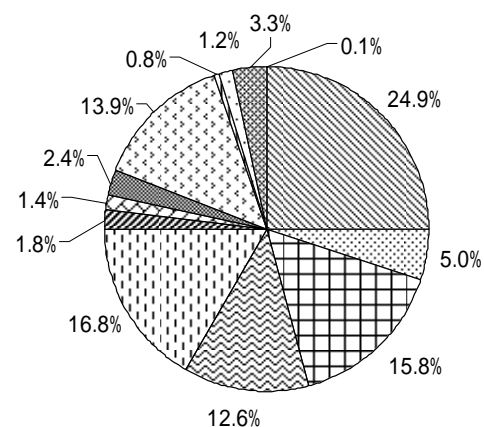
【男性】



女性が職業を持つことについて

- 生計を担うことができ、経済的に豊になる
- 自立できる
- 生きがいを持つことができる
- 人間関係が広がる
- 自分自身が成長し、広い視野で物事を見られるようになる
- 夫や子供が家事を分担するようになる
- 家庭でも自分の意見をはっきりといえるようになる
- 家族や地域との人間関係がうまくいく
- 自分の持つ能力・技能・資格を生かすことができる
- 女性の地位を高めるのに役立つ
- 女性の社会参画が推進される
- 人として家庭や社会で認められる
- その他

【女性】

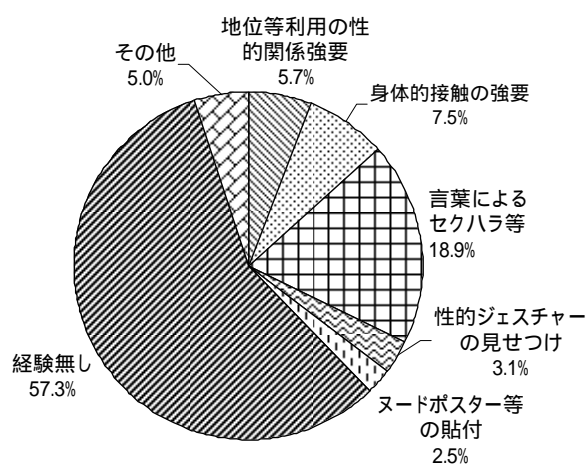


【問 1 1】セクシュアルハラスメントの被害経験及び目撃についての質問

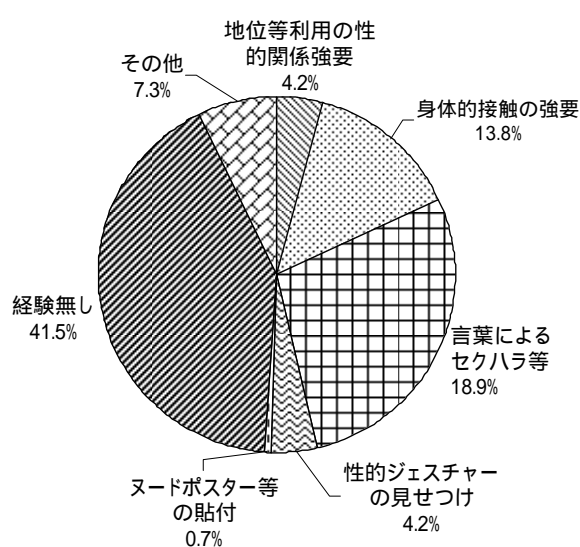
男女共に「経験もないし見たこともない」が一番多いが、男性が57.2%に対し女性は41.5%と15.7ポイントも低くなっている。次いで、「性的な冗談や質問、容姿、年齢について冷やかしの言葉をかけられる」が、25.1%となっており、男性が18.9%女性が28.4%と9.5ポイント高い割合になっている。

「触れる・抱きつくなどの身体的接触を迫られる」については、男性が7.5%、女性が13.8%と上回っている。

セクシュアルハラスメントの被害経験【男性】



セクシュアルハラスメントの被害経験【女性】



4 . 男女の地位の平等・人権について

学校教育の場では、比較的「平等」と感じている人が多いが、総じて「男性が優遇」と感じている人が多く、「政治の場」「社会通念」等では顕著となっている。

総じて、女性の方が男性より「男性が優遇」と感じており、内閣府実施の調査結果より本調査結果の方が「男性が優遇」と感じている回答が多くなっている。

DV等については、「言葉の暴力」を6人に1人が、被害の当事者又は目撃しており、この回答率は男性より女性の方がかなり高くなっている。

《参考》

内閣府が実施した平成16年11月の世論調査と比較し、本調査の方が総じて男性優遇という回答率が高くなっている。

| 内閣府世論調査 H16.11 調査 | 男性優遇 | やや男性 優遇 | 平等 | やや女性 優遇 | 女性優遇 | わからない |
|----------------------|-----------|------------|-----------|------------|----------|----------|
| 家庭生活 | % 10.8 | % 38.5 | % 39.9 | % 6.7 | % 1.4 | % 2.6 |
| 職場 | 16.7 | 42.7 | 25.0 | 3.7 | 0.5 | 11.3 |
| 学校教育の場 | 2.3 | 11.4 | 66.8 | 3.1 | 0.4 | 16.0 |
| 政治の場 | 30.9 | 41.0 | 19.7 | 1.1 | 0.2 | 7.1 |
| 法律や制度の上 | 11.7 | 34.4 | 39.3 | 4.3 | 0.8 | 9.5 |
| 社会通念・慣習等 | 24.1 | 50.6 | 17.2 | 2.9 | 0.3 | 4.8 |

【問 1 2】男女の地位は現在どのようになっているかという質問

- | | | |
|------------------|------------|----------------|
| ア 家庭生活の中 | イ 職業の選択や職場 | ウ 学校教育の場 |
| エ 政治の場 | オ 法律上や制度上 | カ 社会通念・習慣・しきたり |
| キ 家業の後継者選び | ク 地域の中 | |
| ケ ボランティアなど団体活動の場 | | コ 社会全体 |

「ウ 学校教育の場」「ケ ボランティアなど団体活動の場」以外は、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」の割合が高くなっている。

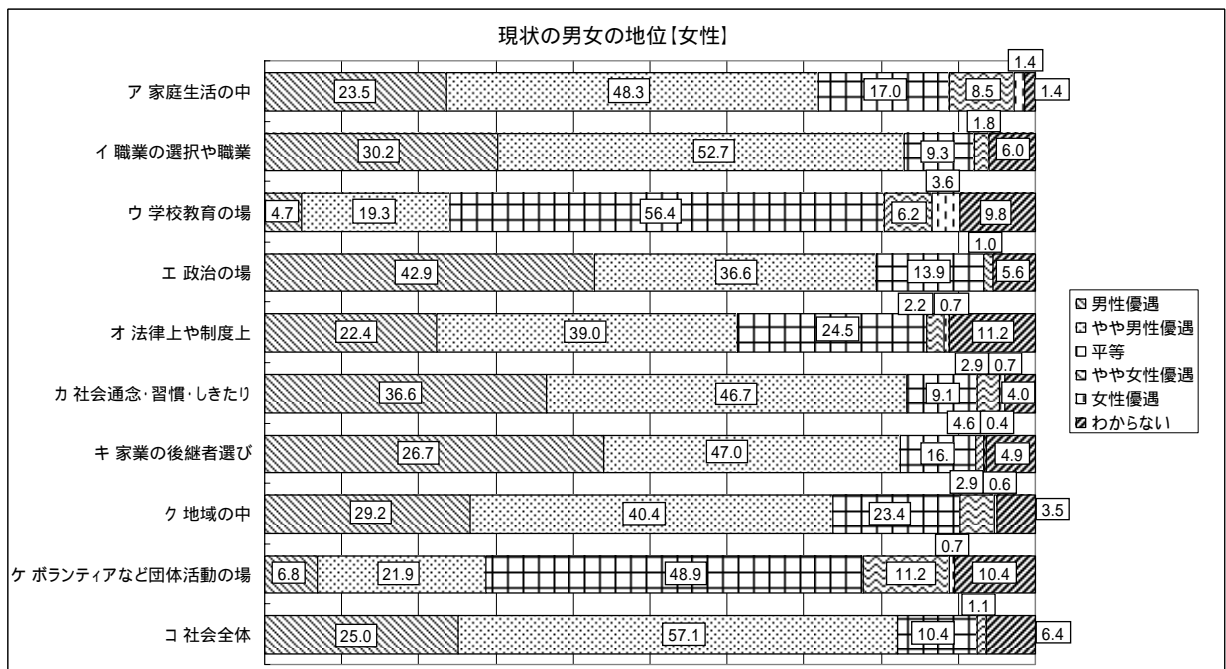
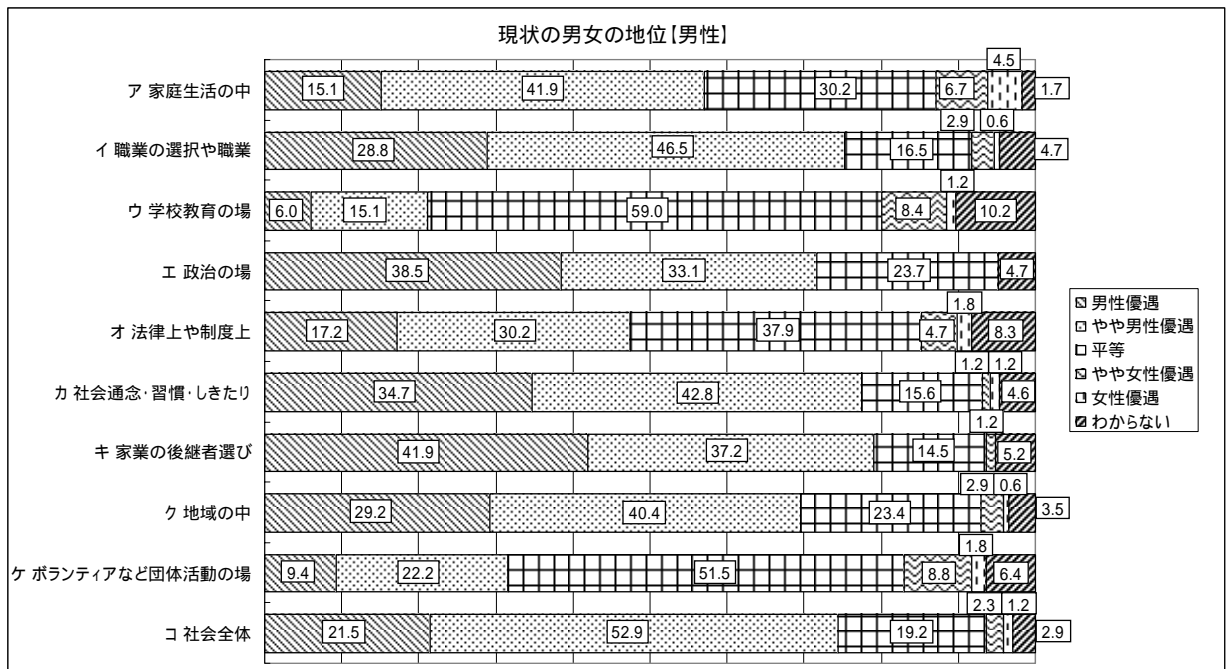
「オ 法律上や制度上」では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」の割合が、50%を超えている。

また、「ア 家庭生活の中」「エ 政治の場」では、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」の割合が、60%を超えている。

「イ 職業の選択や職場」「カ 社会通念・習慣・しきたり」「キ 家業の高齢者選び」「コ 社会全体」については、「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」の割合が、70%を超えている。

また、どの項目についても男性より女性の方が「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」と回答する割合が高くなっている。

男女間で「平等」と回答した人の差が一番大きかったのは「オ 法律上や制度上」で、男性37.9%であったのに対し女性が24.5%と、女性の方が13.4ポイントも低い割合となっている。

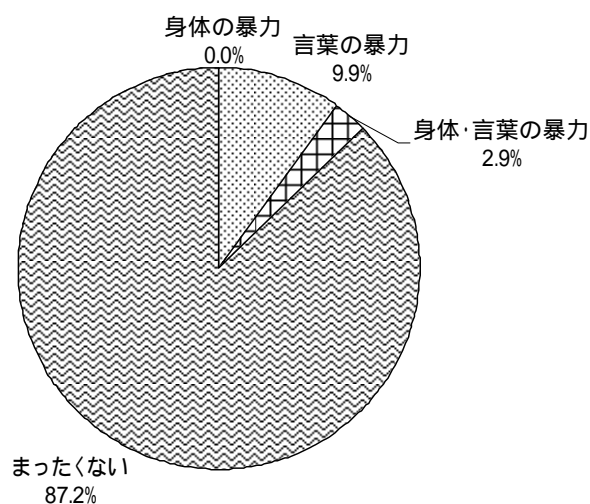


【問 1 3】家庭内でドメスティックバイオレンス（DV）の被害経験及び目撃についての質問

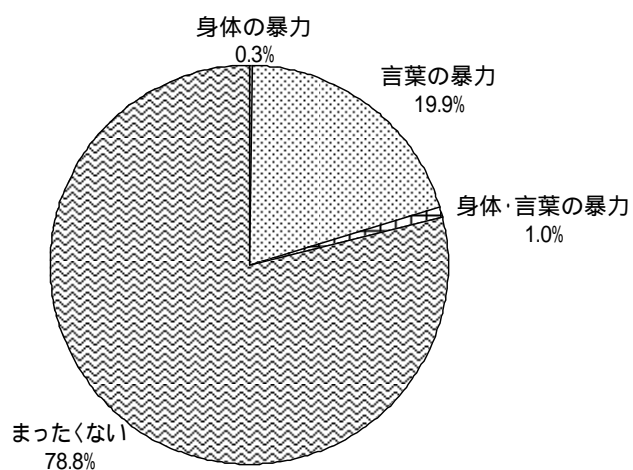
男女共に70%以上が「まったくない」と回答しているが、男性が87.2%に対し、女性は78.7%と男性に比べ女性が8.5ポイント程低い割合となっている。

次いで、多いのは「言葉の暴力・干渉などを受けた」なっており、男性では9.9%、女性は19.9%と女性の方が男性の倍の数字になっている。

DVの被害経験及び目撃経験【男性】



DVの被害経験及び目撃経験【女性】



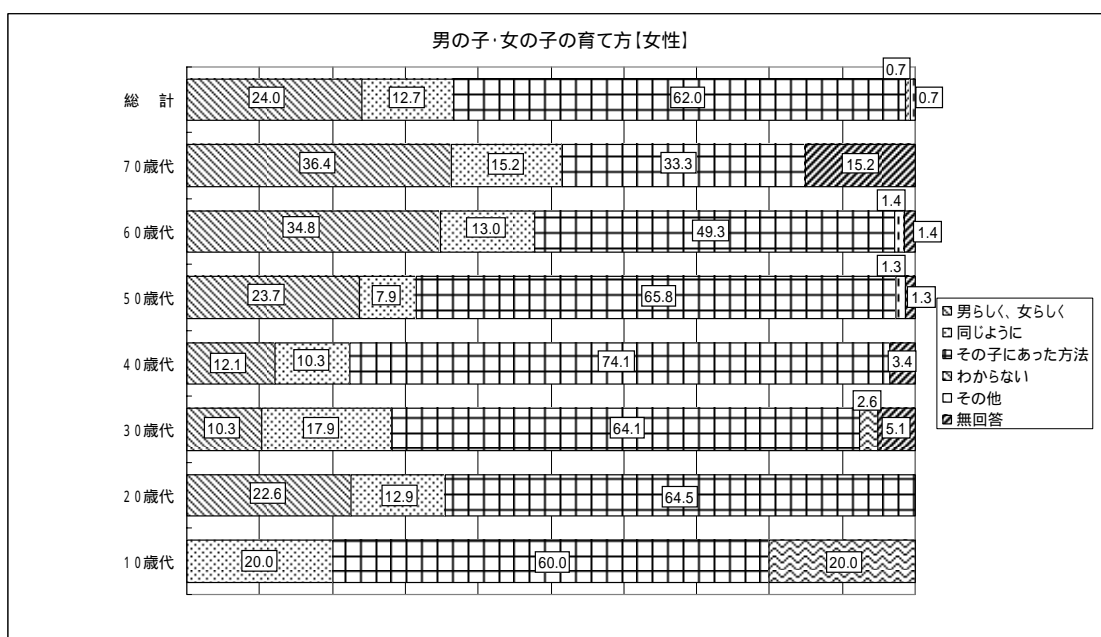
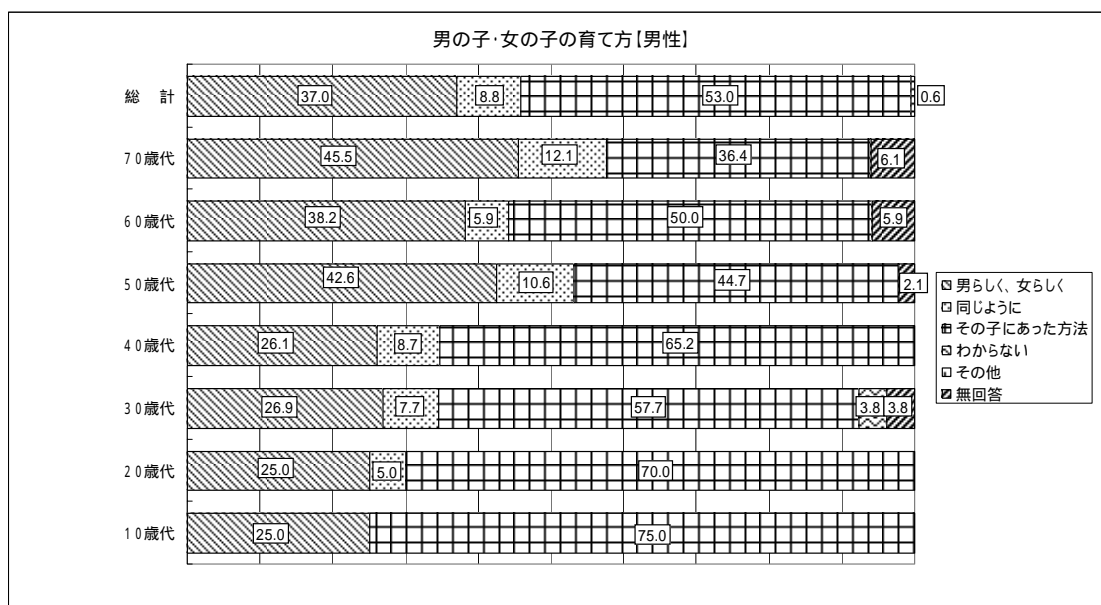
5 . 子どもの教育・将来像について

「その子にあった育て方がよい」とする考え方が最も多く、女性の回答はより顕著となっている。ただし、50歳代以上では「男らしく、女らしく」育てるべきとする考え方の比率が高くなる傾向となっている。
女の子より男の子に高等教育を望む傾向があり、女性の回答はより顕著となっている。

【問14】男の子、女の子の育て方についての質問

男女共に「その子に合った育て方がよい」の割合が50%を超えているが、男女で比較すると、男性が53.6%、女性が62.0%と、女性の方が高い割合となっている。また、男女とも「70歳代」のみ「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」の割合が一番高く、「その子に合った育て方がよい」の回答より上回っている。

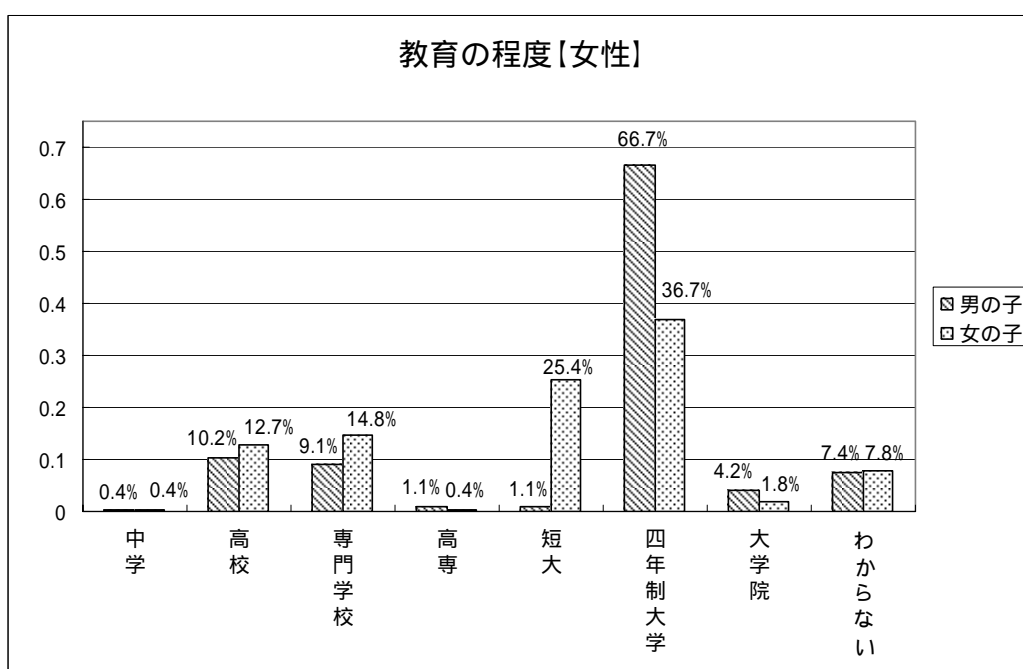
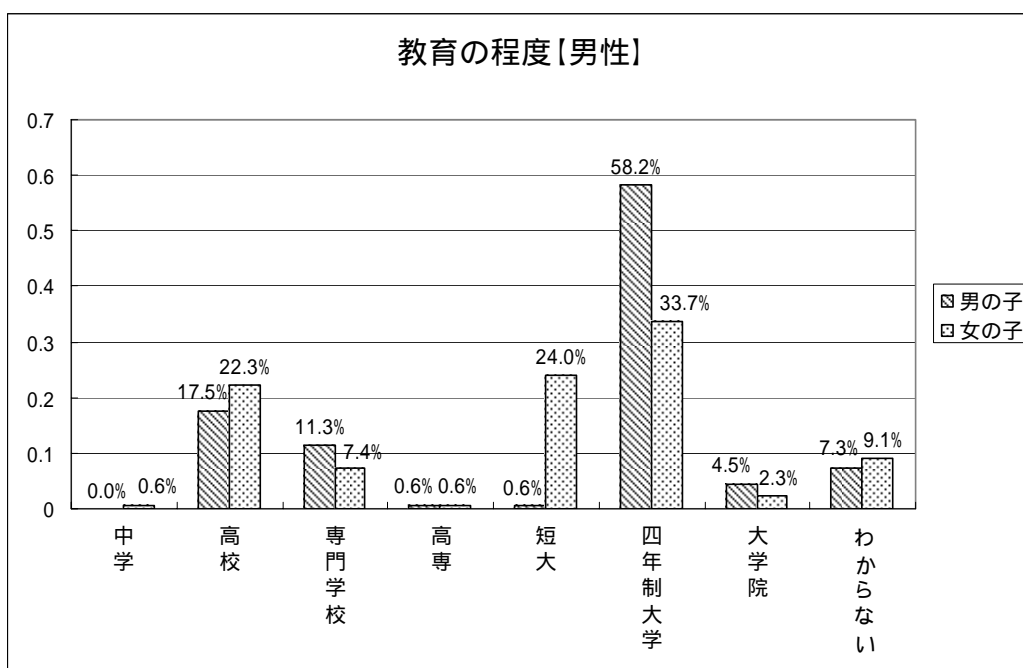
「その子に合った育て方がよい」の次に多いのが「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」で、男女の総計では29.0%となる。男女で比較すると、男性が37.0%、女性が24.0%と男性の方が13.0ポイント高くなっている。



【問 1 5】子どもにどの程度の教育を受けさせたいかという質問

男女共に「男の子」「女の子」それぞれ、「四年制大学」が一番高い割合となったが、それぞれ「女の子」の方が「男の子」に比べて25%程低い割合となっている。

また、「女の子」については「短大」が24.9%と「四年制大学」に次いで高い割合となっている。



6 . 少子・高齡社会について

未婚化・晩婚化の原因は「女性の経済力向上」「生きがい多様化」「必要性を感じない」といった様々な考え方に分散している。一方、出生率の低下については「経済負担の増加」が突出しており、特に30歳代以下で顕著となっている。

女性の介護負担は、若年層で「改善すべき」との考え方が突出して多いのに対し、高齡層に近づくにつれて「やむを得ない」「介護保険制度の利用」との考え方が増える傾向になっている。

希望する介護の相手は、男性は「配偶者」とする回答が最も多いが、女性は「配偶者」は男性の半分の割合で、「施設入所」等の割合が高くなっている。

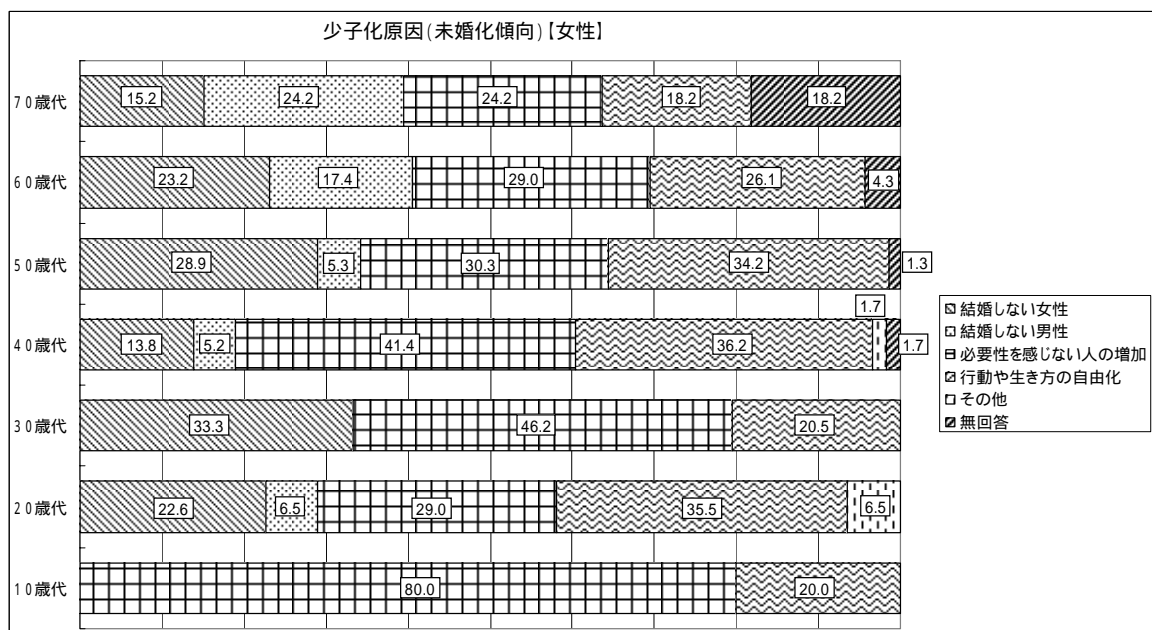
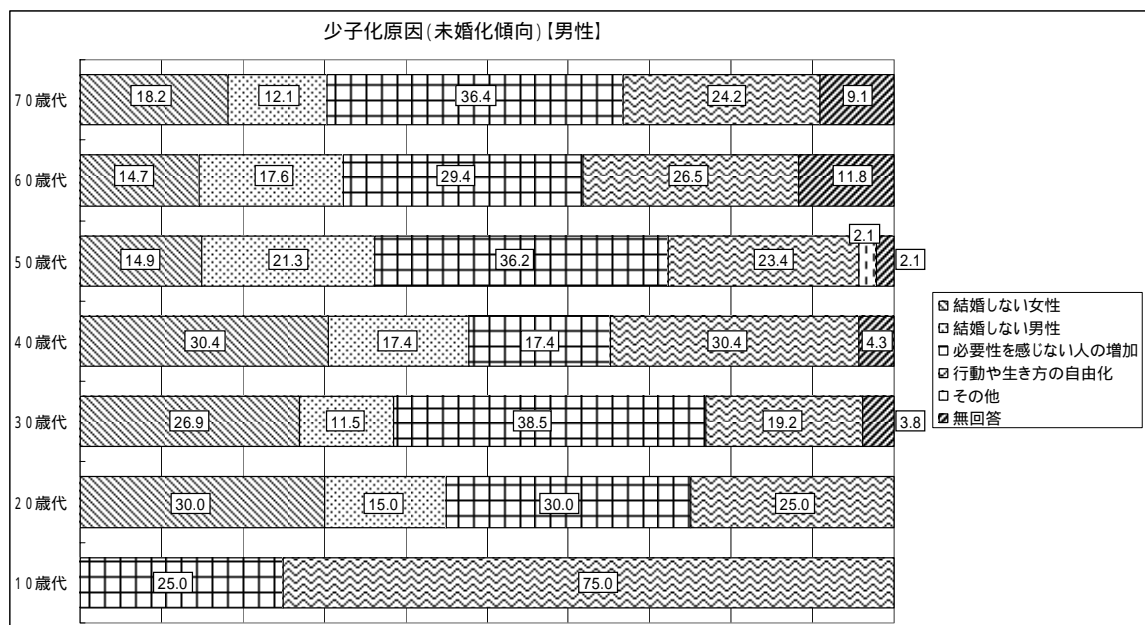
【問 1 6】少子化が進む原因について

A 未婚化傾向

全体では「必要性を感じない人が増えた」が最も多くなっている。

「結婚しない(できない)女性が増えた」の項目について、男性だけで見ると「20歳代から40歳代」で、ほかの年代より高い割合になっている。女性については、「30歳代」が38.5%と高い割合になっている。

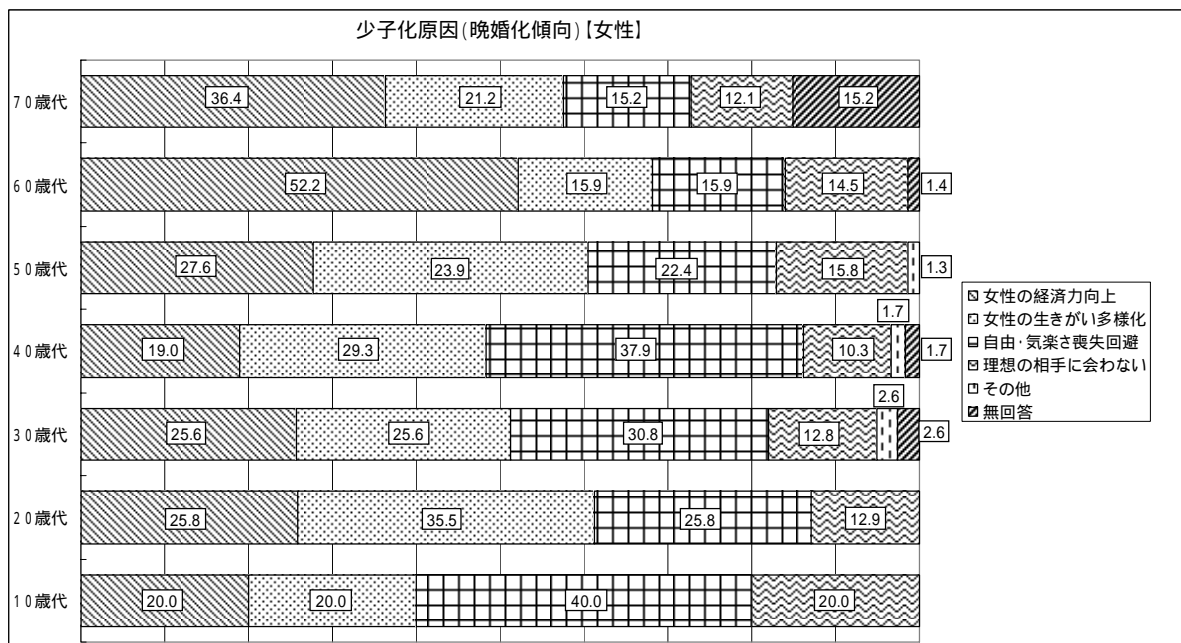
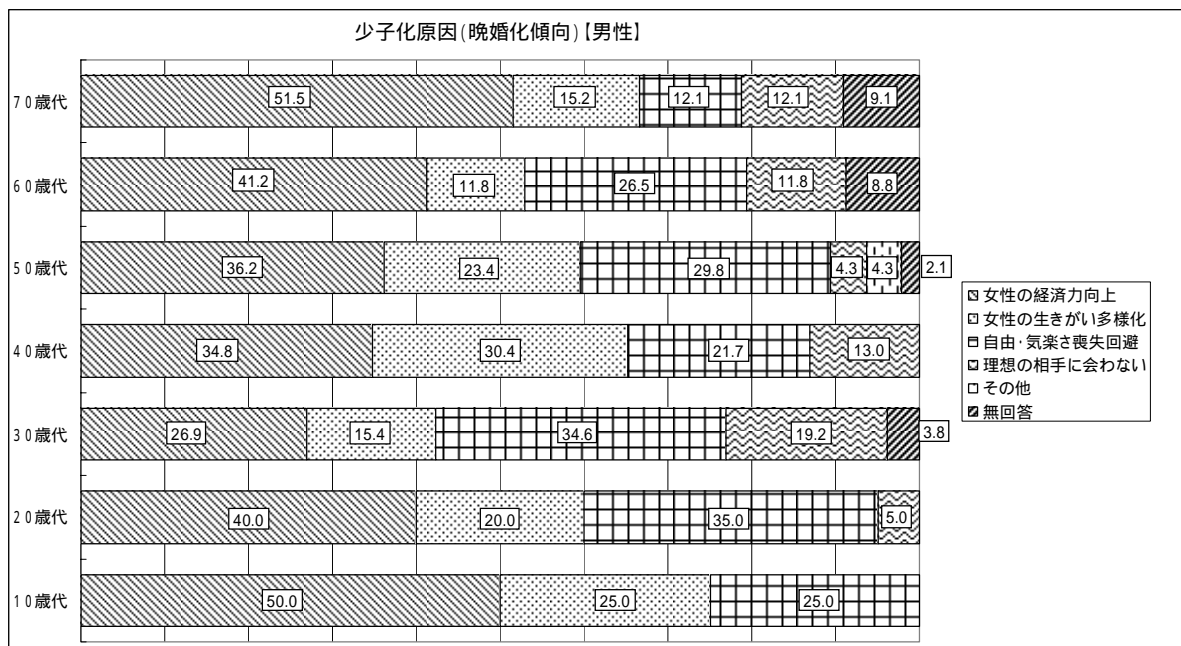
また、男女共「行動や生き方が自由である」が「必要性を感じない人が増えた」の次に多くなっている。



B 晩婚化傾向

最も多いのは男女共に「職業を持つ女性が増え、経済力が向上した」となっている。男性だけで見ると「30歳代」のみ「自由さ・気楽さを失いたくない」が34.6%と一番多くなっている。

女性を年代別でみてみると、「10歳代・30歳代・40歳代」が「自由さ・気楽さを失いたくない」が一番多く、「20歳代・50歳代」では「女性の生きがいが多様になった」が多くなっている。「60歳代・70歳代」については「職業を持つ女性が増え、経済力が向上した」が多くなっている。年代別にばらつきが目立っている。

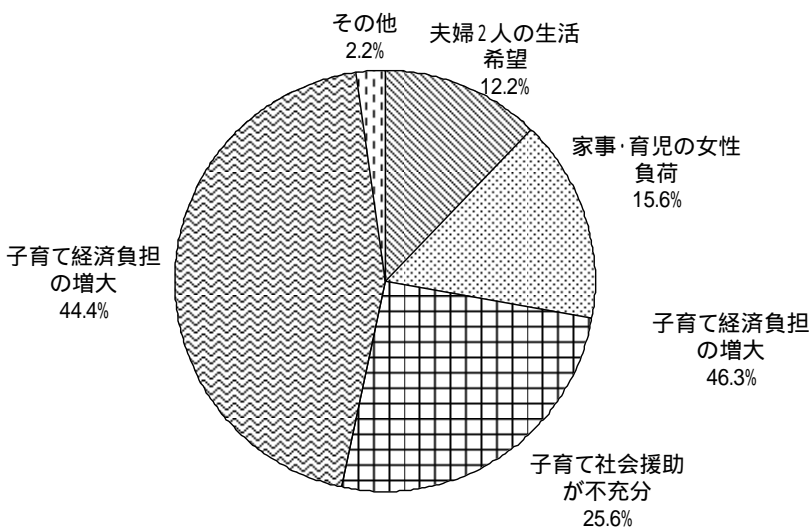


C 出生率の低下

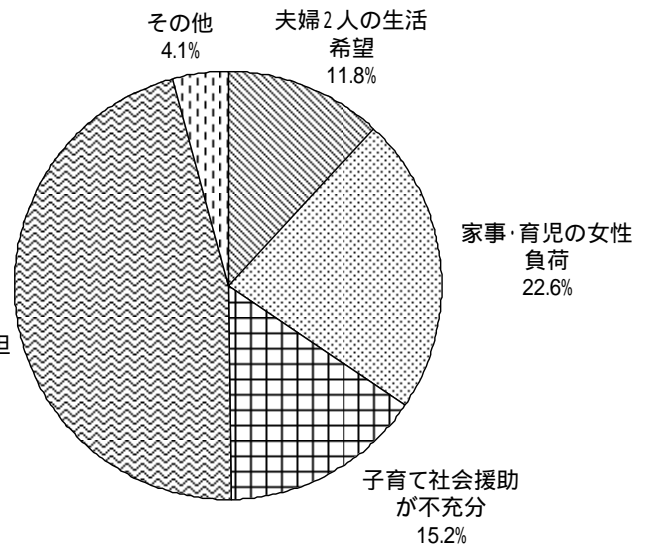
男女共に「子育ての経済負担の増大」が4割を超えている。男性だけで見ると、「子育てに対する社会的援助が不十分」が次いで多く25.6%となっているが、女性を見ると15.2%となっており、10.2ポイント低い割合になっている。

また、女性は「子育ての経済負担の増大」の次に「家事・育児の負担が女性にかかり過ぎる」が22.6%と多くなっている。男女で意識の違いが見受けられる。

少子化原因(出生率低下)【男性】



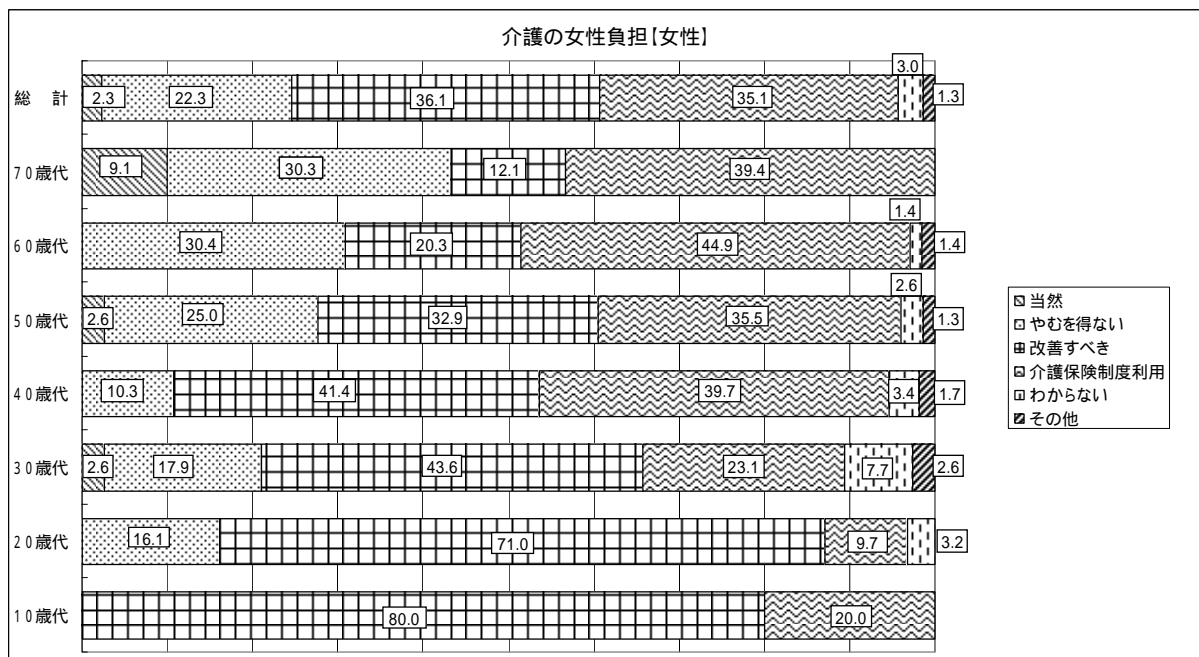
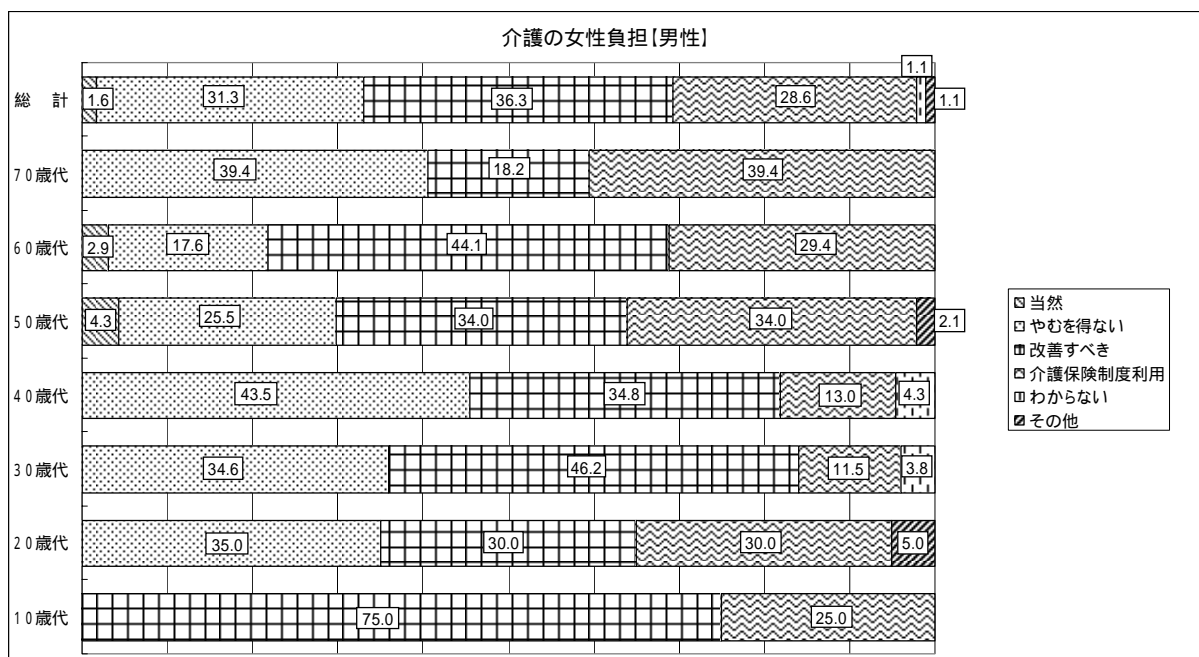
少子化原因(出生率低下)【女性】



【問 1 7】家族との介護の女性負担についての質問

男性だけで見ると、「改善すべきである」の次に「問題ではあるがやむを得ない」が31.3%となっているのに対し、女性をみると、「改善すべきである」の次に「介護保険制度を利用する」が35.1%となっており、男女で意識の差があることがわかる。

男女で大きな差になっているのは、「問題ではあるがやむを得ない」の項目となっている。特に目立つのは男性の「40歳代」で43.5%となっているが、女性では10.3%と30ポイント程の差になっている。

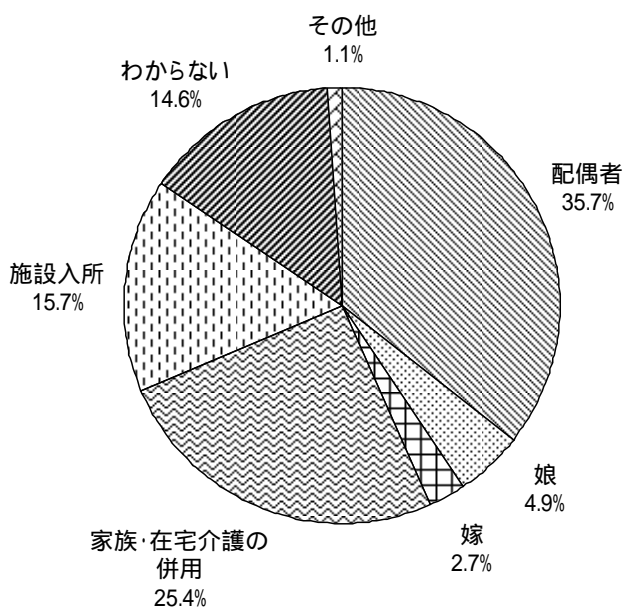


【問 1 8】自分自身の介護が必要になった場合、誰に世話してもらいたいかという質問

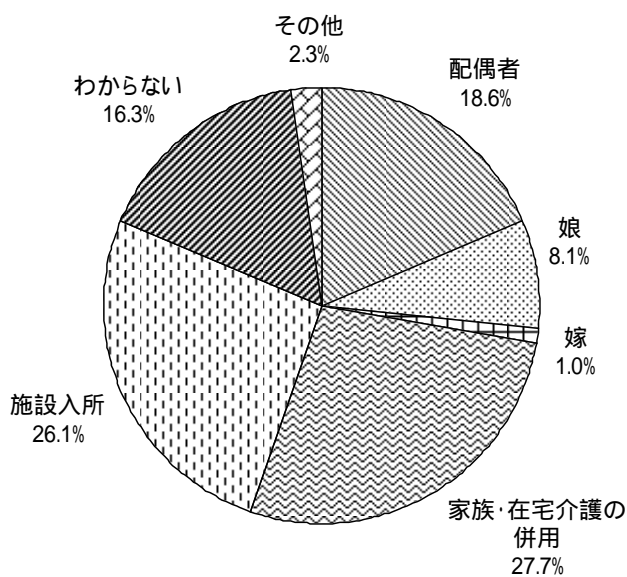
男性のみで見ると、「配偶者」が35.7%で一番高い割合であるのに対し、女性は18.6%と17.1ポイントも低い割合となっている。次いで、「家族と在宅介護を併用する」が25.4%となっているが、女性では27.7%と2.3ポイント低い割合になっている。

女性のみで見ると、「家族と在宅介護を併用する」が27.7%と一番高い割合になっており、次いで「老人ホームなどの施設に入所する」が26.1%となっている。「老人ホームなどの施設に入所する」の項目について男性は、15.7%と10.4ポイント女性より低い割合になっている。男女で意識の差がうかがわれる。

介護を希望する相手【男性】



介護を希望する相手【女性】



7 . 社会参加について

20歳代未満では大半が参加していないが、30歳代で保護者会活動へ参加し、40歳代以降は地域団体活動への参加もしている傾向がうかがわれる。

自治会長等の性別、活動名義、冠婚葬祭のあいさつについては、男女共に「男性にこだわらない」という考え方が最も多いが、葬式での役割分担の考え方は多種となっている。なお、「地域づくり等に男女の意見を取り入れるべき」という考え方は、性別・年齢にかかわらず圧倒的に多くなっている。

市議会議員、審議会委員登用については、すべての階層で「性別でなく資質等を優先すべき」という考え方が最も多く、「女性がもう少し増加した方がよい」という考え方が次いでいる。

審議会委員等への応募意志は、性別では男性の方が多く、年代では60歳代が最も多くなっている。応募しない理由としては「自信がない」が最も多く、10歳代と女性の場合に顕著である。なお、20歳代から50歳代までについては「仕事が忙しい」が比較的多くなっている。

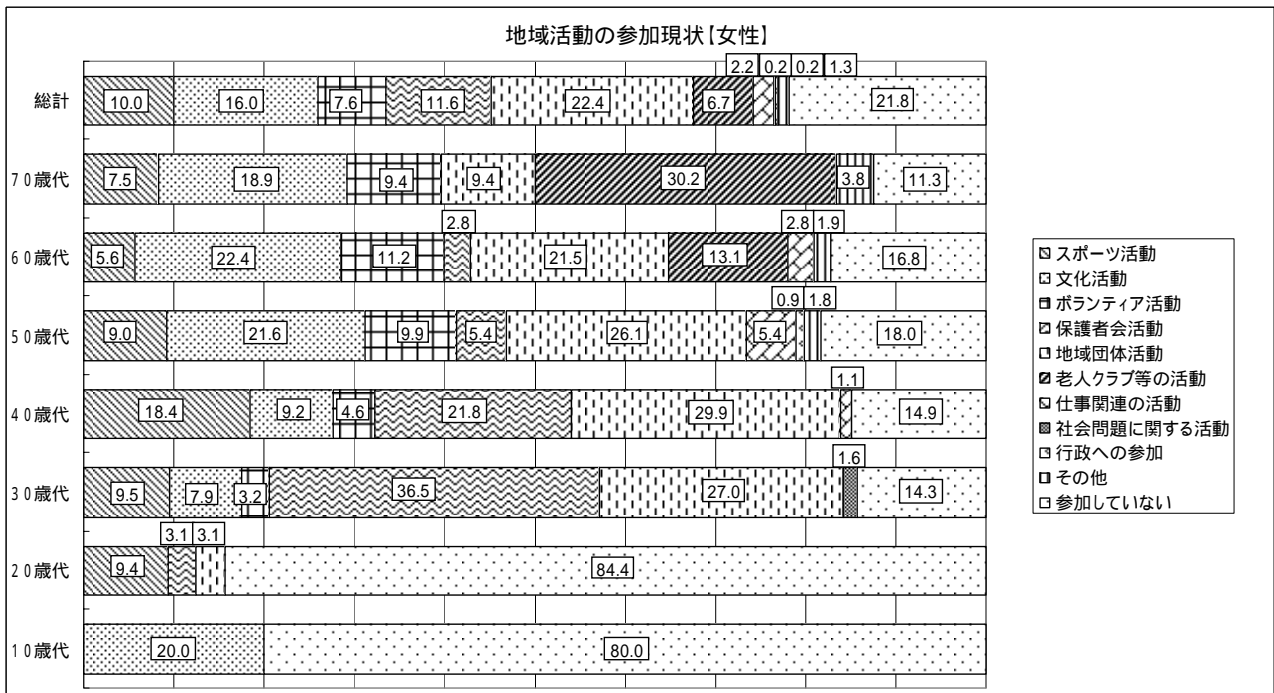
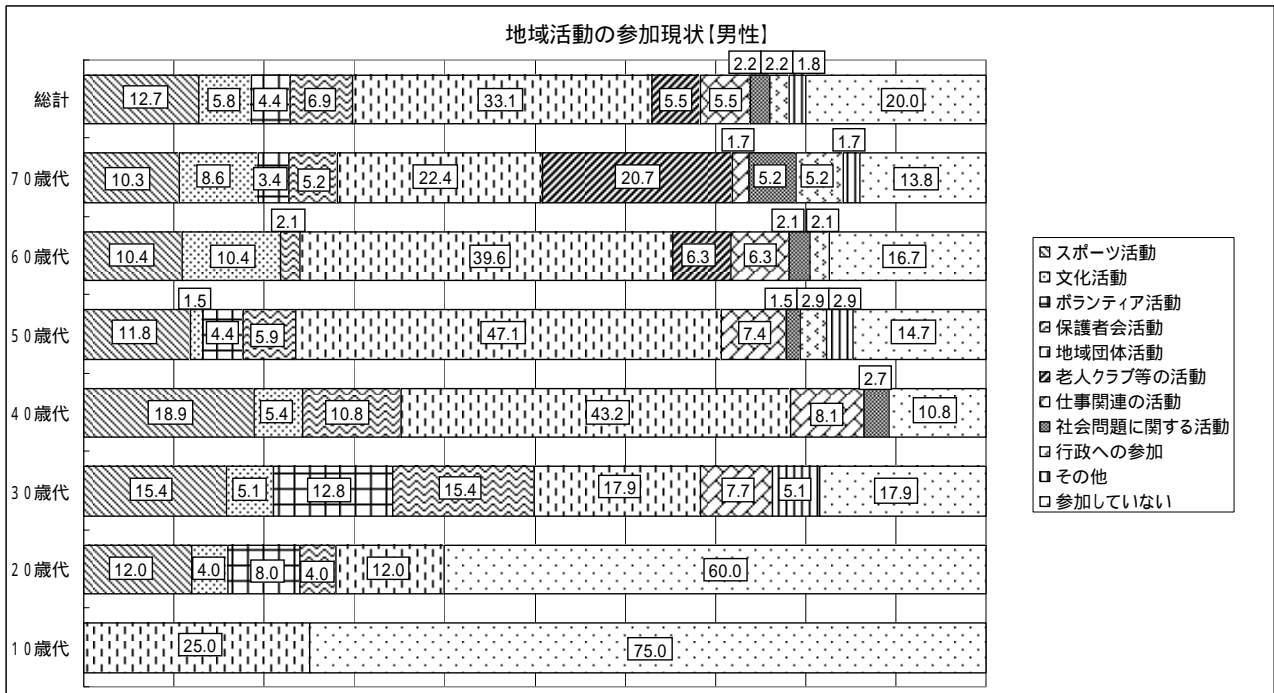
【問19】現在地域でどのような活動に参加しているかの質問

全体的に「自治会、町内会などの地域団体の活動」が多くなっている。

また、男女共「10歳代・20歳代」では、「参加していない」が一番多く、「30歳代」からは「自治会、町内会などの地域団体の活動」が多くなっている。

女性のみで見ると、「30歳代・40歳代」が「子どもを通した保護者会活動」が高い割合となっている。また、「50歳代・60歳代・70歳代」では「趣味・学習などを通したサークルや文化活動」が高い割合となっている。

職業別で見ると、男性は「学生・無職」以外は「自治会、町内会などの地域団体の活動」が一番多いのに対し、女性は「パート・アルバイト（非常勤職員を含む）・専業主婦（夫）」のみ高い割合となっている。

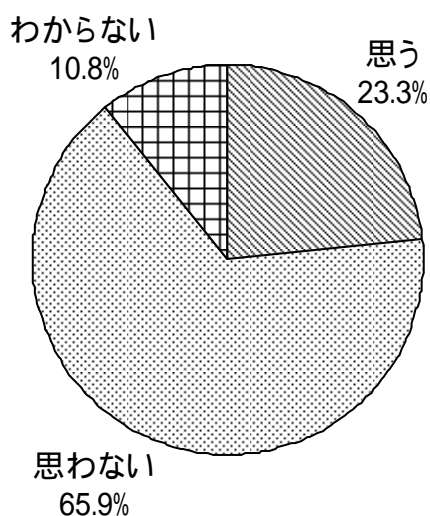


【問 2 0】地域で行われる行事や活動などについての質問

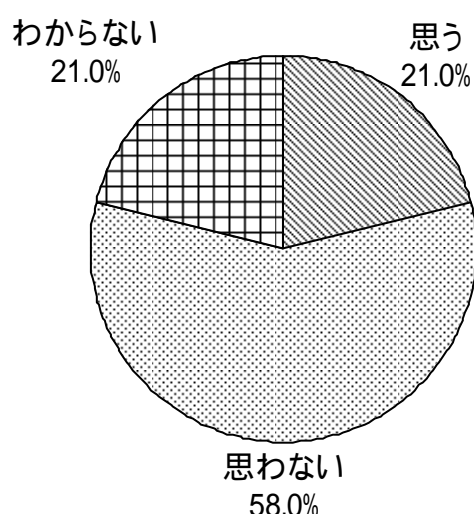
ア 自治会長など地域の組織の会長は男性で、女性は副会長をやったほうがよい

最も多いのは男女共に、「思わない」が高い割合となっている。男女で比較してみると、男性が65.9%、女性が58.0%となっており、女性の方が7.9ポイント低い割合になっている。また、「わからない」の項目については、男性が10.8%、女性が21.0%と女性の方が10.2ポイント高い割合になっている。

地域組織について【男性】



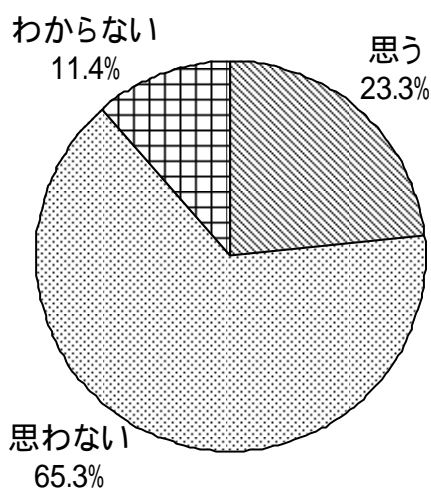
地域組織について【女性】



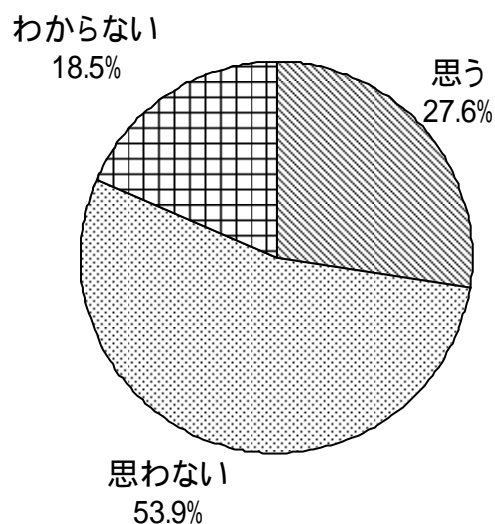
イ 班長などの仕事を実際に妻がしていても名前は夫とするのがよい

「思う」の割合は、男性が23.3%、女性が27.6%と女性の方が4.3ポイント高い割合になっている。また、「思わない」は男女共に一番多く、男性が65.3%、女性が53.9%となっており、男性の方が11.4ポイント高い割合になっている。

班長などの名義について【男性】



班長などの名義について【女性】

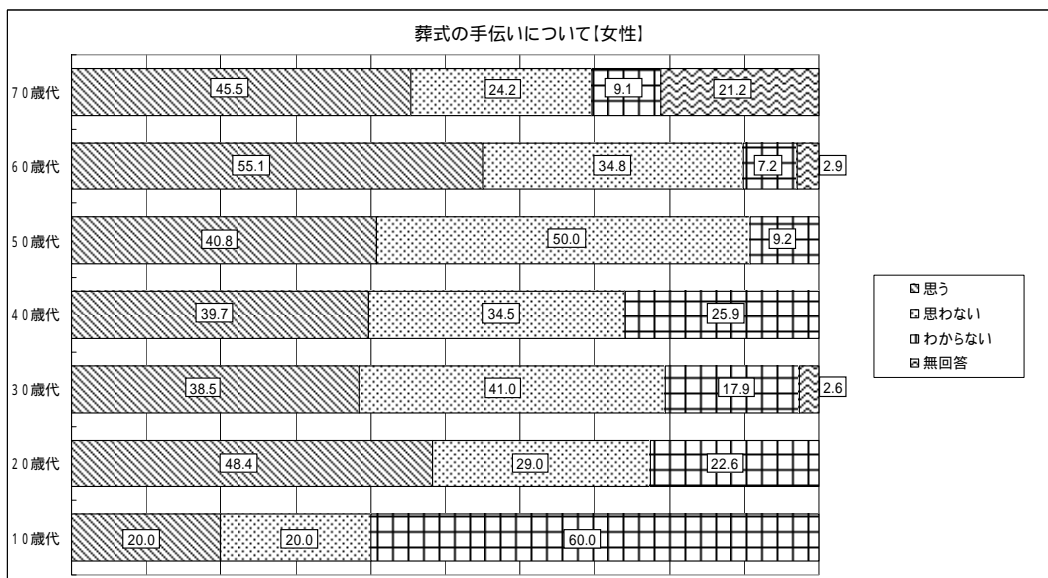
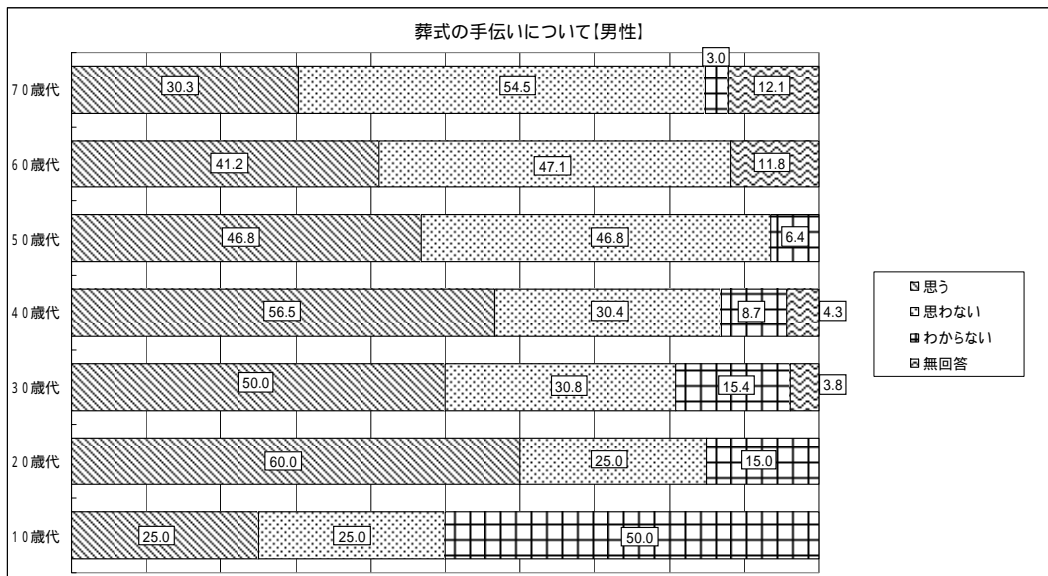


ウ 葬式の手伝いの仕事分担は「男は帳場女は台所」を手伝うのがよい

男女共に「思う」が多くなっているが、「10歳代」のみわからないが一番多くなっている。

男性の年代別で見ると「20歳代から50歳代」では「思う」が一番高い割合になり、「50歳代から70歳代」では「思わない」の割合が高くなっている。

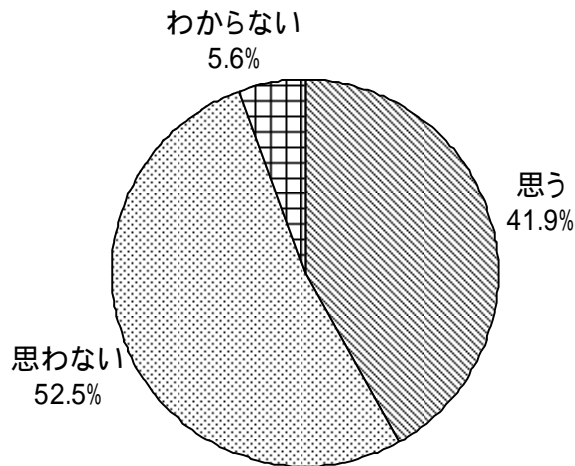
女性だけでみてみると、「20歳代・40歳代・60歳代・70歳代」では、「思う」の割合が高くなっており、「30歳代・50歳代」では「思わない」の割合が高くなっている。年代ごとにばらつきがみられる。



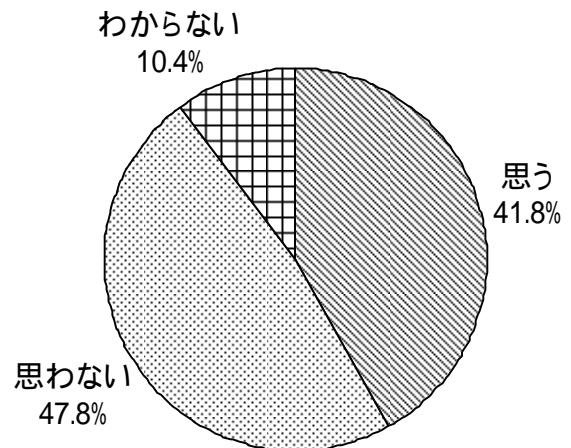
エ 葬式の喪主や結婚式・葬式での挨拶は男性がすべきである

最も多いのは男女共、「思わない」で、45%を超えている。男性が52.5%、女性が47.8%と、男性の方が4.7ポイント高くなっている。

葬式のあいさつについて【男性】



葬式のあいさつについて【女性】

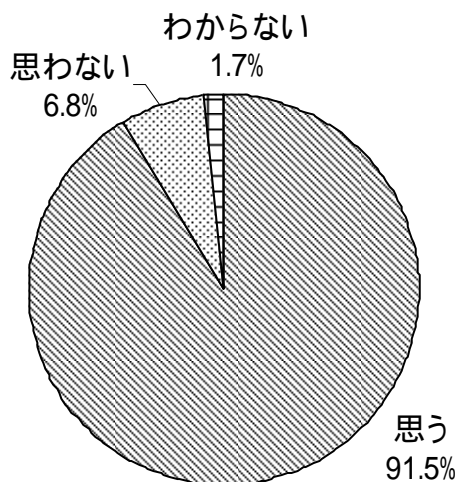


オ 地域づくりやまちおこし、防災計画

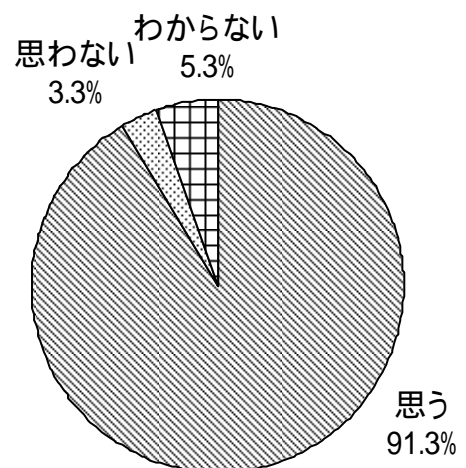
画には男女の意見を取り入れるべきである

男女共に「思う」が全体の9割を占め、ほかの項目より高い割合になっている。「思わない」については、男性が6.8%、女性が3.3%となっており、男性が3.5ポイント高い割合になっている。

計画作成に男女の意見を取り入れるべき【男性】



計画作成に男女の意見を取り入れるべき【女性】



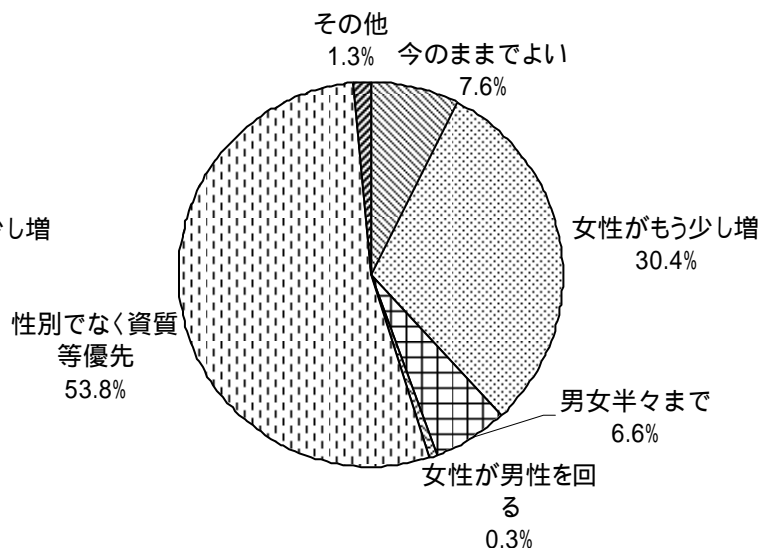
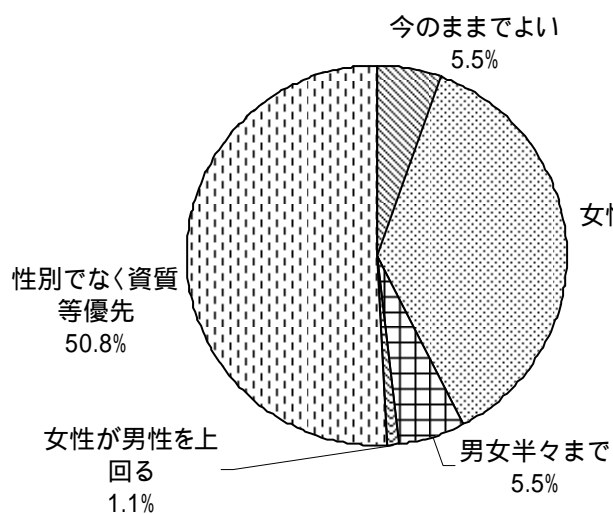
【問 2 1】女性の政治や行政への参加について

ア 市議会議員の女性の割合

男女共最も多いのは「性別よりも資質・人柄を優先した方がよい」になっており、次いで「女性がもう少し増えた方がよい」となっている。男性の「女性がもう少し増えた方がよい」が37.2%に対して、女性は30.4%と6.8ポイント低い割合になっている。

市議会議員の女性比率について【男性】

市議会議員の女性比率について【女性】

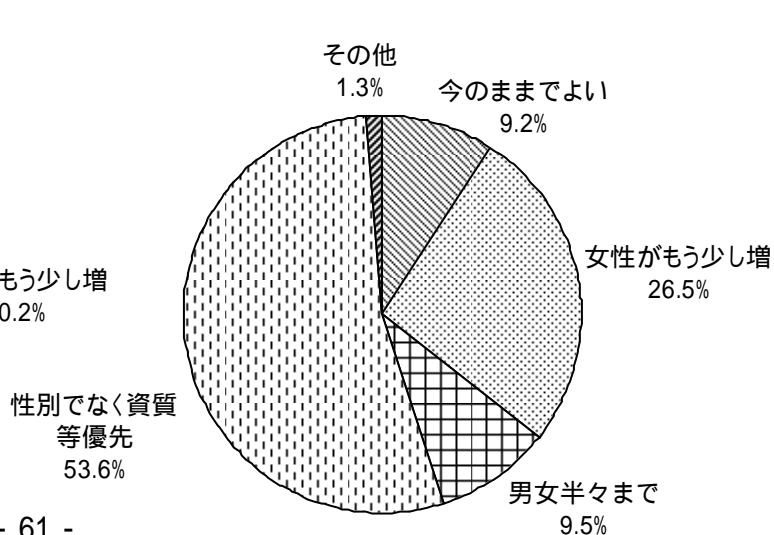
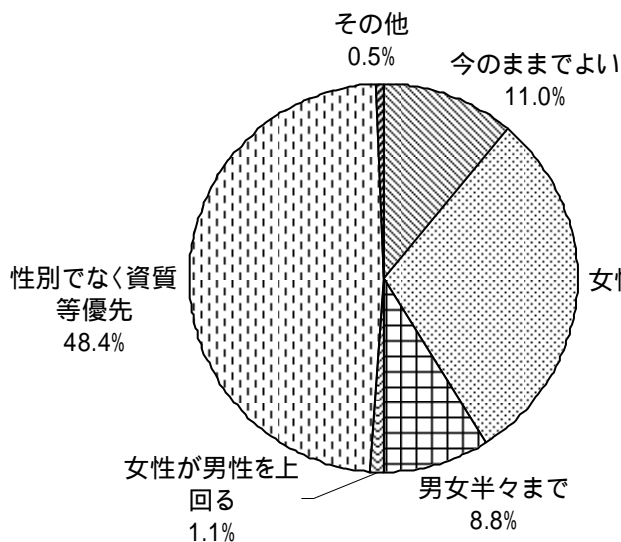


イ 審議会委員の女性の割合

市議会議員の場合と同じで、「性別よりも資質・人柄を優先した方がよい」が5割を占める割合となっている。次いで「女性がもう少し増えた方がよい」が多くなっている点も同じとなっている。

審議会委員の女性比率について【男性】

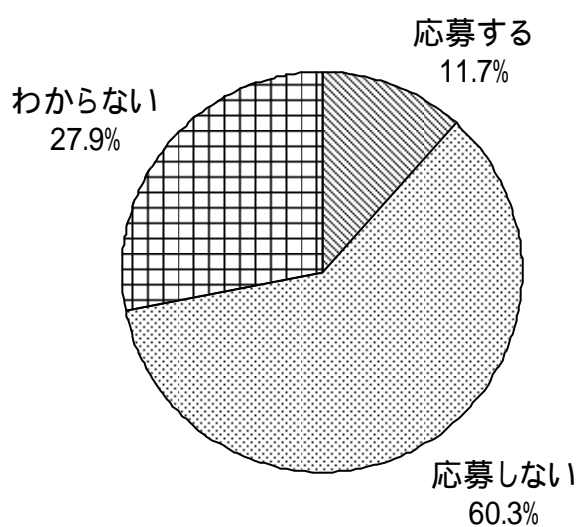
審議会委員の女性比率について【女性】



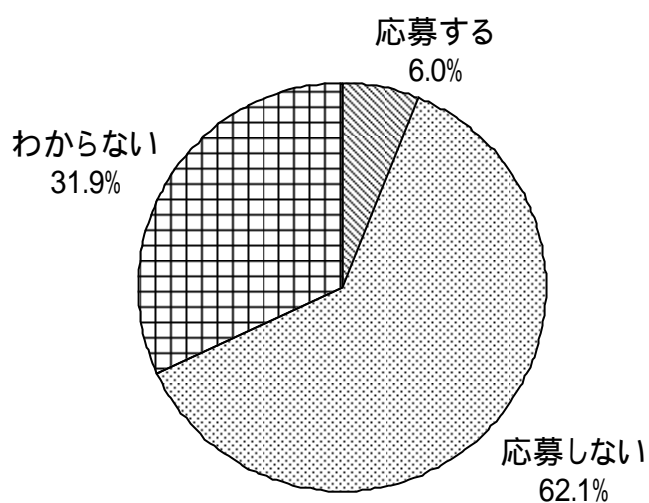
【問 2 2】 審議会委員等の公募に応募しますかという質問

男女共「応募しない」が一番高い割合となっている。「わからない」の割合も全体の3割ほどとなっている。「応募する」の項目については、男性が11.7%であるのに対し、女性は6.0%と5.7ポイント低い割合になっている。

公募に対する応募意志について【男性】



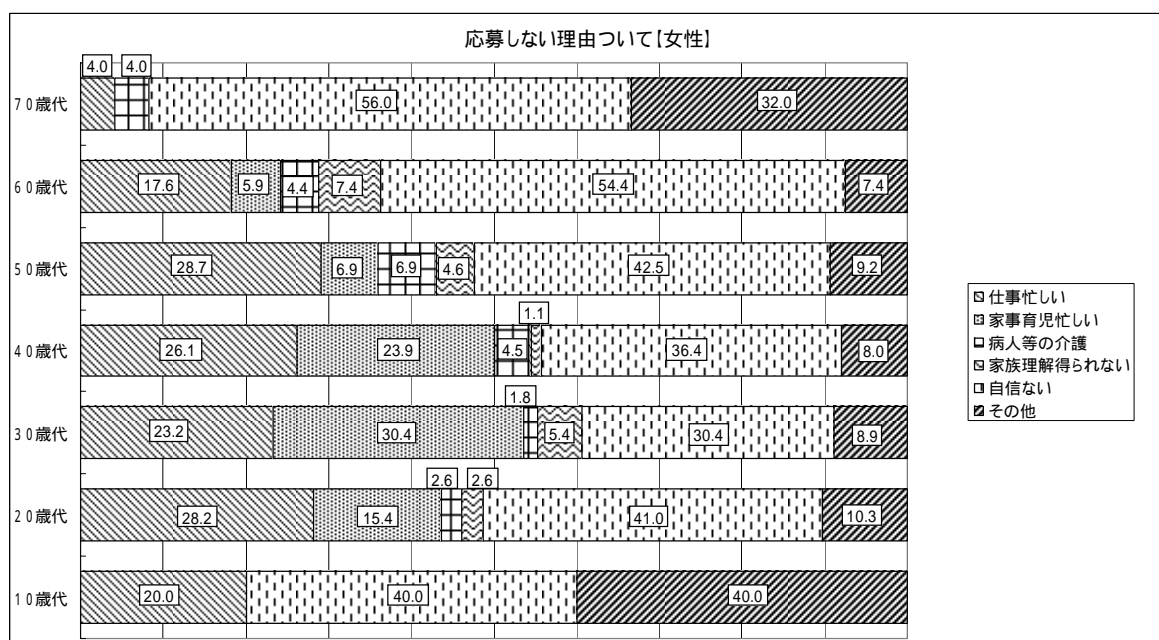
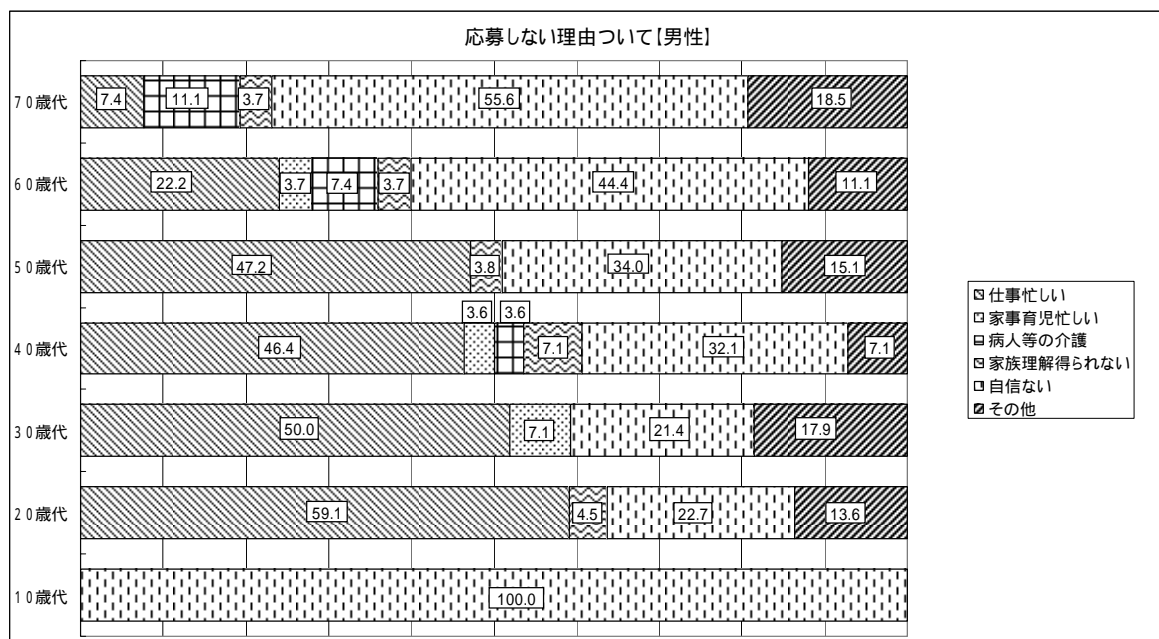
公募に対する応募意志について【女性】



【問23】「応募しない」と回答した人にその理由を尋ねた質問

男性の「20歳代から50歳代」では、「仕事が忙しい」が一番多く、「10歳代・60歳代・70歳代」では、「自信がない」となっている。

女性の場合は「自信がない」が最も多く、次いで「仕事が忙しい」となっている。「30歳代」については、「家事・育児が忙しい」が「仕事が忙しい」と同等となっている。



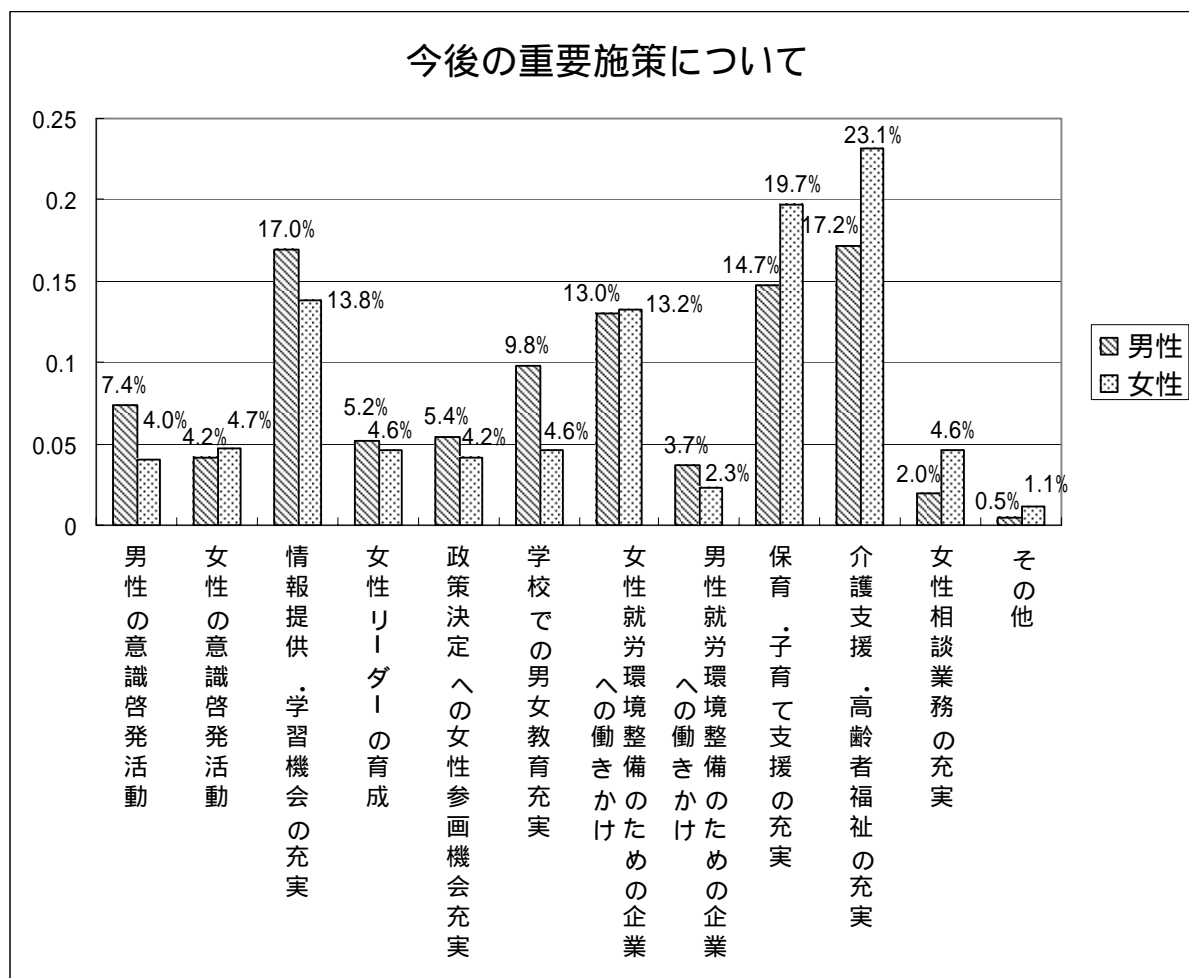
8 . 今後取り組むべきことについての質問

「介護支援・高齢者福祉の充実」が最も多いが、「保育・子育て支援の充実」「情報提供・学習機会の充実」「女性就労環境整備のための企業への働きかけ」も比較的多い。20歳代から40歳代では「保育・子育て支援の充実」、50歳代では「情報提供・学習機会の充実」、60歳代では「介護支援・高齢者福祉の充実」が多く、割と年代別の特徴が表れている。

【問24】行政の取り組みとして重要な施策について

男女共に「介護支援・高齢者福祉施策に充実」の割合が多くなっている。男性では、「男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実」が17.0%で、「介護支援・高齢者福祉施策の充実」の17.2%とほぼ同じ割合になり、次いで「保育・子育て支援の充実」が14.7%となっている。

女性では、「保育・子育て支援の充実」が19.7%が、「介護支援・高齢者福祉施策の充実」の23.1%の次に多くなっている。次いで、「男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実」が13.8%となっている。男女で、意識の差がみられる。



9 . 自由な意見、要望

男女共同参画社会に対する賛成意見が多くあった一方、用語が難しく、啓発をもっとすると良いという意見が多くあった。男女共同参画社会を推進する上で、慣習意識の改革、子育て支援などによる女性の働きやすい環境づくりを求める意見が多くあった。しかし、慣習意識は世代交代と共に変わっていくから良いとする意見や男女平等が少子化につながることを危惧する意見もあった。

《男女共同参画社会に関すること》

原文をそのまま掲載

男女共同参画が平等といっても、男の本質、女の本質、例えば、体力的に男は女に勝り、社会・家族に対する細やかな心遣い、出産、子育ては女しかできないと思う。両方の質を活かした男女共同参画であってほしい。

(女、70歳代)

わかり合える家族づくりを大切に。基本姿勢。核家族化が多くなり若者、高齢者と別れのかまえをしている家庭が多くなってきて淋しい限りですね。男女共同参画は結構な課題ですけれど。人それぞれ、育つ環境、性格、前向きな姿勢のあるなし、いろいろ難しいことですね。私は歳を重ねても昔から前向き実践してから論ずる構えをしておりますので、理論より実践できる自分づくり個人が目指すことが大切かと思えます。実践することは容易ではありません。内容はどうあれ目指す目標を実践継続すれば必ず実ることは確実です。そしてまわりから信頼されることも多いと思えます。論じて実践をはじめ間をみては実践に対する反省を必ずして、目標をふくらませたり改善したり繰り返す中で少しずつ手元がみえて来ることも事実です。とにかく実践継続できる自分作りを大切にしながらグループと組み合わせ協力して1つ1つ確実な状態へすすめていけたらいいですね。夫婦、そして家族へと広げていけたらいいね。日々の生活の中で家族が1つの問いに対してどれだけ語り合え理解しあえるかということですよ。私どもは老夫婦毎日会話をし、若者たち親子の様子をみながら語り合ったり、間をみて若者に話してみたりの声かけを心がけています。(女、70歳代)

男性の良いところ男性しかできない事、女性の良いところ女性しかできない事など個人ごとにもあると思えます。そういう所を、お互いに認め尊重しあっていくなれば男女が共に参加しあう、良い社会が築かれるのではな

いかと思います。男女共同参画という事を、行政の方からも、もっとPR研修をすることも大切かと思っています。(女、50歳代)

男の特性・女性の性格等生かし、いかに平等にするかが課題である。例えば、女性でタイヤ交換や力仕事はできない。男性は機械的にも強く力もある。等(男、50歳代)

子育てにしる、介護にしる、国としてもっと予算をかけてどうしたら男女共に仕事を持ち、充実した人生を歩みつつ、子供を育てていけるのかということを実践的に現実していかないと、口先だけのことで今までの状況がなかなか変わって行かず、そのしわよせが子供にいてしまうと思う。テレビで以前見たのですが、スウェーデンかフィンランドだったかと思いますが、仕事も家事も子育てもすべて平等な社会の実現を将来的には望みます。(女、40歳代)

男女が平等に扱われることは当然であるけれども、昨今は欧米と同様、個人主義台頭により、個人の権利が何より優先され、地域社会は益々高齢化により、大切な地域の絆が失せていく。男女共同参画も大切であるが自分たちの身近からまず人間として、日本人としてその前に反省し、素直な心を育てるべきである。今の私たちは先人にもっと学ぶべきである。自己責任と同等に扱うべきである。(女、50歳代)

男性も女性も差別なく扱われる社会になるようにしなければならないと思う。そのためには、まず世の中が変わらなければそれは実現できないと思います。(男、10歳代)

職場という小さな社会では(私の勤務する会社では)男女の性別による格差はほとんどといていいくらいありません。男女共同参画のシステムでなければ企業は発展しません。発展させようとすると自然体でそのような状態となると感じます。家庭においても家族が幸せと感じるときは夫婦共に協力し合ってこの家庭を築いたんだなぁと振り返り感じたときと考えます。子供たちも「将来自分たちもこういう幸せな家庭をつくらなあかなあ」と言ってくれたときの幸せを感じた時の幸せ感。なぜ、男女が共同参画をすることによって自分のまわりが社会がどう発展していくのかわからなければ、言葉だけで終わってしまいます。これからの社会はアメリカ型でもヨーロッパ型でもない、日本型のすばらしい社会を世の中が作っていかなければならないと思います。家庭から社会から地域からではなく社会全体同歩調で進まなければならないと思います。自然にできてくる共同参画がこれからの日本には必要であると思います。これが日本型だと思います。

(男、40歳代)

岐阜県はまれにみる女子大、女子短大の多い県ですが、山県市には大学もなく男女共同参画思想も遅れている市とってよい。このまま放置すると優秀な人々特に女性の流出が激しくなり、人口減少をおこすでしょう。例えば中央で活躍している信田さちるさんは高富の出身。その他優秀な人が多い。男女共同社会先進市として北欧がとりいれているようなクオータ方式を取り入れてはどうか提案します。1990年代から大学への進学率も女性が多く、海外で活躍する人も女性が多く、最近ではオリンピックでの活躍も女性が多い。又、平均寿命も長い。20年後とは、女性の活躍する割合は半数となるとの予測もあるが、今必要なことは本市が積極的に時代を先取りして各種委員会議会等の女性割合を人口比にする。つまり、50%とすることをすすめることです。30%とすることは国県、他の市も実行していますがこれは当然進められます。これをクオータ方式と呼ばれていますが、これを打ち出して家庭でも、学校でも地域社会でも討論し、応援することです。目標をたてそれに向けてのあるべき姿をそれぞれの地域で討論してゆくことが大切です。(男、70歳代)

男女共同参画に関しては同感するが、その中の意味で同権ではあるが、同質ではないということをおぼろげに忘れているだろうか？異質なのだからそれを同質と考えるという発想があれば頭をかしげます。(男、50歳代)

男女共同は理想ではあると思います。男性がむいているところもあり、女性でしかできないところもたくさんあります。男女平等のお給料をもらっているのは公務員だけではないのでしょうか？他のところではまだまだ男性の方が多く、認められていると思います。女性がリーダーになっているところもあるようですが、ヒステリックだったり、生理がきて体調をくずしたり・・・がんばれる人はがんばればよいと思うし、男性をたてつつ女性がサポートして、くらししていけばいいのではないのでしょうか？

(女、30歳代)

男女共同参画は賛成です。もっと女性が出てきてもいいと思いますが、最近では女性が優遇だと日々思います。テレビ1つ見ても男性が恣意的に攻撃的で、女性が擁護的で社会的に男性が悪者に思って気の毒に思う。日常生活でも女性は「女性の皆さんは元気があって」「最近の男は軟弱で」などと、女媚の話を聞きます。男性は「おい」「お前」「こいつ」「呼び捨て(苗字)」なのに、女性は「あなた」「きみ」「～ちゃん」「～さん」になっている。仕事の面でも、重労働の男性が苦勞するのが当たり前で、女性は決して汚れない作業に従事しているのが現実。看護師さんも男女半々にしたら

いいと思う。女性患者も男性患者にしてもらっても良いと思う。本当の男女共同参画とは、このことも十分わかってほしい。土木作業でも深夜のコンビにでも、清掃作業もトラックの長距離運送も、自衛隊も女性に出てきてもらいたい。しかし、現実には女性が好まないものには、目もくれず男性の苦労の上に成り立っているのだと考えます。自分は彼女もいて将来は結婚すると思いますが、自分の理想は、女性社会進出は悪ではない、むしろ男性も女性は職場に咲く美しい花のような存在。しかし、社会という荒波に巻き込まれることを歓迎できない。早く結婚してもらって夫に守られながら家庭で美しい花を咲かせてもらいたいと願っている。(男、20歳代)

40歳になるまで、仕事を続け会社勤めの中で「男っていいよ」と思いつつ、不平等を余儀なくされてきました。(勤務できたことだけでも、いささかの平等らしい恩恵に属してこられたのかもしれませんが・・・)男女平等とか男女共同参画が呼ばれて久しく男女いずれにも意欲が向上し、徐々にではありますが、その差のよくなりつつあることは歓迎されるべきことと思います。が、いざ自らがその共同参画にかかわる場に入るとなると長年の悲しい性ですんなりと溶け込めるかどうか一抹の不安があります。今の若者たちはいざ知らず、私たちの世代いや、私は「夫唱婦随」とか「女は男をたてて」と、それを美德とされた生き方がしみこんでいて、すぐには軌道修正できない感覚があります。一種の気後れかもしれませんが、だから、少しずつ少しずつ一步一步自ら意識改革に努めつつ、男女共同参画の流れに今流していけたらいいなと思っています。最初の一步としても勇気が要するようになります。どうぞ、後押しをよろしくお願いします。

(女、60歳代)

男女共同参画は・・・理想ではあるけれど今の自分の立場から見ると程遠いことのように感じます。家庭内においても職場においても役割が決められてしまっていて平等に・・・というのは無理。扱われ方からして違いますし。参画できたとしても、男・女の差は出来てしまって等しく利益を受けることも出来ない状態になるのではないのでしょうか。(不満ばかり言わずいけません)家庭を持ってしまおうと男女の地位は決まってしまう。子供が出来れば女性は自由がきかなくなります。このような状況で共同参画でなくなってしまう差が出来ると感じます。子供たちの世代で今やっと男女の差をなくす事が出来る状況になってきたのかなっと感じます。

(女、40歳代)

大人になってしまった人に心や考えを変えることは、難しいことだと思います。それはもう男、女として生まれたときから決まってしまう日

本的な考えが元にあるからです。親から子、子から孫へと続いています。昭和生まれの人がいなくなるころやっとな男女の境がなくなるかもしれません。子供ができると女性は、働く事が大変です。先生方は3年休んでも復職できると聞きました。それを他の会社に勤めていてもできるようにする。夫婦の場合、男性の残業の多さこれも問題かと思います。もっと会社は、雇用を増やし、一人の仕事量を減らしてほしいです。子供が病気になっても、サポートしてもらえるところを作る、介護に関しても同じです。もっと国は法律を整備してやっていかないと日本は駄目になると思います。男女共同参画自体も知名度が低いのもっとアピールしていくべきだと思います。(女、40歳代)

女性の権利、地位の向上にばかり目が向けられ男女同権であることが忘れられている。(男、30歳代)

男女平等、男女共同参画は理想だが男女平等が少子化になる。
(男、50歳代)

男女共同参画と言う事がいまいちよくわからない。家庭生活については、個々の考え方にすごく差があると思います。先日もテレビ番組で子育てについての考え方も男女の差等いろいろ。今は子育てをしてないので、全然分からないけれど、昔より男性の協力をする人が増えてきたと思うけれど、昔ながらの考え方をする人も多いと思います。表紙に書いてある「男女共同参画とは」を何度読んでも、難しいです。子供のころからの教育で育てこないと、「社会の対等な一員」として生きていくのは難しそうです。
(女、50歳代)

男女共同参画という言葉は、一般的には難しすぎる言い方だと思う。知らない人も多いのでは？また、改めてこう言わなければならない社会のあり方はある種の傲慢と思う。全ての分野に対等に・・・というより各自の責任で行うことに等しく利益を受けることはあり得ないのでは？
(女、50歳代)

《子育てに関する事》

子供を産んでも働きやすい環境を作って下さい。子供ができたら預かってくれるところがないので仕事を辞めなければいけなくなります。でも仕事は辞めたくないのです子供がつかれませぬ。こういう状況の人もいるので少子化が進むんだと思います。(女、20歳代)

女性が働く事は良い事だと思いますが、出産後に働く人の多くは、経済的な問題が大きいと思う。子供の事を考えたら、できればずっと母親・父親と長い間一緒に過ごし、できるかぎりの愛情を注いであげべきだと思う。愛情をたくさん与えられて育った人は、そんなに悪い事もしないだろうし、自分の子にも愛情を持って接することができると思う。だから、そのためにも、一番お金がかかる子育ての時期に、女性が働かなくてもいいような、支援や対策があるといいと思う。子供のために働いているはずなのに、子供にとって本当に大切なことをしてあげられているのかわからない。

(女、20歳代)

若いときにナースとして働いていた時は、女の職場でしたが、院長の希望として良き嫁となるように、茶道・洋和裁・華道のいずれかの好む物を2つ選んで励むこと、そしてすれ違う時は会釈を行う、看護をしている者は何時でも笑顔を忘れずに等恵まれた環境の中で勤務をし結婚。長男が生まれ仕事に復帰したが、小児喘息になり「他人の面倒を見て、自分の子供を見放すのか」と親に言われて、仕事を辞めました。次男が生まれ、子供が留守番が出来るようになってから、近所の日本警備保障の事務員に、男ばかりの世界でしたが皆様が子育て中の人たちばかりで理解があり、学校の参観日も委員会活動も参加してくださいとの社長の言葉。本当にこの「男女共同参画」のアンケートにぴったりの職場に働いていたのです。あれから20年やっと岐阜でもこの環境が作られようとしています。山県市となり、少子化の大事な歯止めになる子育ての支援を、仕事に復帰した時の子供の支援・保育園の保育時間の支援・学校に行くようになれば参観、学級委員会、PTA、町内の役員等といろいろな問題があります。私は、現在長男、次男の嫁が仕事を続けたいとの申し入れの為に仕事を第2として、孫の為に子守をしています。嫁は仕事に復帰して明るく、元気に「いってきます」と職場に出掛けて行きます。児童館も利用して助かっています。祖父母として、今留守番をして孫の成長を見守り、シルバースポーツを楽しみながら若い夫婦の手助けをしています。「山県市は子供を5・6人生んでも、しっかりと支援してくれる制度がありますよ」と他県に大きな声で言えるように、行政の方々に託します。(女、50歳代)

《意識改革について》

男女は同じ人間。平等であるべきですが、昔からの男尊女卑の考え方、家長制度など古い考え方が今もあるのは現実です。意識の改革はなかなか難しいものです。若い世代の方には、おおいに「男女平等参画」実現の為に、

教育、指導を行ってほしいものです。男、女と分けることなく、人としてお互いが尊重される間柄でいられるといいものです。(女、40歳代)

田舎は、特に男性優先の社会だ。みな意識改革が必要だと思う。育児にしても介護にしても、女性が全部してあたりまえの風潮がある。
(女、50歳代)

男女共同参画には賛成。しかしながら、職場では残業、仕事のレベル、責任等自分は女性だから男性が頑張れば良いという女性の意識がある事も事実であり、世の中の意識は近々大幅に改善したがまだまだ時間を要するテーマと思われる。(男、40歳代)

性個人の性格によると思いますが、助け合いが大切。その為に男性の考え方を変える必要あり。(女、50歳代)

子を持つ女性が働く事が困難な現状が社会全体で変わらなければ少子化問題は解決されないように思います。子を持つと支出がかさみ必然的に妻は働く事を考えるのですが現状は保育園は満員で入れなかつたりで、とても悪循環な世の中なのです。例えば、男性の育児休暇を年単位で取る事が当たり前になったり、男性が学校行事や社会行事に参加する事を企業の中で当たり前意識になればいぶん女性が楽にもなれ、男性の子育てに対する熱意も変わってくると思います。理想を現実に変えていくのは決して難しいことではないはずですが、人の意識がまだまだ戦前の古くさい考えだから変えられないのです。私は次世代の政治家や企業家ならこういう柔軟な考えを受け入れてくれると期待していますが、今の世代のトップでは頭が固すぎて期待できません。余談ですが・・・(女、30歳代)

女性は子供を産むことは変わりありません。(男性は産めません。) 生まれなければ、日本人は減少する。 男性と女性の役割は違う。 必要な教育を行い、男性女性とも思考レベルをアップする。(男、50歳代)

男女別姓を可とする国の取組みも進んでいないなど家の代表は男性とする傾向が強く、自治会やスポーツ行事でも男女が別々の分担で動いている。これらのことをふまえて男女とも意識啓発の活動をより推進することが重要である。子育て支援の活動を教育委員会で考えるなど幼小連携の研究、小中、中高の連携を研究する活動を進める。山県市の独自色をもっと出してほしい。(男、60歳代)

「昔から」という事があり、男の人が決めたり行動したりしています。男

女共同参画といってもすぐにできることではないと思いますが、お年寄りの方の考え方が変われば、変わると思います。(女、30歳代)

以前、朝日新聞の記事で大変共感することがありました。それは、「田舎ほど男尊女卑が激しい」というものです。私はこの土地に嫁ですから身にしみて感じています。年配の方の意識改革がまず必要だと思います。(女、30歳代)

地域の行事に参加しても、男の意見がとおり女はこの次になる傾向がある。(最近の行事では、お祭りなどがあった。)(女、20歳代)

女性がすべて社会的に認められたいわけではないと思うので男性優位をよしとする人もいると思う。特に行政などに関しては、女性も平等にというよりは、より良い意見や活動を積極的に行える人を選ぶべきではないでしょうか。そういう女性が社会に出るのを支援するのは大切なことだと思う。(女、20歳代)

《アンケートについて》

高校を卒業したばかりで、社会の現状を身をもって体験していないので、質問の内容がよくわからないし、答えにくいです。はっきりいって、社会を知らない者に対してこのようなアンケートを実施しても意味がないし、正確な結果は出ないと思う。(女、10歳代)

男性女性にこだわらず、アンケートをとってほしい。これは女性用のアンケートで回答しにくい。(男、50歳代)

このアンケートを必ず有効に活用してください(アンケートだけに終わらず)(男、20歳代)

回答がとても選びにくかった。もう少し回答、質問を考えたほうが良い。(女、50歳代)

《その他》

男女共同参画とは、男女平等ではないですね？男性にはしょせん勝目はないと思います。男性より上に行くことはないと思います。だから、女性

にしかできない事、女性の方が向いていると思う事そんな思いでいろんな事に挑戦すればいいと思う。(女、60歳代)

男女平等で社会の一員として、色々な分野にて活動に参画することはおおいに結構ではあるが、持って生まれた男性には男の機能が、女性には女の機能がそなわっている様に全てが対等にとは考えにくいのではないか。男女共任務についての責任を負うのは当然のこと適材適所これも忘れてはならない必要な要素ではないだろうか・・・と一市民ふっと思います。
(女、60歳代)

女性の意見は、生活に密着した意見を聞く事ができるので多く取り入れる機会を持ってほしい。介護については、個人でみるシステムにするのではなく、多くの人がかかわってみれるように行政からシステムを変えるようにしてもらえれば、老後は少し安心できるかと思います。(女、40歳代)

子育て支援と高齢者福祉がいい形でつながれば良いと考える。
(女、40歳代)

問題の作成にもう少し検討してください。地域参加にしても、女性が会長をやるためには、それなりに家族の協力や理解が必要であり、いろいろな活動で男性にやってもらうのは、家事と仕事にと今のままでは、子供の子育てなどでそれ以上のことはできません。それがないかぎりは無理です。
(女、40歳代)

男女は共に平等でなければいけないと思いますが、男女雇用機会均等法により、晩婚化、少子化が進んだと思います。女性が外に出ることにより、今までの家庭生活が成り立っていないような・・・。いい面と悪い面があるということです。遊ぶ所、誘惑が多くて少子化を進めている気がするのであまり作らない方がいい。(女、20歳代)

男女雇用機会均等法、母子保健法など制度が確立してきている中で、山口市がどのように地域に対しフォローしているか、どのような活動をしているのかわかりません。地域で、男性女性が参加できるような活動、岐阜市では子供をもつ母親、両親のサークルがあるようですが、山口市では、あるのでしょうか？広報など、若い世代にも読んでもらえるようなものもあっていいと思うので、情報公開していただきたいと思います。(女、50歳代)

現在もまだまだ男社会です。(女、60歳代)

女性が中心となって市のイベント行事や女性の目から見た街づくり運動を展開してはどうか？（男、30歳代）

意見要望とは異なるが、我が家では男5人、女2人家庭であるので、男、女、子供も差別なくみんなで協力して、家事、農業、炊事など分担してやっている。（女、70歳代）

女性の働く職場の上司には、将来の日本を支える子供たちのことも考えられる心の広さが必要。いじめや損得の計算があってはならない。市役所は市民の負担も考えてほしい。このアンケートの結果は活かしてほしい。（男、50歳代）

市議会議員の定員が多すぎる。又、女性議員をもっと（半分）多くすべきだが、自治会が「男」中心の為女性の意見を言う場が無い。新しくその自治会に入っても、古い人たちの意見が中心で、新しい人が意見を言うとき白い目で見られる。（女、60歳代）

前の職業とか、家がお金持ちだから、地位とかで役を選ばないでほしい。本当にその立場になって考えられる人、働ける人を選考してほしいと思います。考えが古いかもしれませんが、やはり女性は家を守ること、子育ては第一に考えてやるべきだと思います。その中で家族全員が話し合いそれぞれの仕事は、その人に合った事をすればよいと思います。皆で協力すればよいかと私は考えます。男の人より女はひかえる事も時には必要かな。ただ男でも女でも出来る事はどちらでもよいと考えます。やはり人柄優先かと思います。（女、50歳代）

市関連の諸組織には長年男性がかかわっている現実が多いように思う。もっと若手を発掘し起用するようになっていかないとマンネリ化してしまう。しきたりにしても、方法にしても内容にしてもアイデアが乏しいように思う。女性の中からもっと有能な方を発掘し、いろんな組織のリーダーとして活躍してもらおうようにすることが大切。市になって3年目。すばらしいビジョンをもって大改革をしてほしい。（男、70歳代）

有能な女性が多数家庭に埋もれている現状です。女性にもいろんな場で活躍できるように行政の方でリーダーシップをとり、軌道に乗せてほしい。一つ気をつけてほしいこと。何かの委員などを選ぶとき、サークルとか何かで目立つ女性とか、議員、市役所の知り合いとか容易な決め方をしないで、市民公募を含め納得のいく決定をしてほしいと思います。（女、60歳代）

国県市の行政指導の結果があり、大幅な女性の進出、部落の行事等に出てきましたが、まだまだという感じです。佐賀区でも地区の役員を家順で6年ほどで実施しても良いと思っていましたが、昨年不幸があり30家程で出席し、内20人女性で男性が少ない。特に主人が仕事の都合で出席できず、役員が女性ばかりとなりました。行事は無事終わりよかったです、今年から又選挙となり逆戻り反対意見を出しましたが、結局反対ということで駄目でした。男女共同参画時代を叫ばしてるのにとおもいましたが、駄目でした又長寿会でも昼食には女性がお茶当番？どうしたら良くなり平等になるのか家に帰ると女が強いけどね。教えて下さい。小さいおじいさん75歳公務員役所懐かしくなる。(男、70歳代)

子を産めないような人は別として、健康で子供を産み育てることが可能な環境にいるにもかかわらず、子供を産まず、職ももたないような専業主婦が税金も、年金も払わず、将来、年金をもらえるのはおかしいのではないか。子供を産み、仕事も持ち、社会に貢献している女性の税金をもっと優遇するべきではないのか。実際、専業主婦の出産率は、仕事をしている女性の出産率より低いというのは、専業主婦は社会問題に対する意識が低いのではないかと思う。(女、30歳代)

合併後施設が中心地に集まっていく傾向になり、遠隔地では生活しづらくなっていく。自力で運転して動けるうちはとりあえずはいいとしても直に生活しづらくなる。(女、20歳代)

高齢と病気のため家にて療養中(女、70歳代)

介護保険は払うばかりでなぜもらえないのか？(女、40歳代)

当地にも、シルバー社会が進展受け入れ社会又、活用社会への対応、特徴ある山県市へ、打ってもらいたい。特に中洞シルバー人材の育成社会参画が今日の課題としてとらえてもらいたい。(男、50歳代)

山県市はシルバー人材センターがとても力を入れておられ、仕事をたくさん紹介して下さってありがたいです。(女、60歳代)

関係ないですが、山県市役所の辺りにダイナムなんてつくるのではなくて、図書館などをつくって、生涯学習することを大切にしたい市にしたほうが、いいと思う。(女、20歳代)

高齢社会の時代が来ているけど、年齢にこだわらず健康で生き生きとして
いる人たちは何事にも常に前向きに参加して行動にうつして益々生き甲斐
を持てるまた自信を持てる社会に行きたい。70代だって80代もま
だまだ若さいっぱい。やる気の人多いと思う。(女、60歳代)

もうすぐ就職なので市の女性就職率をもっと増やしてほしい。就職がなけ
れば他県に行くつもり。(女、10歳代)

市職員の方の通勤にほとんどが車で通勤してみえると思うが車を止めてお
くのにすべて無料ですか。もし無料ということならば市民の税金の無駄遣
いだと思う。(職員だけが使用)駐車するには当然駐車料を払ってもら
うのが本当だと思う。駐車料を払うかわりに昇給するということは絶対許され
ない。現在駐車料を払ってもらっているということでしたら上記のことは
取り消してもらってよい。(男、60歳代)

よくわかりません。(女、50歳代)

= 男女共同参画に関する国内外の動き =

| 年 | 世界 | 日本 | 岐阜県 |
|------------------|--|---|---|
| 1975年 (昭和50年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」 | <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 | |
| 1976年 (昭和51年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」始まる (～1985年) | <ul style="list-style-type: none"> ・民法の改正(離婚後の復氏制度) | |
| 1977年 (昭和52年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生部児童家庭課に「婦人問題担当」設置 ・「婦人問題連絡会議」設置 |
| 1979年 (昭和54年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連総会「女子差別撤廃条約」採択 | | <ul style="list-style-type: none"> ・環境部県民生活課に「婦人問題担当」配置 |
| 1980年 (昭和55年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人の10年中間年世界会議」開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 | |
| 1981年 (昭和56年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 | <ul style="list-style-type: none"> ・民法の改正(配偶者の法廷相続分引き上げ等) | <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」 |
| 1982年 (昭和57年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・総務部青少年婦人課に「婦人問題担当」設置 ・「ぎふの女性」(現：はぁもにい)発行開始 |
| 1984年 (昭和59年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題に関する県民の意識調査」結果公表 ・「家庭生活における婦人地位向上に関する提言」 |

| 年 | 世界 | 日本 | 岐阜県 |
|------------------|---|--|---|
| 1985年 (昭和60年) | ・「国連婦人の10年世界会議」開催 | ・戸籍法の改正(父母両血統主義の採用等) ・「女子差別撤廃条約」批准 | |
| 1986年 (昭和61年) | | ・「国民年金法等の一部を改正する法律」施行(第3号被保険者制度導入) ・「男女雇用機会均等法」施行 | ・「岐阜県婦人行動計画」策定 |
| 1987年 (昭和62年) | | ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | |
| 1989年 (平成元年) | | ・「新学習指導要領」告示(中学・高校で家庭科の男女共修) | ・「女性の世紀21委員会」設置 |
| 1991年 (平成3年) | | ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 | ・「調査研究報告書」(女性の世紀21委員会) |
| 1992年 (平成4年) | | ・「育児休業法」施行 | ・「どう変わればいい女性と男性県民意識調査」結果公表 |
| 1993年 (平成5年) | ・「世界人権会議」開催 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 | ・「パートタイム労働法」施行 | ・「男女共同参画型社会をめざしての提言」 ・総務部に「女性政策室」設置 |
| 1994年 (平成6年) | | ・内閣に「男女共同参画推進本部設置」 ・総理府に「男女共同参画室・男女共同参画審議会設置」 | ・「女と男のはあもにいプラン - ぎふ女性行動計画 - 」策定 ・「ぎふ女性大学」第1期開講 |

| 年 | 世界 | 日本 | 岐阜県 |
|------------------|----------------------------------|---|--|
| 1995年 (平成7年) | ・世界女性会議「北京宣言」行動綱領採択 | ・育児休業法改正(介護休業制度)施行 | ・第1回「女と男のはあもにいフォーラム」開催 |
| 1996年 (平成8年) | | ・男女共同参画2000年プラン国内行動計画 | |
| 1997年 (平成9年) | | ・「労働基準法」改定(女子保護規定撤廃) ・「男女雇用機会均等法」改正(女子差別禁止、セクハラ防止義務) ・「育児・介護休業法」改正(深夜業制限) | |
| 1999年 (平成11年) | ・国連総会「女性に対する暴力撤廃国際日」採択(11月25日) | ・「男女共同参画社会基本法」施行 | ・「ぎふ男女共同参画プラン」策定 ・組織再編により「地域県民部男女共同参画課」を設置 |
| 2000年 (平成12年) | ・国連特別総会「女性2000年会議」(政治宣言)(成果文書)採択 | ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「介護保険法」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 | |
| 2001年 (平成13年) | | ・「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」施行 | ・「女性に対する暴力に関する調査」結果公表 |
| 2002年 (平成14年) | | | ・「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂 ・組織改編により「地域県民部男女共同参画室」と名称変更 ・「男女共同参画に関する県民意識調査」結果公表 |

| 年 | 世界 | 日本 | 岐阜県 |
|------------------|-----------------|--|---|
| 2003年 (平成15年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「ぎふ男女共生大学」第1期開講 ・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」議決・公布 ・「日本まんなか共和国女性サミット～2003岐阜～」開催 |
| 2004年 (平成16年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力及び被害者保護に関する法律」改正（保護命令の対象範囲拡大） ・「育児・介護休業法」改正（対象労働者拡大・休業期間延長） | |
| 2005年 (平成17年) | ・「国連婦人の地位委員会」開催 | ・「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 | |
| 2006年 (平成18年) | | ・「男女雇用機会均等法」改正（男女双方に対する差別の禁止等） | |

= 山県市男女共同参画プラン策定の経過 =

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------------|--|
| 平成17年 8月29日 | 第1回 男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム ・男女共同参画に関する市民意識調査(案)について |
| 平成17年10月 6日 | 第1回 男女共同参画推進懇話会・プロジェクトチーム勉強会 ・講演会「男女共同参画社会の実施に向けて」 講師 森 基子(岐阜市立女子短期大学名誉教授) |
| 平成17年12月21日 | 第2回 男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム ・男女共同参画に関する市民意識調査(案)について |
| 平成18年 1月25日 | 第2回 男女共同参画推進懇話会 ・男女共同参画に関する市民意識調査(案)について |
| 平成18年 4月 | 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施 |
| 平成18年 7月14日 | 第3回 男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム ・「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」の集計結果について ・具体的施策について |
| 平成18年 7月19日 | 第3回 男女共同参画推進懇話会 ・「山県市男女共同参画に関する市民意識調査」の集計結果について ・具体的施策と今後のスケジュール |
| 平成18年10月12日 | 第4回 男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム ・男女共同参画プラン具体的施策の立案 |
| 平成18年10月24日 | 第4回 男女共同参画推進懇話会 ・山県市男女共同参画プラン(素案)について |
| 平成18年11月10日 | 第5回 男女共同参画推進懇話会 ・山県市男女共同参画プラン(素案)について |
| 平成18年11月17日 ～平成18年12月8日 | 「山県市男女共同参画プラン」に対する パブリックコメントの実施 |
| 平成18年12月22日 | 第5回 男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム ・パブリックコメントに対する市の回答について |
| 平成19年 2月 5日 | 第6回 男女共同参画推進懇話会 ・パブリックコメントに対する市の回答について ・山県市男女共同参画プラン最終確認 ・資料編について |

山県市男女共同参画推進懇話会委員

| 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|---------------------|--------|----------------------------|
| 1号委員(学識経験のある者) | 森 基子 | 岐阜市立女子短期大学名誉教授 |
| 3号委員(企業関係者) | 古川 雅一 | 市商工会青年部長 |
| | 三井 怜子 | 市商工会女性部長 |
| 4号委員(地域代表者) | 川田 忠 | 市自治会連合会長 (平成17年4月~平成18年3月) |
| | 丹羽 英之 | 市自治会連合会長 (平成18年4月~) |
| 5号委員(公募市民) | 松野 裕子 | |
| | 田中 睦美 | |
| | 臼井 敏雄 | |
| | 石田 和彦 | |
| 6号委員(行政関係者) | 三本木 隆 | 岐阜地域振興局 (平成17年4月~平成18年3月) |
| | 高田 かがり | 岐阜振興局 (平成18年4月~) |
| | 垣ヶ原 正仁 | 市総務部長 (平成17年4月~平成18年3月) |
| | 林 宏 優 | 市総務部長 (平成18年4月~) |
| | 土井 誠司 | 市保健福祉部長 (平成17年4月~平成18年3月) |
| | 室戸 弘全 | 市保健福祉部長 (平成18年4月~平成19年3月) |
| 7号委員(その他市長が必要と認める者) | 小池 君香 | 市子育て支援コーディネーター |
| | 江尾 康子 | いきいき女性レインボー |
| | 大沼 智幸 | 市校長会代表 (平成17年4月~平成18年3月) |
| | 大原 修一 | 市校長会代表 (平成18年4月~) |

：会長 ：副会長（順不同、敬称略）

プラン策定事務局

平成18年4月~

平成17年4月~平成18年3月

| 職 名 | 氏 名 |
|----------|-------|
| 総務課 課長 | 野村 茂 |
| 総務課 課長補佐 | 久保田裕司 |
| 総務課 主事 | 石崎 真理 |

| 職 名 | 氏 名 |
|----------|-------|
| 総合企画課 課長 | 井原 睦 |
| 総合企画課 主幹 | 澤田 正則 |
| 総合企画課 係長 | 横山美由紀 |

山県市男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム

= 平成17年度 =

| 部 名 | 課 名 | 氏 名 |
|-------|-------|-------|
| 総務部 | 税務課 | 岡田祐子 |
| | 秘書課 | 伊藤早苗 |
| 市民部 | 市民課 | 江崎弘美 |
| 保健福祉部 | 社会福祉課 | 佐村光仁 |
| | 長寿福祉課 | 岩田豊実 |
| 産業経済部 | 産業振興課 | 毛利佐知子 |
| 基盤整備部 | 都市計画課 | 山本敏博 |
| 水道部 | 下水道課 | 浅野あゆみ |
| 消防本部 | 予防課 | 西森忠一 |
| 教育委員会 | 文化課 | 石神 彰 |
| | 教育総務課 | 小澤美智代 |

チームリーダー 企画部 総合企画課 澤田正則

= 平成18年度 =

| 部 名 | 課 名 | 氏 名 |
|-------|-------|-------|
| 総務部 | 秘書広報課 | 横山美由紀 |
| | 総合企画課 | 藤田弘子 |
| 保健福祉部 | 社会福祉課 | 土井義弘 |
| | 長寿福祉課 | 吉田裕子 |
| 産業経済部 | 産業振興課 | 村瀬晃司 |
| 消防本部 | 予防課 | 西森忠一 |
| 教育委員会 | 学校教育課 | 河村一彦 |
| | 生涯学習課 | 江川政司 |

チームリーダー 教育委員会 学校教育課 河村一彦
(順不同、敬称略)

山県市男女共同参画プラン(案)パブリックコメントに

対する市の考え

御意見の提出者数： 2名

提出された御意見数： 11件

| 番号 | 該当ページ | 意見の概要 | 対応方針 | 市の考え方 |
|----|-------|--|--------------|--|
| 1 | 18 | 一時保育の実施を望みます。低年齢児の一時保育などは、岐阜市と違い現在市内保育園では実施されていません。比較的幼児教室などが盛んで親子一緒に参加できるなど、他の市に比べて充実しているとは思いますが、一時保育がないのは前から不便さを感じていました。 | 原文の内容で対応します。 | 一時保育については、保育所の空き状況に応じて平成19年度から市内の全保育所にて実施する予定です。また、平成18年度から保育所に入所する前の子どもと親に対して、交流保育として保育所を開放しており、保育所と地域の子どもたちの交流を図っています。 |
| 2 | 18 | 学童保育については、国レベルで言われている退職教師を活用した小学校内での保育を是非望みます。保育園中の方が長時間働くことができたという女性は市内外問わず聞きます。 | 原文の内容で対応します。 | 学童保育については、現在各地区公民館で行う体制は整備してあります。実施時間は午後6時までであるものを、平成19年度からは保育所での延長保育と同じ午後7時までに延長する予定です。また、学校での学童保育については、教育委員会とその他関係部署にて検討中ですが、国が推進している退職教師を活用した方法が山県市にあった方法であるかは、これから検討します。 |

| 番号 | 該当ページ | 意見の概要 | 対応方針 | 市の考え方 |
|----|-------|---|---------------------|--|
| 3 | 18 | <p>子育てネットワークの中に、任意団体やNPOなども是非取り入れていただきたいと思います。地域も内容も違う団体が連携することによってまた何か新しい子育て支援ができるのではないのでしょうか。現在はせっかくの子育て支援をバラバラと行っているだけの感があります。ネットワークの充実により更にその良さが伸ばせるのではないのでしょうか。また、いらぬことは省き、必要なことにより重点を置いた支援が可能になるとも思います。</p> | <p>原文の内容で対応します。</p> | <p>子育て支援ネットワーク協議会は、乳幼児教室、親業訓練、ちびっ子フェスティバル等多様なニーズに見合う支援活動を展開してきました。その成果として子育てに関する関係機関の連携が少しずつ広がり支援者のネットワーク作り、保護者同士のネットワーク作りができつつあります。したがって、任意団体やNPO団体などとの連携も今後必要になってくるのでよりより連携の在り方を検討します。</p> |
| 4 | 19 | <p>「妊婦さん同士のコミュニケーションのためのサロンや0歳児とその親との交流」などを実施してはどうでしょうか。</p> | <p>原文の内容で対応します。</p> | <p>現在、6月・10月・2月の年3回、日曜日に実施のママパクラスにて、0歳児と親の交流は行っています。これから親となる二人が赤ちゃんの抱き方を体験したり、実際の育児について話を聞く機会を設け、交流を図っています。これからは、妊婦教室の内容充実も図ります。</p> |

| 番号 | 該当ページ | 意見の概要 | 対応方針 | 市の考え方 |
|----|-------|--|---|---|
| 5 | 19 | <p>保育時間中の食育カリキュラムは大切ですが、お父さんと子どもに対し、調理実習をとおして食育指導をしてみてもどうか。男性の育児参加も促されるのではないのでしょうか。</p> | <p>『ママパパクラス』の実施」を『ママパパクラス』の充実」に修正します。</p> | <p>食育については、現在母親と子に対する事業がほとんどというのが現状です。今後、父親に対する食育についても検討します。</p> |
| 6 | 21 | <p>(財)21世紀職業財団による育児休業に関する企業向け助成金や社会保険料の免除等、企業に向けて情報提供すべきではないのでしょうか。</p> | <p>原文の内容で対応します。</p> | <p>市内企業に対し、広報紙によるPRを現在行っているところです。これからも情報提供の充実を図り関係法令の周知徹底に努めます。</p> |
| 7 | 21 | <p>子育てで就業が中断した女性への再就職援助や、市で雇用相談などできれば、良いと考えます。また、育児休業中のキャリアアップのための資格講座(託児付)も有益ではないのでしょうか。</p> <p>育児休業中に置いていかれる感も少なくなり、復帰がスムーズになるのではないのでしょうか。</p> | <p>「ハローワーク等」を「ハローワーク・商工会等」に修正します。</p> | <p>市内企業の雇用需要の情報収集と市民提供等について、商工会と連携しながら検討します。</p> |

| 番号 | 該当ページ | 意見の概要 | 対応方針 | 市の考え方 |
|----|-------|--|--|--|
| 8 | | 市役所男性職員の育児休業を奨励し、CCYや広報などで紹介することによって、市民の意識改革を促してほしいと思います。 | 原文の内容で対応します。 | 今回のプランは、行政機関が率先して取り組むべき施策を中心に策定しています。こうしたことから、市職員については、「山県市特定事業主行動計画」に基づき、男性の育児休業等の取得を促進するとともに、取得状況については、男女別に公表するようにします。また、優良企業の顕彰も実施したいと考えています。 |
| 9 | 27 | バリアフリーのまちづくり、防災・防犯の対策は大切なことですが、女性のエンパワーメントを支援するためにも、もっと広い分野での協働を考えてみてはどうか。 | 「(3)市民エンパワーメントの育成支援・女性リーダー等の養成・女性のリーダーバンクの充実」 「担当課 総務課・生涯学習課」を追加しました。 | 今後「市民と行政の協働」は重要なキーワードとなってきます。こうしたことから、男女を問わない「市民エンパワーメントの育成支援」を追加します。 |

| 番号 | 該当ページ | 意見の概要 | 対応方針 | 市の考え方 |
|----|-------|--|---|---|
| 10 | 27 | <p>市民意識調査でも女性が職業をもつ方がよいと考える人が多い中、昼間女性が地域にいる事の少ない時代です。炊き出しも、コンビニのおにぎりを買うようになってきている現在、男女共同参画の視点で女性消防団員を確保するという意図がよくわかりません。</p> | <p>原文の内容で対応します。</p> | <p>男女共同参画とは、男女がともに人権を尊重しつつ互いに喜びも責任もわかちあう社会のことです。男女がともに協力し、家庭での家事、育児、介護など行うことが理想です。地域活動でも同じです。</p> <p>消防団員の仕事は、消火活動だけでなく、防火の広報、高齢者への避難経路・防火の指導など多岐にわたります。個人が自分の能力を発揮できるよう協力することが必要と考えています。</p> |
| 11 | 27 | <p>「男女共同参画社会推進に係るNPO団体・育成支援」が防災・防犯対策の強化欄に書かれているので、防犯活動に関するNPO団体の育成支援のように読み取れます。このNPO団体・育成支援は別枠で書いた方がよいと思います。</p> | <p>「(3)市民エンパワーメントの育成支援」の具体的施策として移し替えます。</p> | <p>防災・防犯については、特に女性のエンパワーメントが望まれる分野ですが、対象を幅広くした方がよいと考え、施策の方向の位置づけを変えます。</p> |

山口市男女共同参画推進組織設置要綱

(平成17年訓令甲第11号)

(設置)

第1条 山口市における男女共同参画プランへの提言と推進に資するため、山口市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)及び山口市男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。
(懇話会の所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの提言に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの推進に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(懇話会の組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) いきいき女性のコミュニティネット会議ぎふ委員
- (3) 企業関係者
- (4) 地域代表者
- (5) 公募市民
- (6) 行政関係者

(7) その他市長が必要と認める者

(懇話会の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(懇話会の会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(懇話会の会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明又は意見を聴くことができる。

(プロジェクトチームの所掌事務)

第7条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プラン策定のための基礎研究作業
- (2) 男女共同参画プラン案の作成及び調整
(プロジェクトチームの組織)

第8条 プロジェクトチームは、チームリーダー及びチーム員をもって組織する。

2 チームリーダーは、総務部総務課長が指名する職員をもって充て、チーム員は、各部から選出された職員をもって充てる。

3 プロジェクトチームは、必要に応じて部会を置くことができる。

4 チームリーダー及びチーム員は、男女共同参画プランが策定されたときは、解職されるものとする。

(チームリーダーの職務)

第9条 チームリーダーは、チームの会務を総括する。

(プロジェクトチームの会議)

第10条 プロジェクトチームの会議は、チームリーダーが必要があると認めたときに開催する。

2 会議の議長は、チームリーダーをもって充てる。

3 チームリーダーは、必要があると認めたときは、チーム員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 懇話会及びプロジェクトチームの庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、懇話会又はプロジェクトチームの運営について必要な事項は、それぞれ会長又はチームリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月27日から施行する。

附 則(平成18年3月24日訓令甲第12号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他

の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること

にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変

更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(以下省略)

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例

(平成15年岐阜県条例第49号)

私たちは皆平等であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。

しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に

活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。21世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒にあって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされるふるさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

第1章 基本的な考え方など

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民および事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

(男女共同参画の意味)

第2条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受け、ともに責任を負うことをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

(1) 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。

(2) 男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識(「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいいます。)から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。

(3) 県、事業者その他の団体および市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。

(4) 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。

(5) 県、県民、事業者その他の団体および市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

(県の責任)

第4条 県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(事業者その他の団体の役割)

第6条 事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(県と市町村との関係)

第7条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

2 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 県民は、性的な言葉または行為により相手

に不快や苦痛を与えることおよび性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること(「セクシュアル・ハラスメント」といいます。)を行ってはなりません。

2 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為(「ドメスティック・バイオレンス」といいます。)などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。

3 県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはなりません。

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するときは、あらかじめ、次の手続をとります。

(1) 県民および事業者その他の団体(以下「県民など」といいます。)の意見を聴くこと。

(2) 岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くこと。

3 知事は、男女共同参画計画を定めたときまたは変更したときは、速やかに、これを公表します。

(広報など)

第10条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

(教育、学習など)

第11条 県は、学校、地域、家庭などでの教育および県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

(情報の収集など)

第12条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集および分析をするほか、必要な調査研究を行います。

(県民などへの支援)

第13条 県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

(県の審議会などにおける委員の構成)

第14条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

(事業者への協力依頼)

第15条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

(男女共同参画推進サポーター)

第16条 知事は、県民などとともにも男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター(以下「サポーター」といいます。)として登録します。

2 サポーターは、次の活動を行います。

(1) 男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。

(2) 県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。

3 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。

(1) その活動に役立つ情報を提供すること。

(2) その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。

4 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。

(男女共同参画推進強調月間)

第17条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年11月を男女共同参画推進強調月間とします。

(苦情などに対する対応)

第18条 県は、次の事柄に関する県民などからの

苦情、意見および相談(以下「苦情など」といいます。)を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。

(1) 男女共同参画を進めるための施策に関すること

(2) 性別による人権侵害

2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表)

第19条 知事は、毎年1回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会

(設置)

第20条 県は、岐阜県男女共同参画21世紀審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

2 審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行います。

(1) 男女共同参画計画の策定

(2) 男女共同参画計画の変更

(3) 県民などからの苦情などに対する対応

(4) その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄

3 審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べることができます。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内とします。

2 委員は、知事が任命します。

3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の4割未満とならないようにします。

4 委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 委員は、再任されることができます。

(会長および副会長)

第23条 審議会に、会長および副会長を置きます。

2 会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。

3 副会長は、会長が指名します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、会長の代理をします。

(会議)

第24条 審議会は、会長が招集し、会長が議長と

なります。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

(特別委員)

第25条 特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

2 特別委員は、知事が任命します。

3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

(部会)

第26条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

2 部会の委員は、会長が指名します。

3 部会に部会長を置き、会長が指名します。

(会長への委任)

第27条 この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めます。

(以下省略)